

令和 3 年 第 1 回

大崎町議会 3 月定例会会議録

開会 令和 3 年 3 月 3 日

閉会 令和 3 年 3 月 17 日

大 崎 町 議 会

令和3年第1回大崎町議会定例会

会 期

令和3年3月 3日（水）から

15日間

令和3年3月17日（水）まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
3月 3日	水	10	第1日		会 期 の 決 定 諸 般 の 報 告 議案・陳情等上程
4日	木	9		委員会	付託案件の審査
5日	金	9		委員会	特別委員会（一般当初）
6日	土				休 会
7日	日				休 会
8日	月	9		委員会	特別委員会（一般当初）
9日	火	9		委員会	委員会（特会当初）
10日	水	10	第2日		一 般 質 問 付託案件の審査報告 議案・陳情等上程
11日	木				予 備
12日	金				予 備
13日	土				休 会
14日	日				休 会
15日	月				予 備
16日	火				中学校卒業式
17日	水	10	第3日		付託案件の審査報告 議案・陳情等上程

令和3年第1回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（3月3日）（水）

1. 開 会	6
2. 開 議	6
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
4. 日程第2 会期の決定	6
5. 日程第3 諸般の報告	6
6. 日程第4 行政報告	7
東町長報告	7
7. 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について （鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公 共団体の数の減少及び同組合理約の変更について）	8
東町長報告	9
8. 日程第6 議案第2号 令和2年度大崎町一般会計補正予算（第7号）	9
東町長提案理由説明	9
上橋総務課長	9
中山美幸君	9
東町長	13
竹本耕地課長	13
時見建設課長	13
中山美幸君	13
9. 日程第7 議案第3号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第3号）	14
東町長提案理由説明	14
相星保健福祉課長	14
10. 日程第8 議案第4号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予 算（第2号）	16
東町長提案理由説明	17
相星保健福祉課長	17
11. 日程第9 議案第5号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 （第2号）	18
東町長提案理由説明	18
相星保健福祉課長	18

12. 日程第10	議案第6号	大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	19
		東町長提案理由説明	19
		相星保健福祉課長	20
		中山美幸君	21
		東町長	21
		中山美幸君	22
		東町長	22
13. 日程第11	議案第7号	大崎町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22
		東町長提案理由説明	22
		相星保健福祉課長	23
		吉原信雄君	23
		東町長	23
		相星保健福祉課長	23
		吉原信雄君	23
		相星保健福祉課長	23
14. 日程第12	議案第8号	令和3年度大崎町一般会計予算	24
15. 日程第13	議案第9号	令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算	24
16. 日程第14	議案第10号	令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算	24
17. 日程第15	議案第11号	令和3年度大崎町介護保険事業特別会計予算	24
18. 日程第16	議案第12号	令和3年度大崎町水道事業会計予算	24
19. 日程第17	議案第13号	令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計予算	24
		東町長提案理由説明	24
		本松税務課長	36
		小野住民環境課長	37
		相星保健福祉課長	37
		高田水道課長	39
		川畑農委事務局長	39
20. 休 憩			40
		中村農林振興課長	40
		竹本耕地課長	41
		時見建設課長	42

上野教委管理課長	43
今吉社会教育課長	44
中野企画調整課長	44
上橋総務課長	45
相星保健福祉課長	48
相星保健福祉課長	50
相星保健福祉課長	51
高田水道課長	52
高田水道課長	54
21. 休 憩	56
22. 日程第18 議案第14号 大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条 例の制定について	57
東町長提案理由説明	57
相星保健福祉課長	57
23. 日程第19 議案第15号 大崎町国民健康保険給付準備積立基金の設置, 管理及び処分に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	58
東町長提案理由説明	58
相星保健福祉課長	59
24. 日程第20 議案第16号 大崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	60
東町長提案理由説明	60
相星保健福祉課長	60
25. 日程第21 議案第17号 大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定 について	61
東町長提案理由説明	61
相星保健福祉課長	62
26. 日程第22 議案第18号 大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の 指定について	63
東町長提案理由説明	63
相星保健福祉課長	64
27. 日程第23 議案第19号 大崎町くいの松原キャンプ場の設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	65

東町長提案理由説明	65
中野企画調整課長	65
28. 日程第24 議案第20号 大崎町過疎地域自立促進計画の一部変更につ	
いて	66
東町長提案理由説明	66
中野企画調整課長	66
29. 散 会	67
第2号（3月10日）（水）	
1. 開 議	73
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	73
3. 日程第2 一般質問	73
稲留光晴君	73
東町長	73
稲留光晴君	74
東町長	74
稲留光晴君	74
東町長	75
稲留光晴君	75
東町長	76
稲留光晴君	76
東町長	76
稲留光晴君	77
東町長	77
稲留光晴君	77
東町長	77
稲留光晴君	78
東町長	78
稲留光晴君	79
東町長	79
稲留光晴君	80
東町長	80
稲留光晴君	81
東町長	81

稲留光晴君	81
東町長	82
稲留光晴君	82
東町長	83
稲留光晴君	83
東町長	83
稲留光晴君	84
東町長	84
稲留光晴君	84
東町長	84
稲留光晴君	85
東町長	85
稲留光晴君	85
富重幸博君	85
東町長	86
富重幸博君	86
東町長	86
富重幸博君	86
東町長	86
富重幸博君	87
東町長	87
富重幸博君	87
東町長	87
富重幸博君	87
東町長	87
富重幸博君	88
東町長	88
富重幸博君	88
東町長	88
富重幸博君	88
東町長	88
富重幸博君	89
東町長	89
富重幸博君	89

東町長	89
富重幸博君	89
東町長	89
富重幸博君	90
東町長	90
富重幸博君	90
東町長	90
富重幸博君	90
東町長	90
富重幸博君	91
東町長	91
富重幸博君	91
東町長	91
富重幸博君	91
東町長	92
富重幸博君	92
東町長	92
富重幸博君	92
東町長	92
富重幸博君	93
東町長	93
富重幸博君	93
東町長	93
富重幸博君	93
東町長	93
富重幸博君	93
東町長	94
富重幸博君	94
東町長	94
富重幸博君	94
東町長	94
富重幸博君	94

藤井教育長	95
富重幸博君	95
藤井教育長	96
富重幸博君	96
藤井教育長	96
富重幸博君	97
藤井教育長	97
富重幸博君	97
東町長	98
富重幸博君	98
東町長	99
富重幸博君	99
平田慎一君	99
東町長	100
平田慎一君	100
東町長	101
平田慎一君	101
東町長	101
平田慎一君	102
東町長	102
平田慎一君	103
上野教委管理課長	103
平田慎一君	104
上橋総務課長	104
平田慎一君	104
東町長	105
平田慎一君	105
藤井教育長	105
平田慎一君	106
4. 休 憩	107
平田慎一君	107
東町長	108
平田慎一君	108
東町長	109

平田慎一君	109
東町長	110
平田慎一君	110
東町長	110
平田慎一君	111
東町長	112
平田慎一君	113
東町長	113
平田慎一君	114
東町長	114
平田慎一君	115
東町長	115
平田慎一君	116
東町長	116
平田慎一君	116
東町長	117
平田慎一君	117
児玉孝徳君	117
東町長	118
児玉孝徳君	118
東町長	119
相星保健福祉課長	119
児玉孝徳君	119
5. 休 憩	119
東町長	119
上橋総務課長	119
児玉孝徳君	120
上橋総務課長	120
児玉孝徳君	120
東町長	120
児玉孝徳君	120
東町長	121
児玉孝徳君	121
東町長	121

相星保健福祉課長	121
児玉孝徳君	122
東町長	122
児玉孝徳君	122
東町長	122
児玉孝徳君	123
東町長	123
児玉孝徳君	123
東町長	124
中村農林振興課長	124
児玉孝徳君	124
中村農林振興課長	124
児玉孝徳君	125
東町長	125
児玉孝徳君	126
東町長	126
児玉孝徳君	126
東町長	127
児玉孝徳君	127
中野企画調整課長	127
児玉孝徳君	127
東町長	128
児玉孝徳君	128
東町長	128
児玉孝徳君	128
東町長	128
児玉孝徳君	128
東町長	129
児玉孝徳君	129
東町長	129
児玉孝徳君	129
東町長	129
児玉孝徳君	129
東町長	130

児玉孝徳君	130
東町長	130
児玉孝徳君	131
東町長	131
児玉孝徳君	131
神崎文男君	131
東町長	132
神崎文男君	132
神崎文男君	132
東町長	132
神崎文男君	133
東町長	133
神崎文男君	133
東町長	134
神崎文男君	134
東町長	135
神崎文男君	136
6. 休 憩	136
中山美幸君	136
藤井教育長	137
中山美幸君	137
藤井教育長	138
中山美幸君	138
東町長	139
中山美幸君	139
藤井教育長	139
中山美幸君	139
東町長	140
中山美幸君	141
東町長	141
中山美幸君	141
東町長	142
中山美幸君	142
東町長	143

中山美幸君	143
東町長	144
中山美幸君	145
東町長	145
中山美幸君	146
東町長	146
中山美幸君	146
東町長	147
中山美幸君	147
東町長	148
中山美幸君	148
東町長	149
中山美幸君	149
東町長	149
中山美幸君	150
7. 日程第3 議案第2号 令和2年度大崎町一般会計補正予算(第7号)	150
神崎総務厚生常任委員長報告	150
8. 日程第4 議案第3号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第3号)	152
神崎総務厚生常任委員長報告	152
9. 日程第5 議案第4号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第2号)	154
神崎総務厚生常任委員長報告	154
10. 日程第6 議案第5号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予 算(第2号)	155
神崎総務厚生常任委員長報告	155
11. 散 会	156
第3号(3月17日)(水)	
1. 開 議	163
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	163
3. 日程第2 議案第6号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定 について	163
神崎総務厚生常任委員長報告	163

4. 日程第3	議案第7号	大崎町老人福祉センターの設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	165
		神崎総務厚生常任委員長報告	165
5. 日程第4	議案第19号	大崎町くくの松原キャンプ場の設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	166
		神崎総務厚生常任委員長報告	166
6. 日程第5	議案第8号	令和3年度大崎町一般会計予算	168
		諸木予算審査特別委員長報告	168
7. 日程第6	議案第9号	令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算	170
		神崎総務厚生常任委員長報告	170
8. 日程第7	議案第10号	令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算	172
		神崎総務厚生常任委員長報告	172
9. 日程第8	議案第11号	令和3年度大崎町介護保険事業特別会計予算	173
		神崎総務厚生常任委員長報告	173
10. 日程第9	議案第12号	令和3年度大崎町水道事業会計予算	174
		富重文教経済常任委員長報告	174
11. 日程第10	議案第11号	令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計予算	176
		富重文教経済常任委員長報告	176
12. 日程第11	議案第21号	令和2年度大崎町一般会計補正予算(第8号)	178
		東町長提案理由説明	178
		上橋総務課長	178
		中山美幸君	179
		東町長	179
		上橋総務課長	179
		中山美幸君	179
		上橋総務課長	179
13. 日程第12	議案第22号	令和3年度大崎町一般会計補正予算(第1号)	180
		東町長提案理由説明	180
		上橋総務課長	181
		吉原信雄君	182
		東町長	182
		中野企画調整課長	182
		中山美幸君	183

東町長	183
相星保健福祉課長	183
中山美幸君	184
児玉孝徳君	185
藤井教育長	185
平田慎一君	185
東町長	186
相星保健福祉課長	186
中野企画調整課長	186
平田慎一君	187
中野企画調整課長	187
相星保健福祉課長	187
富重幸博君	188
東町長	188
中村農林振興課長	188
14. 日程第 1 3 発委第 1 号 大崎町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について	189
吉原信雄君	189
15. 日程第 1 4 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について	190
東町長提案理由説明	190
16. 日程第 1 5 議員派遣の件	192
17. 日程第 1 6 閉会中継続審査・調査申出書	192
18. 閉 会	193

第 1 号

3月3日 (水)

令和3年第1回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和3年3月3日

午前10時00分開議

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（5番，6番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について
(鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について)
- (総) 日程第 6 議案第 2号 令和2年度大崎町一般会計補正予算（第7号）
- (総) 日程第 7 議案第 3号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (総) 日程第 8 議案第 4号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (総) 日程第 9 議案第 5号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (総) 日程第 10 議案第 6号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (総) 日程第 11 議案第 7号 大崎町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (特) 日程第 12 議案第 8号 令和3年度大崎町一般会計予算
- (総) 日程第 13 議案第 9号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算
- (総) 日程第 14 議案第 10号 令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算
- (総) 日程第 15 議案第 11号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計予算
- (文) 日程第 16 議案第 12号 令和3年度大崎町水道事業会計予算
- (文) 日程第 17 議案第 13号 令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 14号 大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 15号 大崎町国民健康保険給付準備積立基金の設置，管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 大崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- (総) 日程第 2 3 議案第 1 9 号 大崎町くくの松原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 大崎町過疎地域自立促進計画の一部変更について

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1 番 平 田 慎 一	7 番 吉 原 信 雄
2 番 富 重 幸 博	8 番 中 山 美 幸
3 番 児 玉 孝 徳	9 番 上 原 正 一
4 番 稲 留 光 晴	1 1 番 諸 木 悦 朗
5 番 神 崎 文 男	1 2 番 宮 本 昭 一
6 番 中 倉 広 文	

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

1 0 番 小 野 光 夫

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘	農林振興課長 中 村 富士夫
副 町 長 千 歳 史 郎	耕 地 課 長 竹 本 忠 行
教 育 長 藤 井 光 興	建 設 課 長 時 見 和 久
会 計 管 理 者 西 高 和 義	農 委 事 務 局 長 川 畑 定 浩
総 務 課 長 上 橋 孝 幸	水 道 課 長 高 田 利 郎
企 画 調 整 課 長 中 野 伸 一	教 委 管 理 課 長 上 野 明 仁
住 民 環 境 課 長 小 野 厚 生	社 会 教 育 課 長 今 吉 孝 志
保 健 福 祉 課 長 相 星 永 悟	税 務 課 長 本 松 健 一 郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長 本 高 秀 俊

次長兼調査係長	宮 本 修 一
次長兼議事係長	垣 内 吉 郎
庶務係主幹	西 　　ゆかり

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） これより、令和3年第1回大崎町議会定例会を開会いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本昭一君） これより、本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、神崎文男君、及び6番、中倉広文君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（宮本昭一君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月17日までの15日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（宮本昭一君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

去る2月16日に開催されました第72回鹿児島県町村議会議長会定例総会に出席いたしましたので、報告を申し上げます。第72回定例総会は、県町村議会議長会会長の東申良町議会議長、田之畑稔氏の挨拶で始まり、引き続き、来賓として、塩田鹿児島県知事、外園鹿児島県議会議長、森田鹿児島県町村会会長から、それぞれ祝辞をいただきました。その後、自治功労者表彰が行われ、鹿児島県町村議会議長会表彰と全国町村議会議長会表彰の伝達が行われました。このうち、鹿児島県町村議会議長会表彰では、町村議会議員25年以上在職者2名、同じく15年以上在職者4名、事務局職員10年以上在職者1名の計7名となっております。また、全国町村議会議長会表彰では、特別功労者2名、町村議会議長として7年以上在職者1名、町村議会議長27年以上在職者1名、同じく15年以上在職者6名の計10名となっております。本町からは中倉広文議員が、町村議会議員として15年以上在籍し、功労のあった者として全国町村議会議長会から表彰を受けております。

議事に入り、私が田之畑会長から定期総会議長の一任を受けましたことから、議長としての議事の進行をした次第であります。

初めに、副会長及び理事の補充選任報告に続き、令和元年度決算の承認、令和3年度事業計画案、同じく予算案の提案説明があり、審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。なお、令和3年度鹿児島県町村議会議長会会計予算総額は4,757万3,000円であります。前年度と比較すると、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からやむなく中止をした研修会、各種会議が多く、歳入において繰越金を増額し、各町村の負担金が減額となっているところであります。

最後に、住民の代表機関として町村の最終意思決定を担う議会の役割と責任を深く自覚し、総力を結集して新型コロナウイルス感染症対策の万全実施、地方創生のさらなる推進、新たな過疎対策法の制定と現行過疎地域の継続指定など、合わせて11項目の実現を期するための決議案が提案され、これを全会一致で採択いたしました。

第72回鹿児島県町村議会議長会定期総会については、以上のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（宮本昭一君） 日程第4「行政報告」を行います。これを許可します。

町長。

○町長（東 靖弘君） 令和3年第1回議会定例会に当たり、諸般の行政報告をいたします。

まず初めに、企画調整課関係でございます。

現在、鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業を活用して、横瀬古墳の北側に東屋、トイレ、駐輪場、石碑を整備中でございます。これは、本町と東串良町、肝付町の3町合同で申請し、横瀬古墳、東串良町の唐仁古墳群、肝付町の塚崎古墳群の周辺に東屋やトイレ案内板を設置し、観光周遊につなげようとするものでございます。本町分は3月中に完成予定でございますが、町民の憩いの場としての利用はもちろん、サイクリング、イベントの休憩所としての活用や、古墳めぐりツアーを計画するなど、施設を有効に活用し、交流人口の増加にも努めてまいります。

次に、あすばる大崎についてでございます。

4月1日からの民間譲渡に向け、現在準備を進めているところでございます。譲渡先である阿部商事有限会社から、あすばる大崎の新たなオープンに向けて施設の

全面改修工事を行うため、4月から数か月の間、おおむね6か月、7か月ぐらいだろうと思いますが、その間、施設の全面休業を予定しているとの報告を受けております。営業開始時期は、現在のところ未定でございますが、決定した場合には御報告申し上げます。当分の間、利用者の皆様には御不便をおかけいたしますが、今後、あすばる大崎をより快適に御利用いただくための改修工事でございますので、何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、保健福祉課関係でございます。

新型コロナウイルスに対するワクチン接種について御報告いたします。国の接種計画も刻一刻と変わってきている状況から、町におきましても、ワクチンの供給に応じて随時対応しながら進めていく旨、御了承いただきたいと思います。

まず、接種券配付時期と接種開始時期についてでございますが、ワクチンの供給において、当初国が見込んでいた時期、量ともに変更が生じてきたことから、町においてもワクチンの供給量、供給時期が確定した段階で町民への接種券配付及び接種開始時期を決定していきたいと思っております。現在のところ、国からの情報においては、4月の第4週目に全市町村へのワクチン供給が見込めるとのことから、4月の中旬頃の接種券発送及び予約受付開始を予定しております。また、1回目のワクチンの供給量が少ない場合は、65歳以上の中でも、さらにリスクの高い、より年齢の高いほうから順次接種を進めていくことも考えております。

続きまして、接種方法についてでございますが、当初予定していた集団接種会場である曾於医師会病院と曾於医師会立有明病院から、2市1町におきましては市町村ごとに会場を設けることといたしまして、町においては大崎町中央公民館と大崎町野方農村環境改善センターを会場に予定しております。しかしながら、4月当初は一定のワクチン供給量が見込めない状況から、まずは町内の医療機関による個別接種から開始し、ワクチンの安定した供給量が見込めるようになった段階で、個別接種と集団接種の併用で進めていく計画でございます。今後、ワクチンの供給時期、供給量によって変更点が出てきた場合は、必要に応じて、防災無線やホームページ等で町民への案内・周知を随時していく予定でございます。

以上で、報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について

（鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について）

○議長（宮本昭一君） 日程第5、報告第1号「専決処分の報告について（鹿児島県市

町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について)」を議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方自治報第286条第1項の規定により、令和3年4月1日から、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から大島農業共済事務組合の解散に伴い脱退させ、同組合規約の一部を変更するものでございます。

なお、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び同組合の変更につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決事項として指定がなされておりますので、これを専決し、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものでございます。

○議長（宮本昭一君） これで報告は終わります。

-----○-----

日程第6 議案第2号 令和2年度大崎町一般会計補正予算（第7号）

○議長（宮本昭一君） 日程第6、議案第2号「令和2年度大崎町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12億2,877万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を146億5,826万5,000円にするものでございます。歳出の主なものは、ポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業補助金やプレミアム商品券発行事業補助金などの新型コロナウイルス感染症対策事業費の増減、及び災害復旧事業費の減などでございます。歳入は、国・県支出金及び繰入金、町債の減が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。今回の補正予算は、人件費をはじめ、事業費の決定や実績見込みによる調整が主なものでございますので、比較的金額の大きいものと国の補正予算関連事業などについて説明させていただきます。

まず、歳出から御説明いたしますので、22ページをお願いいたします。

款2総務費、目4財政管理費、節24積立金5,004万8,000円は、今後の公共施設整備等に備えるための施設整備事業基金への積立金が主なものでございます。目6財産管理費、節13使用料及び賃借料127万6,000円は、城内共有墓地の移設進捗状況によりまして樹木の伐採作業等を早期に進めるための機械借上

料でございます。

23ページをお願いいたします。目14諸費、節22償還金、利子及び割引料752万5,000円は、説明欄にございます各事業の過年度の実績に基づく返還金等でございます。

24ページをお願いいたします。目15新型コロナウイルス感染症対策事業費は、合計で492万6,000円の減でございますが、特別定額給付金事業の実績に伴う減が主なものでございます。

29ページをお願いいたしまして、一番下の款3民生費、目1災害救助費は、合計で849万7,000円の減でございますが、7月豪雨災害に伴う被災者住宅の修繕や貸付金の実績に伴う減でございます。

33ページをお願いいたします。款4衛生費、目9後期高齢者医療費、節18負担金、補助及び交付金487万4,000円の主なものは、療養給付費の確定に伴う負担金520万3,000円の増でございます。項2清掃費、目1し尿塵芥処理費は、合計で1,676万2,000円の減でございますが、7月豪雨災害に伴う災害廃棄物等の処理に係る経費や、被災者住宅の自主解体補助の実績に伴う増減でございます。

35ページをお願いいたします。款5農林水産業費、目10農地費、節18負担金、補助及び交付金165万8,000円は、県営農村地域防災・減災事業など、説明欄にございます各事業費の確定に伴う負担金の増減でございます。

37ページをお願いいたします。目14営農推進費、節18負担金、補助及び交付金のうち、農業者育成確保対策補助金100万円は、新規就農者が見込みより5名増加したことにより補助金を増額するものでございます。目15新型コロナウイルス感染症対策事業費、節10需用費203万5,000円は、菱田農村環境改善センターのトイレの洋式化に伴うものでございます。節18負担金、補助及び交付金のうち、ポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業補助金1,986万7,000円は、新たな生産・販売体制の構築に向けた先進的な取組を行う生産者に対して補助を行うものでございます。いずれも翌年度に繰り越して行うものでございます。

38ページをお願いいたします。款6商工費、目4新型コロナウイルス感染症対策事業費、節14工事請負費320万円は、くのにの松原キャンプ場内のトイレ洋式化に伴う工事費でございます。現在、プール等のトイレ洋式化を進めておりますが、キャンプ場内のトイレなど未着工部分を早期に進めるためのものでございます。節18負担金、補助及び交付金2,949万8,000円の主なものは、切れ目なく経済対策を実施するためのプレミアム商品券発行事業補助金でございます。い

ずれも、翌年度に繰り越して事業を進めるものでございます。

39ページをお願いいたします。款7土木費、目1土木総務費、節18負担金、補助及び交付金は、地方特定道路整備事業市町村負担金200万円の増が主なものでございます。これは、県道黒石串良線の改良事業費の確定に伴う増でございます。

44ページをお願いいたします。款9教育費、目3新型コロナウイルス感染症対策事業費は、合計で271万4,000円でございます。主なものは、節10需用費195万5,000円や、節17備品購入費314万5,000円など、国の学校保健特別対策事業を活用した感染症対策用品の購入等の費用でございます。なお、国の3次補正予算に伴う事業であるため、繰り越して行うものでございます。

次の45ページをお願いいたします。項3中学校費、目3新型コロナウイルス感染症対策事業費は、合計で78万円でございますが、小学校費同様、学校保健特別対策事業が主なものでございまして、こちらも翌年度に繰り越すものでございます。

46ページをお願いいたします。項4社会教育費、目7新型コロナウイルス感染症対策事業費、節17備品購入費135万円は、感染症対策としまして、図書を除菌する器機の購入費でございます。

47ページをお願いいたします。項5保健体育費、目3新型コロナウイルス感染症対策事業費、節14工事請負費293万7,000円は、総合体育館の感染予防対策として、トイレの洋式化とトレーニング室の換気扇設置に係る工事費でございます。いずれも、翌年度に繰り越して行うものでございます。

款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目1現年災害復旧費は5億4,933万3,000円の減でございますが、年度内に執行が見込めなかった災害復旧事業分を、令和3年度予算に組み替えるため減額するものでございます。なお、今年度執行中の災害復旧工事のうち、一部は国の災害査定等に時間を要したことから、翌年度に繰り越すものでございます。

48ページをお願いいたします。項2公共土木施設災害復旧費、目1現年災外復旧費4億5,475万円の減は、先ほどと同様、橋りょう災害復旧に係る工事費等を令和3年度に組み替えるため、減額するものでございます。また、今年度執行中の災害復旧工事の一部は、翌年度に繰り越し、実施するものでございます。

これで歳出を終わりました。次に歳入の主なものについて御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。款1町税は、これまでの実績と今後を見込みまして増減するものでございます。

款13分担金及び負担金から款16県支出金までは、説明欄に記載してございま

す各事業等の実績見込み及び決定等に伴いまして補正をお願いするものでございます。

17ページをお願いいたします。款19繰入金、目1財政調整基金繰入金2億1,200万円の減は、財源の調整でございますが、主な理由は、災害復旧費補正の影響によるものでございます。目5ふるさと応援基金繰入金は、6,000万円の減でございます。当初予算等において、中沖小学校校舎棟大規模改造工事等の財源として計上しておりましたが、事業費の確定に伴いまして、今回の補正で減額するものでございます。

18ページをお願いいたします。款21諸収入、目1雑入の主なものは、説明欄の下から6段目にございます肉用牛特別導入事業基金の廃止に伴う基金残高の一般会計への受入分1,558万5,000円でございます。

19ページをお願いいたします。款22町債は、合計で2億9,608万2,000円の減でございますが、説明欄にございます各事業の事業実績等に伴い増減するものでございます。このうち、目8民生債70万円は、7月豪雨災害の被災者に対する援護資金の貸付事業でございますが、貸付金の確定に伴い、今回計上したものでございます。

次の目9減収補填債2,301万8,000円は、コロナの影響により減収が見込まれる税目について、特例として減収相当分を起債できるもので、国が示す範囲内で計上したものでございます。

以上で、歳入の説明を終わりました。次に、6ページをお願いいたします。第2表でございますが、繰越明許費の追加でございます。今回の繰越明許費については、7月豪雨災害に伴う災害応急・復旧工事を優先して発注していることや、新型コロナウイルス感染症の影響により人や物の移動が制限されていること、国の補正予算による事業開始の遅れなどにより、事業が年度内に完了できないため、款2総務費から款10災害復旧費までの各事業を翌年度に繰り越すものでございます。

次の7ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正でございます。

(1) 追加でございますが、固定資産土地評価替業務委託料でございます。令和6年度の固定資産評価替に向けた経費でございますが、公平な税負担を念頭に、適正な宅地の評価業務を委託するものでございます。令和5年度までの限度額を760万円と設定いたしまして、債務負担行為の限度額としてお願いするものでございます。

次に、(2) 変更でございます。大崎町老人福祉センター管理委託料でございますが、浴場の故障に伴い、管理委託料の見直しを行ったため、限度額を750万円に減額するものでございます。次に、スクールバス運行业務委託料でございます。

契約金額の実績に伴いまして、限度額を補正後の857万5,000円に減額するものでございます。次に、廃止でございますが、災害援護資金利子補給金でございます。災害援護資金の貸し付けに伴う利子相当分を助成できる制度のため、債務負担行為としてお願いしておりましたが、借受人が連帯保証人を立てたことから利子が発生しないこととなったため、廃止するものでございます。

8ページをお願いいたします。第4表地方債補正でございます。(1)追加でございますが、まずは、災害援護資金貸付事業でございます。これは、7月豪雨災害の被災者に対する援護資金の貸付事業として鹿児島県から借り受けるもので、正式に貸付が決定したことから計上したものでございます。次に、減収補填債でございますが、国のコロナ対策の一環として、減収相当分を起債するものでございます。

次に、(2)変更でございますが、起債の目的欄の過疎対策事業及び現年発生補助災害復旧事業の限度額を、事業費の確定等に基づき、補正前の額から補正後の額に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては御覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わりますが、50ページ以降に給与費明細書を添付してございますので御参照いただきたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8番(中山美幸君) 災害復旧費について、若干質問いたします。国の査定が遅れたから繰越をというような話なんですけど、この件について、現在災害が発生している部分、こういったところの作付ができなかったり、もしくは2次災害が発生するような状況が非常に考えられると思うんですね。そういったところを行政としてはどのように考えているんですか。

○町長(東 靖弘君) ただいまの御質問でございますが、既に水田等において事業の発注をしている分等もございますので、ただいまの御質問につきましては、それぞれ担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○耕地課長(竹本忠行君) ただいまの質問でございますけれども、現在、査定がやはり12月末頃まで遅れたことに伴いまして、工事発注関係につきましても計画どおり実施しておりましたけれども、やはりちょっと間に合わない部分等もございました。それで、そういった部分につきましては、各水利組合等の組合長さんとも話をいたしまして、今後の工事計画と、それから作付等についても協議をさせていただいたところでございます。

○建設課長(時見和久君) 建設課分の災害につきましては、順調に発注を行い、工事を早期に終わらすために進めているところではございますけれども、なかなか業者の

作業員とかちょっと少ない面もありまして、若干、年度内に終わらないのがありました。その分については、そのまま繰越して作業を進めるようにしております。

○8番（中山美幸君） 内容はよくわかっているんですけども、2次災害ということ考えたときに、対応が非常に遅くなりますと、また、また災害が起きる可能性がございますので、早急に、そういったところを考えながら危険度の高いところといましようか、そういったところをよく把握されて事業の推進をされるよう要望申し上げます。

○議長（宮本昭一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第7 議案第3号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮本昭一君） 日程第7、議案第3号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,817万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億385万5,000円とするものでございます。補正の主なものは、一般被保険者に係る保険給付費の補正増及び県補助金の見込みに伴い補正するものでございます。

よろしく審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、国民健康保険事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書によりまして、歳出から御説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費17万9,000円の減額、項2徴税費、目1賦課徴収費7万9,000円の減額は、説明欄のとおり、それぞれ実績により減額するものでございます。

款2保険給付費、項1療養諸費は、目1一般被保険者療養給付費の6,232万

3,000円の増額は、入院等による医療費の増加によるものでございます。目2一般被保険者療養費の20万円の減額、目3審査支払手数料の19万円の減額は、実績見込みにより減額するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。項3移送費、目1一般被保険者移送費の5万円の減額、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金の294万円の減額、項3葬祭諸費、目1葬祭費10万円の増額は、実績見込みにより、それぞれ増減するものでございます。

款3国民健康保険事業費納付金、目1一般被保険者療養給付費分は、国・県補助金等の確定見込みによる財源変更でございます。

次に、11ページをお願いいたします。款4保険事業費、項1保険事業費、目1保健衛生普及費の53万5,000円の減額は、節1報酬から節11役務費まで、実績見込みにより、それぞれ増減するものでございます。目2疾病予防費の54万円の減額は、人間ドック等への助成金で、実績見込みによる減額でございます。項2特定健康診査等事業費は、952万6,000円の減額で、節4共済費から節12委託料まで、実績見込みにより減額するものでございます。節12委託料832万1,000円の減額は、特定健診業務委託料472万7,000円を実績見込みにより減額いたします。また、特定健診受診率向上共同事業委託料の359万4,000円の減額は、特定健診の未受診者に対して受診勧奨を行うものですが、コロナの影響により健診が10月にずれ込んだため、この事業が実施できなかったことによるものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。款5基金積立金、目1国保給付準備積立基金積立金の1万3,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

款6公債費、目1利子の25万5,000円の減額は、一時借入金利子の見込みにより減額するものでございます。

款7諸支出金、目3保険給付費等交付金償還金の304万3,000円の増額、目4特定健康診査等負担金償還金の42万4,000円の増額、目5療養給付費等負担金償還金の179万3,000円の増額、これはそれぞれ説明欄にあります交付金等の実績によります返還金でございます。

以上で歳出を終わりました。次に歳入を御説明いたします。6ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は、2,472万2,000円を増額するものでございます。節1保険給付費分現年課税分から節6介護納付金分滞納繰越分まで、収入見込みによりそれぞれ増額するものでございます。目2退職被保険者等国民健康保険税は、4万3,000円を減額するものでございま

す。節1 医療給付費分滞納繰越分から節3 介護納付金分滞納繰越分まで、収入見込みによりそれぞれ増減するものでございます。

款3 国庫支出金、目2 災害等臨時特例補助金15万6,000円の増額は、昨年7月の豪雨及び新型コロナウイルス感染拡大による保険料減免分に対する補助金の決定によるものでございます。

次の7ページをお願いいたします。款4 県支出金、目1 保険給付費等交付金は、7,449万5,000円の増額でございます。節1 保険給付費等交付金6,149万1,000円の増額は、保険給付費の実績見込額が増加したことによるものでございます。節2 保険給付費等交付金1,300万4,000円の増額は、説明欄のとおり、それぞれ交付決定額に基づいて増減するものでございます。

次に、款6 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金221万8,000円の減額は、節3 事務費等繰入金25万8,000円の減額と節4 出産育児一時金等繰入金196万円の減額は、それぞれ実績見込みによる減額でございます。項2 基金繰入金、目1 国民健康保険給付準備積立基金繰入金の5,010万8,000円の減額は、保険税等の増額により国保事業費納付金等の財源が確保されたため、国保積立基金から繰入金を減額するものでございます。

次の8ページをお願いいたします。款8 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、目1 延滞金99万9,000円の増額は、実績見込みにより増額、及び項3 受託事業収入、目1 特定健康診査等受託料1,000円の減額は、実績により減額するものでございます。項4 雑入、目1 一般被保険者第三者納付金25万5,000円の減額、目2 退職被保険者等第三者納付金1,000円の減額、目3 一般被保険者返納金44万6,000円は、それぞれ実績見込みにより増減するものでございます。

なお、14ページ以降に給与費等明細書を添付しておりますので御参照いただきたいと思ます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第8 議案第4号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2

号)

○議長（宮本昭一君） 日程第8、議案第4号「令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,913万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,313万8,000円とするものでございます。補正の主なものは、後期高齢者医療保険料及び広域連合納付金等の見込みに伴い補正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、後期高齢者医療特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。予算書によりまして、歳出から御説明いたします。7ページをお願いいたします。

款1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金1,913万5,000円の増額は、県広域連合へ納付いたします後期高齢者医療広域連合納付金及び保険基盤安定分担金を実績見込みにより増額をするものでございます。

以上で歳出を終わります。

次に、歳入を御説明いたします。6ページをお願いいたします。

款1後期高齢者医療保険料は、実績見込みにより1,362万1,000円を増額するものでございます。

次に、款3繰入金120万3,000円の増額は、目1保険基盤安定繰入金120万4,000円の増額で、低所得者等に係る保険料の軽減分に対する保険基盤安定分担金を見込みにより増額するものでございます。目2一般会計繰入金1,000円の減額は、実績見込みにより一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、款4繰越金、目1繰越金441万1,000円の増額は、繰越額の確定によるものでございます。

次に、款5諸収入、目1還付金10万円の減額は、保険料に係る還付金でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御説明いたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第9 議案第5号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮本昭一君） 日程第9、議案第5号「令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ352万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億678万8,000円とするものでございます。補正の主なものは、地域密着型介護予防サービス給付費及び高額介護サービス費の見込み増加に伴います補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、介護保険事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。予算書によりまして歳出から御説明いたします。9ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費は、財源変更によるものでございます。給付見込額の減少に伴いまして歳入減となるため、繰越金を充てるものでございます。項2介護予防サービス等諸費、目3地域密着型介護予防サービス給付費150万円の増額は、実績見込みによるものでございます。項3その他諸費、目1審査支払手数料の17万円の減額は、国保連合会に対する支払手数料の実績見込みにより減額するものでございます。項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費の500万円の増額は、介護サービスを利用した際の利用者負担金が一定額以上を上回った場合に給付する高額介護サービス費の実績見込みにより増額するものでございます。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費は、財源変更によるものでございます。同じく、給付見込額の減少に伴い歳入減となるため、繰越金を充てるものでございます。

10ページをお願いいたします。2つ目の表ですけれども、項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費、節7報償費の164万1,000円の減額は、高齢者元気度アップポイント付与事業やころばん体操開催時の講師謝金の実績見込みによるもの、節12委託料の30万円の減額は、介護予防教室の実績見込みにより減額するものでございます。ともに、新型コロナウイルス感染拡大防止による事業の縮小などがございます。

項3 包括的支援事業・任意事業費、目1 包括的支援事業費は、財源変更によるものでございます。同じく、事業費の減少に伴いまして歳入減となるため、繰越金を充てるものでございます。目4 在宅医療・介護連携推進事業31万3,000円の減額は、曾於医師会に委託しております在宅医療・介護連携推進事業の実績見込みにより減額するものでございます。目5 生活支援体制整備事業費は、国庫補助金の確定による財源変更でございます。目6 認知症総合支援事業費45万の減額は、各種会合の出席謝礼で、実績見込みにより減額をするものでございます。

11 ページをお願いいたします。目7 地域ケア会議推進事業費10万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

以上で歳出を終わります。

次に、歳入をお願いいたします。6 ページをお願いいたします。

款1 保険料、目1 第1号被保険者保険料643万3,000円の減額は、現年度分の保険料の実績と見込みにより減額するものでございます。

款3 国庫支出金から、7 ページをお願いいたします、款5 県支出金まで、国・県支出金等の交付見込みにより増減額するものでございます。

款6 繰入金、目1 一般会計繰入金785万6,000円の減額は、介護保険給付費等に係る町の法定負担分の繰入れを、実績見込みにより減額するものでございます。

8 ページをお願いいたします。款7 繰越金、目1 繰越金1億319万5,000円の増額は、前年度からの繰越額の確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第10 議案第6号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第10、議案第6号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、介護保険事業の健全かつ適正な運営を図るための新しい大崎町介護保険事業計画が令和3年4月から実施されること

に伴い、65歳以上の被保険者に係る介護保険料率の条文の一部を改定するほか、所要の改正をするものであります。

介護認定者数の増加等に伴う介護給付費の上昇により、介護保険料率の引き上げは回避できない状況であり、介護保険事業計画策定委員会において慎重に審議していただいた結果をもとに、保険料を改正するものです。併せまして、介護保険条例の普通徴収の特例条文に、租税特別措置法の規定条文を追加するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、御説明いたします。本案は、大崎町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

3年に1回実施しております介護保険事業計画策定に合わせまして介護給付費料を見込み、介護保険料につきまして検討することとなっておりますが、介護認定者数の増加に伴いまして、介護給付費は毎年増加している状況にございます。このことから、御提案しております議案につきましては、介護保険料の見直しが主なものとなっております。

なお、介護保険料につきましては、介護給付費の増加や介護報酬改定引き上げに伴いまして保険料を見直さざるを得ない状況となっていることを御理解いただきたいと思っております。

それでは、本条例の改正内容につきまして御説明いたします。議案書の2枚目の新旧対照表をお願いいたします。

第2条、保険料率の改定でございます。第1項の新旧対照表のアンダーライン部分でございますが、1行目は保険料率の適用期間を、現行の「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改めるものでございます。

第1号でございますが、保険料を「3万9,000円」から「4万200円」に改めるものでございます。第2号及び第3号は、同じく「5万8,500円」を「6万300円」に、第4号は「7万200円」を「7万2,360円」に、第5号は「7万8,000円」を「8万400円」に、第6号は「9万3,600円」を「9万6,480円」に、第7号は「10万1,400円」を「10万4,520円」に、第8号は「11万7,000円」を「12万600円」に、第9号は「13万2,600円」を「13万6,680円」に、それぞれ改めるものでございます。

なお、現行では、第5号の7万8,000円を保険料の標準額としております。月額6,500円としていたものを、改定後は8万4,000円が基準額となりますので、月額保険料は6,700円とするものでございます。

次に、第2項につきましては、低所得者の保険料軽減措置でございます。その適用年度をアンダーラインのとおり、「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、その保険料を「2万3,400円」から「2万4,120円」に改めるものでございます。

次に、第3項につきましても、低所得者の保険料軽減措置でございます。その適用年度をアンダーラインのとおり、「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、その保険料を「3万9,000円」から「4万200円」に改めるものでございます。

なお、第4項につきましても、低所得者の保険料軽減措置でございます。その適用年度をアンダーラインのとおり、「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、その保険料を「5万4,600円」から「5万6,280円」に改めるものでございます。

次に、第5条でございますが、普通徴収の特例の改正でございます。地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の注釈で、租税特別措置法の規定条文を加えるものでございます。

次に、議案書をお願いいたします。附則でございますけれども、第1項におきましては、本条例は、令和3年4月1日から施行するものとしております。第2項におきましては、保険料についての経過措置でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） 値上げの条例ということでございますけれども、先ほどの一般会計の補正の中でも若干触れておりましたが、一般介護予防事業との兼ね合いということ考えた場合にですね、この認定に至らないような状況をどうやってつくっていくかというのをもう少し充実させる手法、そういったものを考えながら、この条例改定に臨んでいらっしゃるのかどうか、そこら辺をお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 御質問は、認定に至らないような状況をつくるため、どのような施策をやっているかという考え方を取っているかということでございます。非常に高齢者が増加して、介護認定者が増えてきている中で、やはり健康な状態を維持・増進させていくということが町政の方針でもなければならぬわけでありまして、おおむね、そういったことについては考えながらやってきているところでありますが、今回の介護保険料についても極力上昇するのを抑える形で実施してきたところでありますけど、御質問がありましたように、高齢者が非常に多くなっていく中で、やはり健康な高齢者を輩出していくことを中心に考えていく必要があるかと思っております。

○8番（中山美幸君） 町長、今、答弁がありましたように、一般介護のそういった関係の予防事業をやっているのはよくわかっているんですよ。ところが、今回の値上げを見ますと、非常にかかなりの比率で上がってきているところを見ますと、これは、まだ介護予防事業についてもうちょっと真剣に考えていただいて、どのような効果が出ているのか、どのような実績が上がっているのか、どのようにしたら認定に至らないような健康な高齢者をつくっていくかということ、もう少し真剣に考えていかないといけない問題じゃないですか。

そして、また次の改定の時期において、非常にまた住民に負担がかかってくるというようなことも私は危惧するわけですが、そういったところをもう少し真剣に考えていただくように要望しますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 御意見ありがとうございます。先ほども申し上げましたけれども、やはり65歳、70歳、そして80歳ということで、ある程度は元気な高齢者が高齢になっていくわけでありまして、やはり課題は、こういった介護とかそういった部分をいかに予防するかということがありますので、究極の目的はそこにあると思っております。したがって、やはり高齢者の皆さん方の健康に関する意識の高揚とか、また我々の施策の中でもそういったことを十分働きかけていく施策は当然やるべきことであると思いますので、今後努力してまいりたいと思います。

○議長（宮本昭一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第11 議案第7号 大崎町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第11、議案第7号「大崎町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、大崎町老人福祉センター浴場設備の老朽化に伴い浴場業務の廃止を提案するもので、業務を規定する大崎町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、御説明いたします。町老人福祉センターは、昭和58年3月に整備され、38年が経過しようとしております。経年劣化が進みつつあり、施設の使用に当たりましては、支障が出ている部分につきましては、その都度、修繕などで対応してまいりました。

今回提案いたしました浴場につきましては、令和2年12月に故障が判明し、ただいま業務を停止している状況でございます。業務を継続するためには設備を更新する必要がございますが、更新に係る費用、今後の維持費及び利用者数を考慮した結果、浴場業務の廃止を提案するものでございます。

それでは、本条例における今回の改正点について、新旧対照表で御説明いたします。

現行の条例中、第4条は、老人福祉センターの開館時間に関する規定でございます。「第2項老人福祉センターの浴場の使用時間は、午前10時から午後4時までとする」と規定されている部分を、業務の廃止を提案することに伴いまして削除するものでございます。

次に、第6条でございますが、これは、老人福祉センターの業務に関する規定でございます。第4号に、浴場の利用に関するものと規定されている部分を、同様に削除し、第5号を第4号とし、第6号を第5号とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

○7番（吉原信雄君） この福祉センターの月の利用者は何人で、浴場を何人ぐらいが利用されているかをお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（相星永悟君） 前後いたしますけれども、浴場の利用者につきましては、12月からやっていないわけですが、直近の3か月で見ますと、実際利用されている方は37名ほどいらっしゃるようでございました。毎日利用されている方はいらっしゃる方はいらっしゃらなくて、週1回から2回の利用の方が6割、週に3回の方が2割、残りは月に数回程度の御利用の方の状況でございます。

それから、福祉センター自体の利用状況ですが、令和元年度で申し上げさせていただきます。利用者が、令和元年度が6,553名となっております。

以上でございます。

○7番（吉原信雄君） 大体一日何人ですかね、そうしたら。

○保健福祉課長（相星永悟君） 単純に計算いたしますと、一日平均15名前後ということではないかと思われまして。

以上でございます。

○議長（宮本昭一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第12 議案第 8号 令和3年度大崎町一般会計予算

日程第13 議案第 9号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算

日程第14 議案第10号 令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算

日程第15 議案第11号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計予算

日程第16 議案第12号 令和3年度大崎町水道事業会計予算

日程第17 議案第13号 令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計予算

○議長（宮本昭一君） 日程第12、議案第8号「令和3年度大崎町一般会計予算」、日程第13、議案第9号「令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第14、議案第10号「令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第15、議案第11号「令和3年度大崎町介護保険事業特別会計予算」、日程第16、議案第12号「令和3年度大崎町水道事業会計予算」、日程第17、議案第13号「令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」、以上6件を一括議題といたします。

ここで、町長から提案理由の説明と合わせて令和3年度施政方針について説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 令和3年第1回大崎町議会定例会において新年度当初予算及び関連諸議案の御審議をお願いするに当たり、私の所信表明と当初予算の概要を御説明申し上げますとともに、議員各位をはじめ町民の皆様に町政への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まずは、全国的にふるさと納税寄附額が伸びている中、新聞報道にございましたとおり、本町も過去最高額を更新し、県内トップの寄附額となりましたことに対しまして、寄附者をはじめ町議会の皆様や、関係する商工事業者並びに町民の皆様に心から感謝申し上げます。このふるさと納税は、町内事業者の活力となるとともに、子育て施策をはじめ本町の進める各種施策においても貴重な財源となっておりますことから、今後も、これまで以上に関係各位と連携を図りながら、町政の貴重な財源確保策として維持できるよう努力してまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症は世界中に猛威を振るい、いまだにその収束は見通せず、我が国の政治・経済、そして暮らしにも大きな影響を及ぼし続けております。オリンピックをはじめとするイベントの延期や中止、緊急事態宣言や時短要請など、様々な活動に制限が付され、身近な日常も大きく変化してまいりました。また、経済的・心理的不安もあってか、婚姻数が低下する結婚危機も深刻化している上、子育て環境も変化し、出生率の低下による少子高齢化はさらに加速しているといわれております。

そのような中、国の新年度予算編成に当たり、政府は「経済あつての財政」との考えのもと、経済財政運営と改革の基本方針2020に基づき、経済・財政一体改革を推進することとし、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものにしつつ、歳出、歳入両面からの改革を推進するとしております。国民の命と暮らしを守るためには、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る必要があります。ポストコロナの新しい社会をつくるため、デジタル社会の実現を目指すとともに、新しい社会を支える人、イノベーションの投資を強化するとしています。また、2050年カーボンニュートラルを目指し、経済と環境の好循環、グリーン社会の実現にも取り組んでいくとしております。

このような状況の中、本町においては、コロナ禍における地域経済を支援するための商工業や農林漁業者への支援策をはじめ、学習活動を支援するためのICT教育環境整備を進めてまいりました。経済循環の期待が高かった東京オリンピックやかごしま国体は延期されたものの、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅を活用した合宿誘致は一定の成果が得られたものと考えております。また、第2次総合戦略に続き、現在、第3次大崎町総合計画を策定中でございます。2030年の大崎町の姿を想定し、まちづくりの「基本理念」と重点目標からなる「基本構想」、分野を横断する取組となる重点プロジェクトと、分野ごとの個別施策からなる「基本計画」を掲げ、その達成に向けて、令和3年度から取り組んでまいり予定でございますが、そのほか、新年度における私の所信について幾つか述べさせていただきます。

まず、第1に、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に力を注いでまいります。ワクチン接種を進めるための体制整備の充実や、計画的なワクチン接種の実施、接種に関する相談支援など、国や県、医療機関との連携を図りながら進めてまいります。また、コロナ禍での地域経済支援策や学校、公共施設の感染予防策、行政手続の簡素化などについても、引き続き取り組んでまいります。

2つ目は、人口施策の充実でございます。コロナ禍での少子化対策も重要な課題になっておりますが、本町におきましても、出生数が想定以上に減少しておりま

す。コロナの収束後にある程度回復するとの見方もありますが、少子化対策は地域の活力、にぎわいはもちろんのこと、高齢化社会を支えるためにも重要な施策であると考えております。そのためには、若者が働き、育てる環境を整えることが重要であるとの考えから、定住施策や新規就農支援などの施策に取り組みます。定住施策としましては、引き続き定住住宅取得補助金をはじめとする各種助成に加え、新たに宅地分譲を進めてまいります。新規就農支援策としては、空きハウスの再利用を図り、収益性の高いピーマンなどの施設園芸を推進し、担い手確保・支援事業を進めてまいります。

また、団塊の世代が後期高齢を迎えるに当たり、徘徊による事故や行方不明など高齢者の認知症による問題が全国的に増加してきております。サロンやころぼん体操、生涯学習講座等を活用した高齢者が学び、触れ合う機会を広げ、地域住民が認知症をもっと理解する機会をつくり、地域で見守り、助け合う社会を創りあげるよう進めてまいります。

3つ目は、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅を活かしたスポーツ、観光施設の充実でございます。東京オリンピックに向けた事前合宿施設としてはもちろん、国内トップレベルの競技者からも高い評価を受けている施設であります。トップレベルの選手から地元の愛好家までが集える取組を行いながら、「陸上競技の聖地」として、さらなる高みを目指してまいります。

4つ目は、コロナ禍を踏まえた安全対策及び防災対策の充実でございます。近年の異常気象は年々厳しさを増す中、令和2年7月豪雨災害は、本町の至るところに爪痕を残しました。道路や農地、農道などの災害復旧工事を着々と進めているところでございますが、橋りょうなどの本格的な工事はこれからでございます。これまでの生活を少しでも早く取り戻すために、計画的に災害復旧に努めてまいります。

また、新たな課題となったコロナ禍での避難所における3密対策の検討や7月豪雨災害などの過去の豪雨災害の経験をもとにした事前防災対策の視点に立った河川の維持管理など、柔軟な対応を進めてまいります。併せて、本庁舎横にある急傾斜地の防災対策も引き続き進めながら、住民の安全対策に努めてまいります。

大きく4点ほど申し上げましたが、大崎町持続可能なまちづくり条例にあるように、「美しいふるさと大崎町を持続可能なまちとして次世代に引き継ぐ」ために、本年4月からの本格稼働を予定している大崎町SDGs推進協議会を核とした「SDGs未来都市」の実現に向けた取組を推進するとともに、ウイズコロナ、そしてポストコロナに対応するための施策を一つずつクリアしてまいりながら、各般の施策に全力で取り組んでまいり決意でございます。

以上、私の所信について申し上げますが、こうした考えのもと編成しました令

和3年度当初予算につきまして、一般会計予算額は103億7,770万2,000円で、対前年比24.7%の増となっております。

目的別に歳出の主なものについて申し上げますと、商工費30億8,954万円で、予算総額に占める割合は29.8%、民生費が17億6,751万8,000円で17.0%、衛生費が12億9,185万円で12.4%、総務費が8億6,324万3,000円で8.3%、農林水産業費が5億4,573万1,000円で5.3%、教育費が5億2,851万7,000円で5.1%となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策については、国や県の対応を踏まえ、予備費充用など柔軟な対応に努めてまいりますので、予算措置に対しましては御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、各課の施策等について御説明申し上げます。

はじめに、農林振興課関係でございます。農業従事者の減少や高齢化の進行、国際的な経済連携に象徴されるグローバル化の急速な進展、新型コロナウイルスの感染拡大、地球温暖化など、農業環境も大きな変化に直面しております。このような中、水田農業関係では、早期水稲の収益性の高く、安心安全な米づくりと品質向上を推進し、農業経営の安定や生産性の向上を目的に、高収益作物や飼料作物等の転換作物に対し各種交付金の支払いを行う経営所得安定対策等推進事業に、引き続き取り組んでまいります。

営農推進関係では、主要農産物の振興を図り、生産性と環境保全が調和する「環境に優しい農業」を推進するとともに、病害虫対策については、関係機関と一体となって取り組んでまいります。また、町内の農業用遊休施設を把握し、情報提供を行い、空きハウス等の遊休施設の有効活用を進め、次世代担い手確保支援事業を活用し、新規就農者の育成に努めてまいります。

畜産関係では、担い手や労働力の確保、農家の所得向上につながる生産基盤の強化など、関係機関一体となって引き続き取り組んでまいります。また、2022年に鹿児島で開催されます第12回全国和牛能力共進会に、本町からの出品を果たすため、意欲の高い畜産農家の育成を図り支援を行ってまいります。

家畜防疫におきましては、高病原性鳥インフルエンザが県内でも発生し、国内外で依然として豚熱、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している状況に鑑み、飼養衛生管理基準に従い消毒等を徹底し、自衛防疫の認識を高めていくように、関係機関と連携し防疫対策に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、「新たな森林経営管理制度」による森林整備を始め、木材の安定供給体制の整備確立のため各種補助事業を導入し、健全な森林の育成と間伐や主伐後の新植・下刈り等による林業の成長産業化を推進いたします。また、

白砂青松の「くにの松原」の美しい景観の保全並びに飛砂防備保安林機能の維持・向上を図ることを目的に、松くい虫等の森林害虫から松林を守る防除事業を引き続き実施してまいります。

有害鳥獣対策では、地域ぐるみによる農作物等への被害対策に取り組んでおりますが、自己防衛手法の啓発や関係団体との情報共有を図り、被害軽減の対策に努めてまいります。

水産振興につきましては、ウナギやヒラメ等の放流事業を実施し、継続した資源管理型漁業を推進します。今後とも関係漁業団体と連携を図りながら、漁港整備等漁業経営の安定化対策に努めてまいります。グリーンツーリズム関係では、教育旅行や、町外からの農業体験等の受入など、農家民泊の推進により、地元食材、資源のPR活動と交流人口の増加に努めてまいります。

次に、耕地課関係でございます。

県営事業でございますが、農村地域防災事業につきましては、畑地帯の農地浸食防止を図るため、現在、西中沖地区の排水施設整備事業を、県と連携をとりながら進めており、さらに令和3年度からは東中沖地区を加えて実施し、農地の保全に努めてまいります。

畑地帯総合整備事業につきましては、第4曾於南部地区において畑作農業の持続的発展を図るため、農道等の整備を引き続き実施してまいります。

海岸保全施設整備事業につきましては、後背地の農地保全を図るために、高潮で被災を受けた菱田海岸防潮堤の復旧工事を年次的に進めてまいります。

水田ほ場整備事業につきましては、農業者の費用負担を求めない農地中間管理機構関連農地整備事業により、益丸地区の水田ほ場整備を実施してまいります。また、次期整備地区につきましても、計画的な事業推進に努めてまいります。

町が実施する土地改良事業につきましては、農地耕作条件改善事業により、神領池尻地区排水路及び中尾地区農道の整備を実施してまいります。近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴い集落機能が低下していることから、地域においては適切な農地の保全管理が困難となっており、このようなことから、今後多面的機能支払交付金を活用しながら各保全協議会と連携し、水田等の適切な保全管理が図られるよう努めてまいります。

農地・農業用施設災害復旧事業につきましては、令和2年度梅雨前線豪雨により被災した農地・農業用施設について、一刻も早い復旧に向けて計画的に進めてまいります。

次に、建設課関係でございます。

道路は、地域の社会・経済活動を支えるとともに、私たちの日常生活を支える社

会基盤として大変重要な役割を担っております。この基盤を、より長く、安全に利用していただくために、道路の適切な維持補修、改善を行い、快適な道路環境の保全に努めてまいります。準用河川におきましても、防災・減災の観点から、出水期に向けた維持補修や寄州除去を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

道路改良工事につきましては、社会資本整備総合交付金事業により、本年も引き続き町道永吉菱田線仮宿工区の工事を行い、児童・生徒の通学路や地震・津波時の避難路及び緊急輸送道路確保を図るための整備を行う予定でございます。

橋りょう整備につきましては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、社会資本整備総合交付金事業により、橋りょうの修繕工事と修繕設計委託を行います。

住宅整備につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、住民の安全で快適な住まいを長期的に確保するため、適切な住宅環境の維持改善に努めてまいります。

災害復旧事業につきましては、昨年度の7月豪雨被災箇所への復旧を引き続き行い、早期完成に努めてまいります。

東九州自動車道関係でございますが、12月議会において御説明いたしましたとおり、(仮称)志布志インターチェンジから鹿屋串良ジャンクション区間の供用開始時期が、令和3年夏頃の予定となりましたことから、一日でも早い開通に向け、整備促進に努めてまいります。

次に、国・県営事業関係でございますが、国営事業につきましては、国道220号益丸地区と菱田地区の自歩道整備が実施されます。県営事業につきましては、地方特定道路整備事業県道黒石串良線と急傾斜地崩壊対策事業西迫地区の工事が継続して実施されます。また、県道大崎輝北線仮宿地区の歩道整備事業も実施予定となっております。

次に、保健福祉課関係でございます。

新型コロナウイルス感染症への対策は、危機管理上、重大な課題でございます。この感染拡大を食い止めるための切り札として期待されるワクチンを、希望する全町民が安心して接種できる体制整備を引き続き行います。

子育て支援につきましては、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを目指し、妊産婦健康診査、産後ケアなど、妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない支援を担う子育て世代包括支援センターのより一層の充実を図ります。また、新たに、子ども医療費窓口無料対象を住民税非課税世帯の高校生まで拡充することで、経済的理由による医療受診控えを防ぎ、疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、新生児の誕生を祝う「こんにちは赤ちゃんギフト事業」や不妊治療助成も引き続き行ってまいります。併せて、認定こども園・保育園の保育事業や子育て

支援センターなど、子ども・子育て支援等の充実に取り組んでまいります。

健康増進対策につきましては、特定健康診査や保健指導の取組を強化し、人間ドックの助成のほか、保健師等による未受診者や糖尿病重症化予防対象者及び重複・頻回受診者への訪問を重ねて、住民の健康意識の向上を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、住み慣れた地域において安心して暮らせる支援策として、配食サービス、介護手当及び介護用品支給事業を引き続き実施いたします。また、社会的つながりを持つことにより、生きがい・やりがいづくり支援策として老人クラブ育成に力を入れてまいります。

障害者福祉につきましては、住みなれた地域で生活するための環境づくりを行うため、引き続き障害福祉サービスの充実や地域生活支援事業に取り組んでまいります。また、「育ちにくさをもつ子ども」や、「障がい児」とその家族が安心して暮らせる町を目指して、療育施設の親子登園や、病院通いの際に未就園の兄弟児を預けるための一時預かり事業を行い、療育環境の充実に努めます。

次に、住民環境課関係でございます。

窓口業務につきましては、コロナ禍の中、除菌とソーシャルディスタンスを保ちつつ、笑顔と丁寧なあいさつを心がけ、町民は基より、年々増加傾向にあります外国人技能実習生等に対し、迅速かつ正確な事務処理に努め、適切な窓口サービスの提供を図ってまいります。また、マイナンバー制度に係るマイナンバーカード取得のための支援や交付事務については、個人情報の適正な管理に基づく業務の遂行に努めてまいります。

環境関係につきましては、住民の皆様をはじめとする衛生自治会など関係団体の共生・協働の取組により、高いごみリサイクル率を継続しております。今後も、リサイクルの取組を維持できるよう努めてまいります。令和3年度においては、使用済み紙オムツ再資源化施設の本稼働に向け、引き続き、本年も試験回収を継続して行い、リサイクル実現に向けた調整をすることとなっております。また、ごみ出しが困難な高齢者世帯等の増加に対応するため、ごみ出しサポート等事業の継続を図ることで、安否確認を含めた生活支援対策につながるものと捉えております。

次に、税務課関係でございます。

町税は、町財政の根幹をなす重要な財源であります。住民と地域の特色に応じた行政を自主的に進めるための重要な自主財源であり、住民にとっては行政サービスに応じた負担でもあり対価でもございます。町税の税収については、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、特に個人町民税及び法人町民税につきましては減額を見込んでおりますが、鹿屋大崎ソーラーヒルズの本稼働に伴う固定資産税につきましては、本年度におきましても太陽光発電関係分の増額を見込んでい

るところでございます。他の税目につきましては、横ばいあるいは減収の傾向でございます。このようなことから、固定資産税の伸び以上に、新型コロナウイルス感染症に伴う減額が大きいことから、町税全体では3.5%の減額を見込んでいるところでございます。本年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対策を重点に、適正な賦課、公平な納税を念頭に、引き続き町税徴収率の向上にも努めてまいります。

次に、企画調整課関係でございます。

東京オリンピック・パラリンピック開催が2021年に延期されたことに伴い、本町と事前合宿に関する協定を締結した台湾とトリニダード・トバゴ共和国の事前合宿も延期となっております。IOCや東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の判断によっては変更も予想されますが、無事に東京オリンピックが開催され、両チームの合宿が実現すれば、合宿期間はもとより、本大会での活躍が本町の合宿環境のアピールにつながりますことから、選手たちが最高のパフォーマンスを発揮できるよう全力でサポートすることとしております。

先日、2月28日に開催いたしました室内陸上大会「Japan Athlete Games in Osaki」を引き続き今年度も開催するための関連予算を、「陸上競技の聖地創り実行委員会補助金」として計上いたしました。この大会は、「ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅」のPRはもとより、今後の陸上合宿誘致活動にも資すると思われまので、継続的な開催を考えております。

また、日本代表クラスの陸上選手が頻繁に合宿に来られている機会を活用して、小中学生を対象に陸上教室を開催し、「陸上競技の聖地」の機運の醸成を図ってまいります。

次に、くにの松原キャンプ場についてでございます。

昨年の施政方針でも申し上げましたとおり、バンガローの増設及びトイレの洋式化を、繰越予算と併せて計画的に行うこととしております。

次に、菱田中学校跡地の活用についてでございますが、昨年、菱田地区で開催されました「菱田の明日を語る会」において出された御意見及び、国道220号の歩道改良の進捗状況も踏まえながら、現在休止しております株式会社OTCとの協議を再会し、検討を進めてまいります。

次に、SDGs（持続可能な開発目標）についてでございますが、地球温暖化をはじめとする世界規模の課題解決に向け、世界各国が脱炭素化に向けて様々な取組を進めております。日本においても菅首相が2050年温室ガスゼロに向けた宣言を行い、SDGs達成に向けた取組が加速しています。これまで20年以上にわたって本町が取り組んできたリサイクルの取組は高く評価され、2018年にはジャ

パンSDGsアワード内閣官房長官賞を受賞、翌年には、先進的な取組自治体として、SDGs未来都市に選定されております。このような高い評価を受ける中、自治体としての役割を果たすべく、本町以外の団体・企業と連携することでSDGs達成の動きを加速させることとし、南日本放送をはじめとする県内4企業とともに、大崎町SDGs推進協議会の設立を昨年11月に発表したところです。この協議会では、企業版ふるさと納税を活用し、様々な企業との連携において人材等を受け入れ、脱プラスチックなどの新たな社会システムの構築に取り組むとともに、循環型社会に求められる人材育成機会の創出、SDGsの普及啓発などに努めてまいります。

さらに、この取組を通じて、本町にこれまでなかった「新しいしごと」を創出し、この「しごと」に就く若者を増やすことで関係人口の増加など、本町の地方創生の実現に取り組んでまいります。

次に、定住促進についてでございます。

これまで定住住宅取得補助や賃貸住宅家賃補助をはじめとする各種助成事業を実施してまいりましたが、これらの取組に加え、新たに分譲事業に取り組み、定住人口の増加を図ってまいります。

新型コロナ感染拡大に伴う地域の経済対策については、国の動向を見極めながら、町内事業者の持続化を念頭に置きつつ、適切な時期に随時支援策等を進めてまいりたいと考えております。

ふるさと納税については、法改正後も、全国より多くの御寄附をいただいております。令和2年度は50億円に迫る御寄附をいただき、地域産業に与える影響がさらに大きくなってきており、今後も魅力ある返礼品の開発に努めながら、趣旨に合った健全な形でふるさと納税寄附の充実を図っていきたいと考えております。なお、寄附金は、「地域を応援したい」という寄附者の意思に応えられるよう、寄附金の使い道についての情報発信に努め、寄附者に共感が得られるような施策を地域一体となって取り組み、町の活性化につなげてまいります。

次に総務課関係でございます。

消防防災関係につきましては、住民の生命と財産を守るため、継続的に対策を取ってまいります。新年度は持留分団の小型動力ポンプ積載車を更新するとともに、町内2箇所に防火水槽を新設し、消防水利の確保に努めてまいります。また、異常気象等により全国的に災害が多発しておりますことから、避難場所における新型コロナウイルス感染症防止対策に十分配慮をしたうえで避難所運営を図るとともに、津波浸水区域や土砂災害警戒区域、防災に関する情報等を掲載した総合的な防災マップを作成し、住民の安全安心を守る取組を進めてまいります。

防犯対策につきましては、近年、目を覆いたくなるような事件や事故が相次いでおりますことから、大崎町子ども見守り協議会を中心に、関係機関・団体の意見や要望などを踏まえながら、下校時等の見回りパトロール活動を継続してまいります。

交通安全対策につきましては、大崎地域交通安全活動推進協議会や警察などの関係機関と連携を図りながら、交通安全意識のマナーの向上など、交通安全施策の推進に努めるとともに、カーブミラーやガードレールなどの施設を計画的に整備してまいります。

町有地管理につきましては、城内共有墓地に隣接する町有地が、昨年7月豪雨により土砂が崩壊した経緯があります。安全対策工事を行うために、令和2年度は、同墓地の墓石を町有地へ移設いたしました。引き続き、通学路や飲食店へ影響を及ぼさないよう安全対策を講じてまいります。

情報通信関係につきましては、引き続き、情報セキュリティ対策に努め、窓口での住民サービスに支障がないよう十分な対策を取ってまいります。また、職員の出勤退勤の管理及び業務の効率化を目的に、勤怠管理システムを導入し、行政のスリム化を図ります。

次に、教育委員会関係でございます。

管理課におきましては、「おおらか・さわやか・きわやかな大崎の教育」を合い言葉に、引き続き、学力や体力の向上、道徳教育や人権教育の充実、特別支援教育の推進、教職員の資質向上、地域の中の学校づくりなど、学校・家庭・地域の教育力を様々な方向から総合的に高める取組を継続して推進してまいります。特にSDGsを踏まえた学校教育の充実や、ICTを活用した教育の推進に取り組んでまいります。さらに、新型コロナウイルスの影響は今後も続くことを考慮し、感染対策の継続と学習機会の保障を確保する取組の充実を図ってまいります。

まず、ソフト面では、各学校においてICT環境が整備されていくことから、引き続きICT支援員を配置し、ICT教育が円滑に進められるよう器機の操作支援や機器のメンテナンス及びトラブル対応等を行う体制を整えてまいります。また、児童の国語と算数の学力向上のため、まとめテスト等による振り返り学習に支援をしてまいります。

ハード面については、学校施設等整備計画に基づき、安全性の確保を図るため、遊具点検や学校施設整備に取り組んでまいります。本町では、SDGs推進協議会が設立され、リサイクルを中心とした町づくりが一層推進されます。このことを踏まえ、子どもたちが郷土の特色、「ひと・もの・こと」に触れることを通して、郷土への理解と愛着を深める学習活動を充実してまいります。また、教職員の研修や

支援体制等を整え、ICT活用促進を図ることで子どもたちの学力向上を図るとともに、教職員の業務改善にも取り組んでまいります。

次に、社会教育課でございますが、コロナ感染が懸念される間におきましては、感染予防に十分配慮した上で各事業の実施を慎重に進めてまいりたいと考えております。地域活動の拠点としての中央公民館は、利用しやすい、地域に開かれた施設としての環境整備を図ります。そして、地域協働活動事業の実施と併せまして、各公民館と連携しながら、地域の活性化や社会教育の充実を図るために家庭教育の推進、青少年の健全育成の推進に努めてまいります。

生涯学習等につきましては、外国人を含めた全ての住民が豊かな人生を送ることができるよう、多様な生涯学習をはじめ、生まれながらに享有する基本的人権の啓発の推進に努めます。また、青少年の貴重な思い出として残る「サマーアドベンチャー」や「遊びの学校」などの青少年活動事業を引き続き実施することにより、青少年が夢に向かって挑戦していけるような環境づくりに努めてまいります。

文化振興関係では、町内の遺跡や郷土資料展示室を、児童生徒の教材及び観光資源として有効活用を図るとともに、文化財保護審議会や歴史探学会おおさきの支援に努めることと併せまして、大崎町史の編さんに着手してまいりたいと考えております。また文化協会との連携によりまして、文化芸術活動の推進並びに人材の発掘を進めてまいります。

図書館関係でございますが、ふれあいお話し会やブックスタート事業により、保護者をはじめ、より多くの幼児や児童が本に親しむ習慣の定着を図るとともに、大隅広域図書館ネットワーク事業活用により、住民が多くの本に触れることのできるよう、機会の提供に努めてまいります。

生涯スポーツ関係につきましては、生涯にわたって運動に親しむことができるよう社会の実現を目指し、体育施設の維持管理に努めます。また、スポーツ推進委員会や関係団体と連携し、軽スポーツの普及を進めることで、スポーツに親しむ機会の提供に努め、マイライフ・マイスポーツ運動の定着を図ってまいります。併せまして、スポーツを通じて豊かな地域コミュニティの創造を育むために、総合型地域スポーツクラブとの連携や活動を支援し、スポーツにかかわる環境整備に努めてまいります。2023年に開催が延期されました「かごしま国体」につきましては、開催年までに万全の体制づくりに努めますとともに、住民への周知・啓発活動に努めてまいります。

次に、特別会計について御説明いたします。

まず、水道事業会計でございますが、企業会計原則に基づく、地方公営企業法上の財務規定が適用されるため、独立採算で運営されております。水道は住民生活に

において重要なライフラインであり、常に安全・安定性を確保しなければなりません。現在、本町の水道事業は、水道施設等の老朽化に伴う更新費用、維持管理費の増大、人口減少に伴う水道料金収入の減少により公営企業としての経営環境は厳しい状況ではありますが、漏水調査等を行うことで有収率を高め、またコスト削減に努めることにより経営の安定化を図ってまいります。

本年度の予定としましては、収益的収入は2億2,395万8,000円を見込み、このうち水道料金は2億906万5,000円を計上いたしました。なお、収益的支出は1億9,882万5,000円を計上いたしました。また、資本的収入としまして582万4,000円、資本的支出としまして1億8,810万8,000円を計上しております。

主な事業としまして、中山第二水源地調整槽築造工事、国道220号益丸地区配水管布設替工事などを計画しております。

次に、公共下水道事業特別会計でございますが、公共下水道は快適で豊かな生活環境を確保するための施設であり、河川等の公共用水域の水質を保全していくうえで重要な役割を担っております。近年は、少子高齢化に伴う人口減少や地域社会の構造変化など、下水道を取り巻く環境は大きく変化しており、公共性を踏まえながら経済性を考慮し、持続可能な下水道事業経営が求められております。本町においても、令和20年頃には人口が30%以上減少することが推測され、下水道使用料の減少による財源不足が懸念されたことから、令和3年1月1日以降の下水道使用料単価を改定したところでございます。また、令和5年度末までに地方公営企業法を適用することが義務づけられたため、引き続き移行業務を遂行してまいります。

このような状況を踏まえ、大崎クリーンセンターやマンホールポンプ場の適正な運転管理及び修繕に努めながら、管路施設の清掃・点検や下水道使用料収入の確保に努め、財政の健全化を図ってまいります。

令和3年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億9,630万6,000円でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計でございますが、予算総額は19億8,653万9,000円でございます。国民健康保険制度を取り巻く環境は、少子高齢化、医療の高度化により医療費の増大等、依然として厳しい状況にあります。国保財政の責任主体として国保運営の中心的役割を担う県や国保連合会と連携を図り、安定的・効率的な事業運営の確保と財政基盤の強化を努めるとともに、保険税の賦課方式を、現行の4方式から3方式に移行するために必要な協議を関係機関と進めてまいります。また、特定健診の受診率の向上、早期発見・早期治療の推進や、保健師等による保健指導を強化することで、医療費の適正化及び健康的な生活習慣に対す

る意識向上に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますが、予算総額は1億8,326万6,000円でございます。後期高齢者医療制度は、県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営しております。町は、被保険者の身近な窓口といたしまして、各種申請を受け付けるとともに、長寿健診等の保健事業を強化し、住民の健康の保持増進に努めることで安定的な事業の運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計でございますが、予算総額は19億1,043万3,000円でございます。本事業では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・生活支援が一体的に確保される地域包括ケアシステムを深化推進していくことが求められております。そのため、地域全体で支える体制として、在宅医療介護連携推進事業、認知症施策の総合的な推進事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議の推進を図ってまいります。また、自立支援・重度化防止のため、ころばん体操などの介護予防に力を注ぎ、介護給付費や保険料を抑制できるよう適正な運営に努めてまいります。

以上、新年度の施政方針と各会計の施策等につきまして御説明いたしました。これらすべての会計で編成いたしました予算総額は148億7,820万4,000円で、対前年度比16.8%の増となっております。

一般会計、特別会計予算の詳細につきましては担当課長等が説明いたしますので、よろしく御審議いただき、御可決賜りますよう重ねてお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（宮本昭一君） まず、議案第8号について、補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（本松健一郎君） それでは、税務課関係の主なものについて説明をさせていただきます。

予算書38ページをお願いいたします。下の欄になります。款2総務費、項1総務管理費、目14諸費のうち、税務課関係分は一番下の節22償還金、利子及び割引料で、661万2,000円を計上いたしました。これにつきましては、法人町民税等の決算時確定申告等による還付金及び還付加算金に係る分でございます。

その次から39ページにかけてお願いいたします。項2徴税费、目1税務総務費に7,438万9,000円を計上いたしました。前年度対比1,952円の減額でございますが、これは主に職員の人件費等に係っているもので、人事異動に伴う職員数の減によるものでございます。

次に、目2賦課徴収費でございますが、特に新規の事業はありませんで、1,953万4,000円で、前年度対比121万3,000円の減額となっております。

減額の要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、予算書の40ページ等にありますが、委託料等の事業費を、必要な状況を見極めた上で、一部を補正対応で考えたものが主な要因でございます。

以上で、税務課関係の説明を終わります。

○住民環境課長（小野厚生君） 続きます、住民環境課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の34ページをお願いいたします。款2総務費、中ほどになりますが、目7支所費は、野方支所の維持管理や事務処理に必要な経費でございます。

次に、41ページをお願いいたします。このページの一番下から42ページの上の欄まででございますが、目1戸籍住民基本台帳費は、前年度比1,243万7,000円の減となっております。減の主な要因は、異動等に伴う人件費と戸籍情報システム保守委託料、通知カード・個人番号カード関連事務交付金などでございます。

次に、53ページをお願いします。3段目でございますが、目3環境衛生費は、ごみ分別などの環境衛生と海岸環境保全に要する経費等で、海岸漂着物地域対策推進事業委託料と、54ページをお願いいたします、曾於南部厚生事務組合火葬場負担金などがございます。

次に、57ページをお願いいたします。一番下の欄から58ページの上になりますが、目1し尿塵芥処理費は前年度比1,314万1,000円の増となっております。増の主な要因は、補正でお願いしておりました炭素循環事業化可能性調査委託料を当初予算に計上したこと等によるものでございます。

以上で住民環境課関係の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○保健福祉課長（相星永悟君） 続きます、保健福祉課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の46ページをお願いいたします。款3民生費、目1社会福祉総務費の主なものは、厚生調査委員の報酬や研修等の費用弁償、保健福祉課職員7名に係る人件費のほか、47ページをお願いいたします、町社会福祉協議会への運営補助金のほか、各種福祉団体への補助金、ひとり親家庭医療費助成金でございます。

目2老人福祉費は、高齢者を対象にした施策に係る経費で、主なものは、長寿祝い金、48ページをお願いいたします、曾於南部厚生事務組合養護老人ホームの負担金、シルバー人材センター事業運営補助金でございます。

目3老人福祉センター管理費は、前年度比で260万円の増額でございますが、老人福祉センターの屋上の雨漏り防水改修のため360万円と、管理委託料250万円でございます。

次に、49ページをお願いいたします。目6食の自立支援事業費は、前年度比で70万1,000円の減額で、利用者の減少によるものでございます。目7障害者福祉費は障害者支援に係る経費で、前年度比で861万1,000円の増額でございます。要因は、各種サービス費などの扶助費の増加でございます。主なものは、相談支援事業、日中一時支援事業に係る委託料、次に50ページをお願いいたします、施設や居宅等のサービスに係る経費であります障害福祉サービス費などの扶助費でございます。目8老人措置費は、前年度比で317万5,000円の減額で、養護老人ホーム入所者数の減少によるものでございます。

次の項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、保育園や認定こども園の運営に係る経費でございます。前年度比で1,987万円の増額でございますが、要因といたしましては大丸保育園建設の保育園等緊急整備事業補助金でございます。主なものとしましては、特別保育事業等の委託料や延長保育事業補助金、各施設に対する施設型給付費でございます。

目2児童措置費は、前年度比で780万円の減額でございますが、これは児童手当に係る経費で、対象児童の減少によるものでございます。

次の款4衛生費、目1保健衛生総務費は、52ページをお願いいたします、主なものは、保健福祉課は13名、住民環境課が3名の、合計16名分の人件費と、大隅地域や曾於地域におけます医療確保対策事業の負担金、補助金でございます。53ページの説明欄の下から2番目の二次救急医療体制整備事業負担金535万9,000円で、令和3年度からの計上になりますが、事業内容は、大隅4市5町で各市町村の重症救急患者の医療を確保するため、大隅地域内の二次救急医療機関に対して救急体制の確保に要する経費等を補助するものでございます。なお、特別交付税措置におきまして、その8割が交付されるとのことでございます。

目2予防費の保健福祉課関係分は、主なものとしましてはインフルエンザや各種予防接種に係る業務委託料でございます。

54ページをお願いいたします。目4健康増進費は、主に健康診断に係る経費で、各種健診委託料及びがん検診等の委託料でございます。

目5保健指導費は、主に母子健診に係る経費で、妊産婦健診診査等の委託料や子ども医療費助成金の扶助費でございます。

55ページをお願いいたします。目6介護保険費は、前年比で759万5,000円の増額でございます。介護保険事業特別会計への繰出金が、増加の要因でございます。主なものとしましては、高齢者元気度アップ・ポイント付与の報償費、曾於地区介護保険組合負担金、次に、56ページをお願いいたします、介護保険事業特別会計に、町の法定負担金分を繰り出すものでございます。

目7 国民健康保険事業総務費は、国民健康保険特別会計への繰出金として計上いたしました。目9 後期高齢者医療費は、前年度比で1,160万4,000円の増額でございます。要因は、療養給付費等負担金の増加によるものでございます。主なものとしましては、長寿健診としての各種健診委託料、57ページをお願いいたします、後期高齢者医療広域連合への負担金、後期高齢者医療特別会計への法定負担分の繰出金でございます。

次に、目10 新型コロナウイルス感染症対策事業費は、6,039万円を計上いたしました。町民に対して実施いたします新型コロナウイルスワクチン接種の委託料が主なものでございます。

以上で保健福祉課関係を終わります。よろしくをお願いいたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは水道課所管の事業につきまして御説明いたします。56ページをお願いします。目の2段目でございます。款4 衛生費、項1 保健衛生費、目8 合併処理浄化槽整備費に3,068万8,000円を計上しております。対前年度比9万9,000円の増でございます。合併処理浄化槽補助金が主なものでございます。合併処理浄化槽につきましては、43基の整備予定でございます。

次に、58ページをお願いいたします。目の2段目になります。款4 衛生費、項3 水道費、目1 水道費541万7,000円でございますが、対前年度比7万5,000円の減でございます。これは、水道事業特別会計の簡易水道の企業債返還等に対する補助でございます。

続きまして、76ページをお願いいたします。2段目になります。款7 土木費、項4 都市計画費、目1 都市計画総務費、節27 繰出金1億3,558万2,000円は、493万2,000円の減でございます。公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

以上で説明を終わります。

○農委事務局長（川畑定浩君） それでは、農業委員会関係の主なものについて御説明いたします。

予算書の58ページをお願いいたします。下のほうになります。款5 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費は、農地法や農業経営基盤強化促進法等に基づく各種申請に対する現地調査や、案件の審議をはじめとする農業委員会としての業務運営管理等に係るものでございます。主なものは、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動に対して支払う報酬、事務局職員の人件費等でございます。

59ページをお願いいたします。下のほうになります。目2 農地流動化推進費8万円は、農地の売買申出による農地斡旋会開催時の報償費でございます。

目3 農業者年金業務委託費でございますが、これが59ページの下から60ページの上のほうにかけてでございますが、これは、農業者年金制度への加入促進や経営移譲年金受給資格者の経営移譲を促進するための経費であります。会計年度任用職員報酬及び当該業務の推進に対する活動謝礼が主なものでございます。

以上で農業委員会関係の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（宮本昭一君） ただいま11時58分ですので、昼食のため休憩いたします。午後は1時から再開をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 再開いたします。

○農林振興課長（中村富士夫君） それでは、農林振興課関係の主なものについて御説明いたします。

予算書の60ページをお願いいたします。款5 農林水産業費、項1 農業費、目4 農業総務費1億6,305万2,000円は、農林振興課等職員の給与等の人件費でございます。

目5 農業振興費は、61ページになりますが、病虫害防除対策連絡協議会負担金や大崎産米なつほのかPR補助金など、各種協議会等への負担金、補助金でございます。

目6 特産振興費は、カバークロップなどに取り組む農業者に対する環境保全型農業直接支払交付金等の負担金、補助及び交付金であります。

目7 園芸振興費は、町野菜・花き振興協議会負担金など、各種協議会への負担金でございます。

目8 農業機械維持管理費は、前年比209万9,000円の減となっております。主な要因は、燃料費等の減によるものでございます。主なものにつきましては、農業機械に係る燃料費、修繕料などの需用費と、次のページのオペレーター委託料及び基金への積立金でございます。

目9 畜産業費に1,521万5,000円を計上いたしました。前年度比7,720万5,000円の減となっておりますが、減額の主な要因は、畜産クラスター事業、活動火山周辺地域防災営農対策事業などの補助事業がなかったことによるものでございます。主なものは、町畜産振興協議会負担金、県畜産共進会出品奨励事業補助金、全国和牛能力共進会対象牛導入保留事業補助金をはじめとする各種協議会等への負担金、補助金でございます。

65ページから、次の66ページでございます。目12農業研修施設管理費は、需用費など、町内5箇所の農業研修施設の燃料費、光熱水費と施設管理委託料が主なものであります。

目13水田再編対策費は、大崎町農業再生協議会への補助金でございます。この主なものは、転作関係の事務に要する経費でございます。

目14営農推進費は、前年度比188万1,000円の減となっております。減額の主な要因は、農業次世代人材投資事業補助金の減によるものでございます。主なものは、会計年度任用職員3名の報酬や、負担金、補助及び交付金の、空きハウス等の活用を図ります次世代担い手確保・支援事業補助金、農業経営収入保険加入推進事業補助金及び農業次世代人材投資事業補助金であります。

項2林業費、目1林業振興費は、前年度比181万1,000円の減となっております。主な要因は、里山林総合対策事業の事業終了による機械借上料の減によるものでございます。

68ページになります。主なものは、委託料の松くい虫防除並びに駆除に関するものや、森林所有意向調査委託料に係る委託料や有害鳥獣捕獲事業補助金、大崎町緊急間伐対策事業奨励金などであります。

項3水産業費、目1水産振興費は、対前年比178万6,000円の増となっております。主な要因は、種子島周辺漁業対策事業補助金の増でございます。これは、東串良漁協が令和3年度に整備いたします船を掃除整備するときに使いますレールが腐植しておりますので、それに対するものでございます。

少し飛びますけれども、97ページをお願いいたします。款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1施設災害復旧費の節12委託料1,402万円のうち、農林振興課関係は、3番目の町有林災害崩落法面補修工事設計委託料でございます。これは、滞留改善センターの裏山が崩落しておりますので、その工事に伴う委託設計料でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○耕地課長（竹本忠行君） それでは、耕地課関係の主なものについて御説明いたします。

予算書の63ページをお願いいたします。款5農林水産業費、目10農地費は、野方地区活性化センターの維持管理に係る経費のほか、未登記処理や施設の清掃業務などの委託料及び農道等の維持管理補修用材料を支給する原材料費や、各種負担金等でございます。前年比で111万3,000円の増額となっておりますが、要因は、土地改良事業等の負担金の増によるものでございます。

64ページをお願いいたします。項1農業費、目11土地改良事業費は、主にせ

せらぎ公園の維持管理業務委託料のほか、農道水路等の維持管理補修のための機械借上料や、農道や農業用施設の工事請負費でございます。前年比で2,073万6,000円の増となっておりますが、増額の主な要因といたしまして、農地耕作条件改善事業で整備いたします神領池尻地区排水路の測量設計委託料と中尾地区農道の工事請負費の増によるものでございます。

次に、96ページをお願いいたします。96ページから97ページにかけてでございますが、款10災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費は、梅雨前線豪雨や台風災害時の工事請負費や農道などの応急工事に対処するための機械借上料や原材料費が主なものでございます。対前年比で1億4,851万2,000円の増となっておりますが、増額の主な要因といたしまして、令和2年7月豪雨で発生いたしました災害の復旧事業に係る登記委託料、機械借上料及び工事請負費の増によるものでございます。

以上で耕地課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○建設課長（時見和久君） 建設課関係について御説明いたします。

73ページをお願いいたします。款7土木費、目1土木総務費は7,921万5,000円でございます。これは、職員の人件費及び県事業負担金に係るものが主なものでございます。

74ページをお願いいたします。目1道路維持費は、町道等の年間を通して良好な状態に保つための委託料と工事請負費等の維持管理に係る経費として6,256万7,000円を計上いたしました。

次のページをお願いいたします。目2道路改良費は1億1,576万円でございます。主なものは、社会資本総合整備事業に係る測量設計委託料及び道路橋りょうの工事請負費が主なものでございます。

76ページをお願いいたします。目1河川維持費は、準用河川の維持管理に係る経費として、前年度とほぼ同額の205万8,000円を計上いたしました。

目2公園費は、ふれあいの里公園及び中央公園の清掃業務委託料などの年間を通して維持管理に係る経費として1,827万8,000円を計上いたしました。

項5住宅費は、公営住宅183戸、町営住宅27戸、特定優良賃貸住宅シャルム文化通り、定住促進住宅なのはなタウンの維持管理費等に係る経費と、住宅借上料等として3,798万8,000円を計上いたしました。

97ページをお願いいたします。款10災害復旧費、目1公共土木施設災害復旧費は、台風災害等の応急対策経費や、昨年の7月豪雨災害に伴う橋りょう2橋と単独災の復旧費として3億8,593万8,000円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○教委管理課長（上野明仁君） それでは、管理課関係につきまして御説明いたします。８０ページをお願いします。款９教育費、目１教育委員会費は、教育委員４名分の報酬や研修会等の費用弁償でございます。

８１ページから８３ページにかけてになりますが、目２事務局費は、教育長並びに事務局職員の人件費のほか、外国語指導業務委託料、ＩＣＴ支援業務委託料、各種団体等への負担金、奨学金貸付金、リサイクル未来創生奨学基金積立金などが主なものでございます。

次に、８３ページの中ほどになりますが、目３研修費は、陸上記録会や集団宿泊学習など学校行事用送迎バスの借上料や、教職員の資質向上を図るための研修補助金が主なものでございます。

目４学校給食センター管理費は、前年度比で７１４万９、０００円の増となっております。増額の主な要因は、食器・食缶洗浄機更新に係るリース料であります。ここでは、職員の人件費のほか、学校給食センターの維持管理に必要な経費と調理配送に係る学校給食業務委託料、公用車リース料、学校給食費補助金が主なものでございます。

次に、８５ページの下の方から８７ページにかけて、項２小学校費、目１学校管理費は、前年度比で４億８、０４４万円の減となっております。減の主な要因は、中沖小学校校舎等大規模改造工事の完了によるものとなっております。ここでは、職員の人件費、各小学校の維持管理に要する経費のほか、学校ネットワークサーバー更新機器等のリース料、小学校ＩＣＴ校務支援システム設備等リース料などが主なものでございます。

８７ページの中ほどになります。目２教育振興費は、前年度比で１、０４４万５、０００円の減となっております。減額の主な要因は、小学校ＩＣＴ教育施設整備等リース料の減によるものであります。ここでは、小学校６校分の各教材用備品と要保護・準要保護児童就学援助費が主なものでございます。

項３中学校費、目１学校管理費は、職員の人件費、中学校の維持管理に要する経費のほか、校医委託料や不登校支援業務委託料、パソコンリース料、ソフト使用料が主なものでございます。

次に、８９から９０ページになりますが、目２教育振興費は、前年度比で２３５万円の減となっております。減額の主な要因は、中学校ＩＣＴ教育整備等リース料の減によるものであります。ここでは、スクールバス運行業務委託料や要保護及び準要保護児童就学援助費、中学校入学援助金などが主なものでございます。

以上で管理課関係の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○社会教育課長（今吉孝志君） それでは、社会教育課関係の主なものにつきまして御

説明申し上げます。

90ページをお願いいたします。款9教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費は、職員等の人件費のほか、成人教育、人権教育等を推進するための経費及び町PTA連絡協議会等への活動補助金等でございます。

次に、91ページをお願いいたします。目2公民館費は公民分館の充実及び公民館の維持管理費でございます。

92ページをお願いいたします。この公民館費の委託料に、老朽化が進んでおります大崎町研修センター解体等工事設計業務委託料を新たに計上しております。

次に、目3図書館費は、会計年度任用職員の報酬や図書館の維持管理に関する経費、及び図書購入費等でございます。

次の目4文化振興費は、町内遺跡等の文化財の保護や維持管理及び文化振興に係る経費でございます。

次に、94ページをお願いいたします。目5青少年教育費は、青少年の健全育成に係る経費としましての青少年活動事業補助金や社会教育団体3団体への活動補助金が主なものでございます。

次の目6生涯学習振興費は、生涯学習講座及び視聴覚教育に関する経費でございます。

次に、95ページをお願いいたします。目1保健体育総務費は、生涯スポーツの振興等や各種スポーツの競技力向上を図るための経費でございます。なお、前年度から7,759万5,000円減額になっておりますのは、国体の開催延期によるものが主な要因でございます。

次に、96ページまででございますが、

目2体育施設費は、学校開放事業を推進するための経費や体育施設の整備充実と維持管理の経費でございます。この中で、雨天時に来訪者等の転倒が危惧されますことから、工事請負費に総合体育館玄関前滑り止め工事請負費を、また、備品購入費に、故障により使用できなくなりました総合体育館2階会議用エアコンの購入費用を新たに計上しております。

終わりに、98ページをお願いいたします。このページの中段でございますが、款10災害復旧費、項3文教施設災害復旧費、目1文教施設災害復旧費に、立小野ふれあい館敷地の災害復旧に係る経費を計上いたしました。

以上で、社会教育課関係を終わります。よろしくをお願いいたします。

○企画調整課長（中野伸一君） それでは、企画調整課関係の主なものについて御説明いたします。

まず、32ページをお願いいたします。款2総務費、目3広報費に416万9,

000円を計上いたしました。前年度と比較して76万2,000円の増となっておりますが、広報紙作成に係る印刷製本費の単価増が主な理由でございます。

次に、35ページをお願いいたします。目10企画費に4,631万4,000円を計上いたしました。前年度と比較して656万7,000円の増となっておりますが、主な理由は、東九州自動車道大崎インター、仮称でございますが、供用開始のプレイベント実施委託料及び、定住促進策の一環として登記委託料15万円と機械借上料450万円を計上したことによるものでございます。

36ページをお願いいたします。目11青少年女性費に28万2,000円を計上いたしました。今年度は男女共同参画推進計画を策定する予定となっておりますので、出会謝礼と関連経費を計上しております。

続きまして、38ページをお願いいたします。目13地方創生費でございます。1億2,201万8,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして9,125万円の増となっておりますが、主な理由は、企業版ふるさと納税を活用した大崎町SDGs推進協議会に関する負担金等の経費を計上したものであるものでございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。一番下の目1統計調査総務費、その次のページ、45ページの目2委託統計調査費は、経済センサス等の関連経費を計上いたしました。

ちょっと飛びまして、69ページをお願いいたします。一番下の款6商工費、目1商工総務費4,082万6,000円は、企画調整課職員人件費のほか、かごしま産業支援センター負担金の経費が計上してございます。

続きまして、70ページをお願いいたします。目2商工業振興費でございます。30億1,413万2,000円を計上いたしました。20億166万2,000円の増となっておりますが、主な理由は、ふるさと納税目標額を、前年度の当初予算額よりも20億円増額し30億円としたものによるものでございます。

71ページをお願いいたします。目3観光費に3,458万2,000円を計上いたしました。主なものといたしまして、スポーツ合宿を推進するための奨励金や、プール、キャンプ場、芝生広場等の観光施設管理委託料のほか、道の駅関係の管理委託料を計上しております。また、73ページまでわたりますが、73ページの一番上のほうになります、大崎町陸上競技の聖地創り実行委員会補助金300万円を計上しております。

以上で企画調整課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 総務課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

29ページをお願いいたします。款2総務費、目1一般管理費は、前年度比で

1,518万9,000円の増となっております。増額の主な要因は、一般管理費に計上した職員数の増によるものでございます。ここでは、主として町長等の特別職のほか、職員に係る人件費や自治公民館へ交付いたします運営補助金及び、がんばる地域応援交付金を計上しております。

31ページをお願いいたします。目2文書費は納付書等の発送に係る郵便料や、電話料などの通信運搬費のほか、電話交換業務、例規類集データベースシステムの更新に係る委託料などでございます。

32ページをお願いいたします。目4財政管理費は、財政事務に要する経常経費でございますが、主なものは財政調整基金等への積立金でございます。

次に、目6財産管理費には、主に庁舎等の維持管理に係る経費でございますが、前年度比で2,732万9,000円の増となっております。増額の主な要因は、城内共有墓地の移転に伴う関連事業費でございます。城内共有墓地の移転関連事業は令和2年度から実施しておりますが、令和3年度は城内共有墓地に隣接する飲食店への災害防止対策を最優先して、墓地敷地内外の樹木伐採と一部の土砂撤去などを実施する予定でございます。

34ページをお願いいたします。目8交通安全対策費でございますが、主なものはカーブミラーやガードレール等に係る交通安全施設の工事費でございます。

35ページをお願いいたします。目9防犯対策費は、前年度比で446万4,000円の減でございます。主な要因は、前年度に実施した防犯カメラ設置事業の減でございます。ここでは、志布志地区防犯協会への負担金などを計上しております。

36ページをお願いいたします。目12電算情報管理費でございます。こちらは電算システムの維持管理費が主なものとなっておりますが、新規事業としてWEB勤怠管理システム導入業務委託料192万2,000円を計上しております。

次に、42ページをお願いいたします。こちらは、選挙管理委員会関係でございます。項4選挙費、目1選挙管理委員会費と目2明るい選挙推進費につきましては、選挙事務に係る経常的な経費でございます。

目3衆議院議員選挙費及び、次の43ページをお願いいたしまして、目4町長選挙費は、本年執行予定のそれぞれの選挙に要する経費を計上しております。なお、今回の町長選挙から、選挙運動用の自動車及びビラ・ポスター作成に係る経費を公費負担とすることになっておりますので、関連経費を計上させていただいております。

少し飛びまして、78ページをお願いいたします。款8消防費でございます。目1常備消防費は、大隅曾於地区消防組合負担金でございます。目2非常備消防費

は、前年度比で525万5,000円の増となっております。主なものは、次の79ページをお願いいたしまして、防火水槽2基を整備するための工事請負費と、滞留分団に導入予定の小型動力ポンプ積載車の備品購入費でございます。

目3防災対策費は、主に防災行政無線等の維持管理費でございますが、前年度比で615万6,000円の増となっております。増額の主な要因は、総合防災マップ作成委託料でございます。今回、津波浸水区域や土砂災害特別区域、防災に関する情報等を掲載した総合的な防災マップを作成し、住民の方々へ配付する予定でございます。

98ページをお願いいたします。款11公債費でございますが、目1元金と目2利子の合計額で、前年度比710万7,000円の増となっております。これは、平成29年度の過疎対策事業等に伴う地方債借入の元金償還が始まること为主要理由でございます。

以上で歳出の説明を終わります。次に歳入の主なものについて御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。款1町税でございますが、前年度比で4,463万3,000円の減を見込んでおります。新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響により所得の落ち込みを見込みまして減額するものでございます。款11地方交付税は、前年度比で4,400万円の減を見込んでおります。

款15国庫支出金は、前年度比で3億935万2,000円の増でございます。増額の主な要因は、昨年の7月豪雨災害に伴う公共土木施設災害のうち、令和3年度予算に組み替えることになった災害復旧事業に係る国庫負担金や、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金でございます。

款18寄附金は31億4,000円でございます。主なものは、ふるさと納税寄附金30億円、企業版ふるさと納税寄附金1億円でございます。

次に、款19繰入金は前年度比で1億3,714万円の減でございます。主なものはふるさと応援基金繰入金の減でございますが、子育てや教育、観光、まちづくりに関する予算に充当する予定でございますが、昨年度実施した中沖小学校校舎等大規模改造工事の完了に伴い、総体として減額となっております。

以上で歳入の説明を終わります。次に7ページをお願いいたします。第2表地方債でございますが、起債の目的欄の過疎対策事業から臨時財政対策債まで、合計で4億3,820万円を計上しております。なお、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては御覧いただきたいと思います。また、99ページ以降に給与費明細書、地方債関係資料等を添付してございますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） 次に、議案第9号について補足説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、国民健康保険事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。予算書によりまして御説明いたしますので、まず歳出から、11ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費は、463万8,000円を計上いたしました。主なものは、目1一般管理費、節11役務費の274万3,000円で、国保連合会に支払う手数料などがございます。

12ページをお願いいたします。款2保険給付費、項1療養諸費は、一般被保険者の療養給付費及び療養費、そしてレセプト審査支払手数料などがございます。合計で12億9,316万6,000円を計上いたしました。前年度に対しまして8,815万円の増額でございますが、これは医療費の実績により増加が見込まれることが要因でございます。

次の項2高額療養費は、一般被保険者と退職被保険者等の高額療養費及び高額介護合算療養費でございます。次の13ページをお願いいたします、合計で2億1,465万円を計上いたしました。前年度に対しまして441万4,000円の増額となっております。項1出産育児諸費420万3,000円を、項3葬祭諸費は76万円を、14ページをお願いいたします、項6傷病手当諸費は92万7,000円を、それぞれ計上いたしました。

款3国民健康保険事業費納付金は、県への納付金に係るものでございます。まず、項1医療給付費分は3億259万8,000円を、その下、項2後期高齢者支援金等分は9,846万6,000円を、次の15ページをお願いいたします、項3介護納付金分には3,341万8,000円を計上いたしました。以上、納付金の合計額は4億3,448万2,000円となっております。この財源は、国民健康保険税及び保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

款4共同事業拠出金、目1共同事業拠出金1,000円は、退職者医療制度の対象者の把握に係る経費でございます。

次の款5保健事業費、項1保健事業費は764万6,000円を計上いたしました。目1保健衛生普及費624万6,000円は、被保険者指導業務に従事します会計年度任用職員の人件費及びレセプト点検共同事業手数料などが主なものでございます。また、目2疾病予防費140万円は、人間ドック等の受診に係る健康診断費助成金でございます。

次の16ページをお願いいたします。項2特定健康診査等事業費2,190万3,000円の主なものは、会計年度任用職員の人件費及び特定健康診査業務委託料な

どでございます。

次に、款6基金積立金、目1国民健康保険基金積立金として9万6,000円を計上いたしました。

次の17ページをお願いいたします。款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金は169万円を計上いたしました。これは、保険料の過誤納付金等に伴います還付金でございます。

予備費は、90万円を計上いたしました。

次に、歳入を御説明いたしますので7ページをお願いいたします。款1国民健康保険税は、一般被保険者分、退職被保険者分を合計いたしまして2億6,791万5,000円を計上いたしました。前年度に対しまして271万6,000円の減額となっております。

次に、8ページをお願いします。款3国庫支出金、目1社会保障・税番号システム整備費補助金は廃目でございます。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金は、15億3,768万2,000円を計上いたしております。前年度に対しまして9,173万3,000円の増額となっております。歳出で御説明いたしました医療給付費に対応するものでございます。節1保険給付費等交付金15億410万2,000円は、歳出でも御説明いたしましたとおり、医療費給付費に対応するものでございます。節2保険給付費等交付金3,358万円は、保険者努力支援分及び県繰入金の2号分等でございます。

次に、款6繰入金、項1他会計繰入金は、1億4,449万円を計上いたしました。主なものは、節1及び節2の保険基盤安定繰入金が合計で1億543万5,000円及び、9ページをお願いいたします、節5財政安定化支援事業繰入金の3,084万8,000円でございます。項2基金繰入金は、主に事業費納付金の財源として2,400万円を基金から繰り入れるものでございます。前年度に対しまして5,200万円の減額でございますが、この繰入金は、国民健康保険税とともに歳出の国民健康保険事業費納付金の財源に充てるものでございますけれども、歳出で説明いたしましたが、令和3年度は県に納める事業費納付金がマイナス5,600万円と減少したことによるものでございます。なお、2月末現在の基金の残高は、1億9,077万8,333円となっております。

款7繰越金、項1繰越金に1,000万円を計上いたしました。

次の款8諸収入、項1延滞金、加算金及び過料は、目1延滞金として120万1,000円を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。項2預金利子及び項3受託事業収入は、頭出し

の1,000円をそれぞれ計上いたしました。

次の項4雑入は、合計で100万4,000円を計上いたしました。主なものは、目1一般被保険者第三者納付金の100万円でございます。目2から目8までは、頭出しでございます。

なお、18ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（宮本昭一君） 次に、議案第10号について補足説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、後期高齢者医療特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。予算書によりまして、歳出から御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

款1後期高齢者医療広域連合納付金は1億8,299万3,000円を計上いたしました。前年度に比較しまして926万1,000円の増額となっております。被保険者から徴収した保険料と低所得者等に係る保険料軽減分に対する保険基盤安定分担金を、県の広域連合に納付するものでございます。

次に、款2諸支出金、目1後期高齢者保険料還付金25万円を計上いたしました。前年度に比較しまして15万円の増額でございます。過誤納に係る保険料の還付金で、県の広域連合から受け入れた分を被保険者へ返還するものでございます。

次に、款3予備費は、2万3,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わります。

次に、歳入を御説明いたします。6ページをお願いいたします。款1後期高齢者医療保険料1億235万8,000円は、目1特別徴収保険料6,567万1,000円と目2普通徴収保険料3,668万7,000円は、被保険者に係る保険料でございます。

次に、款2使用料及び手数料、目1督促手数料は、普通徴収分に係る保険料の督促手数料として2万円を計上いたしました。

次に、款3繰入金、目1保険基盤安定繰入金8,063万2,000円は、低所得者に係る保険料軽減に対して、県と町の負担分を繰り入れるものでございます。目2一般会計繰入金1,000円は、一般会計からの繰入金で、頭出しでございます。

款4繰越金、目1繰越金は、頭出しの1,000円を計上いたしました。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金につきましては、現年度分、滞納繰越分それぞれ頭出しの1,000円の合計2,000円を計上いたしまし

た。

7ページをお願いいたします。2段目の表になりますが、項2償還金及び還付加算金、目1還付金は25万円を計上いたしました。項3預金利子、目1預金利子及び、その次の項4雑入、目1雑入につきましては、それぞれ頭出しで1,000円を計上いたしました。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） 次に、議案第11号について補足説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、介護保険事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。予算書によりまして、歳出から御説明いたしますので、10ページをお願いいたします。

款1総務費、目1一般管理費48万3,000円は、介護保険事務に係る電算共同処理のための国保連合会へ支払います手数料及びシステム保守委託料でございます。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費は、11ページの上の表まででございますが、合計で16億4,827万5,000円を計上いたしました。前年度に対しまして6,000万円の増額でございます。主なものは、目1居宅介護サービス給付費の増加によるものでございます。

次に、下の表、項2介護予防サービス等諸費は、12ページまでの表でございますが、5,499万円を計上いたしました。主なものは、介護予防サービス給付費などでございます。

13ページをお願いいたします。次に、項3その他諸費、目1審査支払手数料は168万円を計上いたしました。介護給付費明細書の審査支払事務に係る国保連合会への手数料でございます。

次に、款4高額介護サービス等費は、合計で5,052万円を計上いたしました。利用者負担が一定額を上回った場合に給付する保険給付費でございます。

次に、項5高額医療合算介護サービス等費は、合計で672万円を計上いたしました。これは、介護分と医療分の自己負担を合算して、当該負担が一定額を上回らないように、利用者の負担の軽減を図るための保険給付費でございます。

次の14ページをお願いいたします。項6特定入所者介護サービス等費は、合計で8,425万5,000円を計上いたしました。これは、特別養護老人ホーム、老人保健施設等におきまして介護サービスを受けた場合に、その所得段階に応じて、利用者の居住費、食費の負担の軽減を図るための保険給付費でございます。

次に、款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費は、合計で

3,011万1,000円を計上いたしました。要支援者のサービスのうち、訪問介護及び通所介護サービスに係る経費でございます。

次の15ページをお願いいたします。項2一般介護予防事業費として629万3,000円を計上いたしました。高齢者元気度アップ・ポイント事業の実施やふれあいサロン活動事業、ころばん体操マスターズプロジェクトなど、介護予防事業などに係る報償費や委託料が主なものでございます。

次の16ページをお願いいたします。項3包括的支援事業・任意事業費、次の17ページまででございますが、合計で2,511万4,000円を計上いたしました。これは、地域包括支援センター運営事業の委託料や、認知症対策、生活支援コーディネーター設置に係る経費が主なものでございます。

次の18ページをお願いいたします。款6諸支出金、目1第1号被保険者保険料還付金は70万円を、次の款7予備費は100万円を計上いたしました。

以上で歳出を終わります。次に歳入を御説明いたします。

6ページをお願いいたします。それぞれ、款で御説明を申し上げます。款1保険料は、1号被保険者の保険料でございますが、3億1,741万6,000円を計上いたしました。昨年度に対しまして1,551万1,000円の増額でございます。第8期介護保険料の見直しによるものでございます。

次に、款3国庫支出金は、項1国庫負担金に3億1,356万2,000円を、項2国庫補助金として、7ページの上の表まで、合計で2億84万9,000円を計上いたしました。

次に、款4支払基金交付金は4億9,327万7,000円を計上いたしました。

款5県支出金、項1県負担金は2億6,825万8,000円を、項2県補助金は、8ページの上の表まででございますが、合計で999万7,000円を計上いたしました。

次に、款6繰入金は、一般会計からの繰入金として2億7,692万3,000円を計上いたしました。

次に、款7繰越金は2,985万5,000円を、次の款8諸収入は、9ページまででございますが、頭出しで2,000円または1,000円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） 次に、議案第12号について補足説明を求めます。水道課長。

○水道課長（高田利郎君） それでは、水道事業会計予算について御説明いたします。

23ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の主なものにつきまして、収入から御説明いたします。

第1款水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は水道料金でございますが、2億906万5,000円を計上しております。対前年度比251万9,000円の減でございますが、使用料の実績に基づきました見込みでございます。項2営業外収益、目2補助金91万3,000円は、簡易水道企業債償還金の利息相当分及び児童手当に要する経費の一般会計からの補助金でございます。目4長期前受金戻入1,255万4,000円でございますが、負債に計上してあります過去に受けました補助金で、令和2年度減価償却金額分を長期前受金から振り替えて収益化するものでございます。

25ページをお願いいたします。支出の主なものについて御説明いたします。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費3,679万9,000円は、対前年比44万2,000円の増でございます。主なものは、水質検査に必要な手数料及び水源地等の維持管理に必要な修繕費、送水施設の運転のために必要な動力費等でございます。増の要因は、上水の基準51項目検査箇所を増、それと消火剤等の検査項目の増であります。

目2配水及び給水費3,638万9,000円は、対前年比70万2,000円の減でございます。主なものは、職員2名の人件費と、26ページをお願いいたしまして、中継ポンプ場の運転に必要な通信運搬費や動力費、配水施設の維持管理に必要な委託料及び修繕費等でございます。減の要因は、職員給の手当の減でございます。

下の目3総係費4,202万1,000円は、対前年比53万6,000円の減でございます。水道事業運営に必要な一般的な経費でございますが、職員3名分の人件費と、27ページをお願いいたしまして、会計年度任用職員の報酬及び量水器検針業務等の委託費が主なものでございます。減の要因は、職員給の減でございます。目4減価償却費7,036万1,000円は、有形固定資産の減価償却費でございます。目5資産減耗費407万8,000円は、固定資産の除却費とたな卸資産減耗費でございます。

28ページをお願いいたします。項2営業外費用の目1支払利息及び企業債取扱諸費73万7,000円は、企業債の償還利息でございます。目2消費税及び地方消費税600万円は、消費税の納付予定額でございます。

29ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。款1資本的収入、項1負担金、目1他会計負担金132万円は、消火栓設置工事の負担金でございます。項2補助金、目1補助金450万4,000円は、簡易水道企業債償還金の元金償還金分について、一般会計からの補助金でございます。

30ページをお願いします。支出でございます。款1資本的支出、項1建設改良

費、目1建設改良事業費1億6,915万5,000円で、対前年比6,351万7,000円の増でございます。職員1名分の人件費と配水管布設替工事の請負費等が主なものでございます。令和3年度では中山第二水源地調整槽の築造工事を計画しておりますので、工事費増の要因となっております。目2営業設備費554万5,000円を計上いたしました。主なものは、機械及び装置の購入費、非常用発電機購入費でございます。項2企業債償還金、目1元金償還金840万8,000円は、水道企業債の元金償還金でございます。

以上で説明を終わりますが、7ページ以降に予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表を添付してございますので参照を願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（宮本昭一君） 次に、議案第13号について補足説明を求めます。水道課長。

○水道課長（高田利郎君） それでは、公共下水道事業特別会計について御説明いたします。事項別明細書で、歳出から説明いたしますので、9ページをお願いいたします。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務費2,191万5,000円で、130万3,000円の減でございます。主なものは、職員2名分の人件費と公課費でございます。減の主な要因は、職員給の減でございます。

10ページをお願いいたします。目2維持管理費は3,090万6,000円で、356万9,000円の増でございます。大崎クリーンセンターとマンホールポンプ場等の維持管理に必要な消耗品費、光熱水費及び管理委託料が主なものでございます。増の主な要因は、クリーンセンターにございます汚泥脱水機等の修繕費用でございます。

次に、目3下水道整備費は896万5,000円を計上いたしました。公共下水道事業の公営企業法適用支援業務委託料でございます。業務委託につきましては2年目になりますが、内容は、決算書の整理、下水道資産の調査・整理・評価でございます。

その下の款2公債費、項1公債費、目1元金1億1,510万4,000円は、地方債の償還元金でございます。目2利子1,841万6,000円は、地方債の償還利子と一時借入金の支払利息でございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、7ページをお願いいたします。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道費負担金66万円は、受益者負担金でございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料は3,762万3,000円を計上いたしました。対前年比761万7,000円の増でございますが、下水道使用料金の改定によるものでございます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1他会計繰入金1億3,558万2,000円は、一般会計からの繰入れでございます。対前年比493万2,000円の減でございますが、款2の使用料金の増に伴いまして減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。最後の、款7町債、項1町債、目1公共下水道事業債2,240万円は、公共下水道事業債で資本費平準化債と公営企業会計適用債の借入でございます。

前に戻りまして、4ページをお願いいたします。第2表でございます。ただいま説明いたしました歳入の地方債でございます。起債の目的は、資本費平準化債が1,350万円と公営企業会計適用債が890万円となっております。起債の方法、利率、償還の方法については、各欄のとおりでございます。

以上で説明を終わりますが、12ページ以降に給与費明細書等が添付してございますので、御参照いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

まず、議案第8号「令和3年度大崎町一般会計予算」歳入歳出全般について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号「令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」歳入歳出全般について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号「令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」歳入歳出全般についての質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号「令和3年度大崎町介護保険事業特別会計予算」歳入歳出全般について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号「令和3年度大崎町水道事業会計予算」収入支出全般について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号「令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」歳入歳出

全般について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号、議案第10号、議案第11号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

次に、議案第12号、議案第13号は会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

次に、議案第8号の審査方法についてお諮りいたします。議案第8号「令和3年度大崎町一般会計予算」については、令和3年度大崎町一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号「令和3年度大崎町一般会計予算」は、令和3年度大崎町一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く11名の諸君を指名いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名の諸君を、令和3年度大崎町一般会計予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めてその互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控室でしていただきます。

これより暫時休憩いたします。

—————○—————

休憩 午後2時04分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。

委員長に11番、諸木悦朗君、副委員長に5番、神崎文男君が選任されました。

-----○-----

日程第18 議案第14号 大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第18、議案第14号「大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、大崎町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に記載されていた新型コロナウイルス感染症の定義の関する文言が削られたことに伴い、大崎町国民健康保険条例にその定義を新たに記載するものです。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が御説明申し上げます。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、御説明いたします。

今回の改正は、ただいま町長の提案理由にありましたように、令和3年2月施行の新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症に関する定義が削られましたことから、新型コロナウイルス感染症に関する定義を改めて条例中に記載するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので議案書の2枚目をお願いいたします。改正箇所につきましては、アンダーラインを引いてお示ししております。

附則第3項中、アンダーライン「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する」を削り、「新型コロナウイルス感染症に関する定義として、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス、令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る」である感染症をいう。以下、同じ。」を新たに加えるものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第14号「大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号「大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第15号 大崎町国民健康保険給付準備積立基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第19、議案第15号「大崎町国民健康保険給付準備積立基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、大崎町国民健康保険給付準備積立基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正ものでございます。

改正の内容は、当該基金の処分について、保険事業全般に取り崩しができるように改め、併せて題名を改めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、御説明いたします。

今回の改正は、ただいま町長の提案理由にありましたように、現行の大崎町国民健康保険給付準備積立基金の目的は、保険給付に要する費用に不足が生じた場合に切り崩しができるよう規定されているところでございますが、国保新制度におきましては、保険給付費につきまして、県が全額負担することとなっておりますことから、国民健康保険事業全般に充てることのできるよう見直しを行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の2枚目をお願いいたします。

改正箇所につきましては、アンダーラインを引いてお示ししております。

まず、条例の題名を、「大崎町国民健康保険基金条例」へと改めるものでございます。第1条は、設置目的を国民健康保険事業の円滑な運営に資するためとするものと定めるものでございます。第5条は、基金の処分について、国民健康保険事業費納付金及び保険事業に要する費用に充てるものと定めるものとし、以下、順次繰り下げるものでございます。

附則第2項は、大崎町国民健康保険条例の後に、制定年、条例番号を加えるものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第15号「大崎町国民健康保険給付準備積立基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号「大崎町国民健康保険給付準備積立基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第16号 大崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第20、議案第16号「大崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方税法の一部改正に伴い、大崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、地方税法における延滞金等の割合等の見直し等に伴い、用語の見直しが行われたことから整理を行うものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、御説明いたします。

今回の改正は、ただいま町長の提案理由にありましたように、令和3年1月施行の地方税法の改正により、特例準備割合の引き下げ及び用語の見直しが行われたことにより改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の2枚目をお願いいたします。

改正箇所につきましては、アンダーラインを引いてお示ししております。

附則第2項は、延滞金の割合の特例の規定となっておりますが、アンダーラインの部分、「特例準備割合、当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に、年1%の割合を加算した割合を割合という。」を、「延滞金特例準備割合、平均貸付割合、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合という。」

に、年1%の割合を加算した割合をいう。以下、この法において同じ。」に改め、以下、この項において、「特例準備割合適用年という」を削除し、以下、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」と改めるものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第16号「大崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号「大崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第21 議案第17号 大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（宮本昭一君） 日程第21、議案第17号「大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、大崎町老人福祉センターの指定管理者を指定したいので、同条第

6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は、大崎町仮宿1870番地、社会福祉法人大崎町社会福祉協議会。
指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、御説明いたします。

まず、指定に至りましたこれまでの経緯について御説明いたします。現在、大崎町老人福祉センターは、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3年間の指定期間となっております。このことから、大崎町社会福祉協議会から申請を受けました。令和3年4月1日から、この施設の指定管理を選考するため、選定委員会の委員を選定いたしました。委員の構成は、指定委員会設置要綱に基づきまして、副町長を委員長とし、内部から、総務課長、担当課長として私が、また、外部からの委員として、決算財務諸表経営状態等の把握ができる方1名と、高齢者福祉活動に自ら参画し活動しておられる方1名をお願いし、以上の5名で選定委員会を開催いたしました。

そして、昨年12月24日に役場庁舎内で開催いたしまして、応募方法、指定の期間、指定管理の基準等について審議をいただきました。その結果、指定管理者制度に係る運用の指針並びに指定管理の指定の手続に関する条例に基づきまして、前回同様、応募の方法につきましては非公募で、期間については3年間ということに決定されました。

その後、指定管理候補予定者の大崎町社会福祉協議会の職員から管理運営等の説明を受け、内容等の確認、質疑をいたしまして、全委員でそれぞれの項目について採点を行いました。その結果、委員会で事前に決めておりました基準をクリアしたことから、委員会といたしましては、大崎町社会福祉協議会を施設の指定管理の候補者として決定を見たところでございます。

これを受けまして、選定委員会から町長に報告した後、町長の決裁が完了しましたことから、大崎町社会福祉協議会に結果の通知をしたところでございます。

そして、本日、最後の手續でございます議会の議決をいただきまして、その後、協定の締結、告示を経まして、令和3年4月1日から、指定管理者としてお願いするという手順になっておるところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第17号「大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定について」は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号「大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定について」は、可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第18号 大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

○議長（宮本昭一君） 日程第22、議案第18号「大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、大崎町老人福祉センターの指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は、大崎町仮宿1870番地、公益社団法人大崎町シルバー人材センター。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、御説明いたします。

指定に至りましたこれまでの経緯につきまして御説明いたします。現在、大崎町シルバーワークプラザは、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3年間の指定期間となっております。このことから、大崎町シルバー人材センターから申請を受けました。選定委員会の開催、委員の構成、応募方法等、また、質疑などから採点に及ぶ過程につきましては、先ほどの議案第17号と重複いたしますので省略させていただきたいと思えます。

その結果、委員会で事前に決めておりました基準をクリアしましたことから、委員会といたしましては、大崎町シルバー人材センターが施設の指定管理の候補者として決定を見たところでございます。

これを受けまして、選定委員会から町長に報告しました後、町長の決裁が完了しましたことから、大崎町シルバー人材センターに結果の通知をしたところでございます。

そして、本日、最後の手続でございます議会の議決をいただきまして、その後、協定の締結、告示を経まして、令和3年4月1日から、指定管理者としてお願いするという手順になっておるところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第18号「大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について」は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号「大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について」は、可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第19号 大崎町くのに松原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第23、議案第19号「大崎町くのに松原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、現在、くのに松原キャンプ場の常設テントサイトに整備中の4人用バンガローを、令和3年4月1日から供用開始することに伴い、大崎町くのに松原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださるようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画調整課長（中野伸一君） それでは御説明いたします。

議案の後ろのほうの3枚目と4枚目にございます新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

アンダーラインの部分が改正部分でございます。現行は表の右側のとおりとなっております。今回、左側のように改正をお願いするものでございます。

町長の提案理由にもございましたとおり、現在整備中のバンガローを、令和3年4月1日から供用を開始する予定であること、また、現在の常設テントゾーンを今後利用する予定がないことから、設置条例の別表に規定しております使用料のうち、常設テント部分を削除し、新たにバンガロー（4人用）を追加するものでございます。また、この改正に合わせて、バンガロー大をバンガロー8人用に、バンガロー小を6人用に改正するものでございます。

使用料につきましては、既存のバンガローが1人当たり2,000円で設定しておりますことから、4人用ですので8,800円、加算額につきましても、既存のバンガロー同様、1,600円で設定してございます。

なお、施行日は、令和3年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第24 議案第20号 大崎町過疎地域自立促進計画の一部変更について

○議長（宮本昭一君） 日程第24、議案第20号「大崎町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、大崎町過疎地域自立促進計画のうち、第3節事業計画の一部を変更するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画調整課長（中野伸一君） それでは、変更の詳細につきまして御説明いたします。

議案の2枚目、変更一覧表をお願いいたします。表の左側が変更前、右側が変更後となっております。また、アンダーラインを引いている部分が変更箇所でございます。

令和2年度の予算において、変更後の欄に示しております「ごみ収集運搬・処理業務」を、過疎対策事業債のソフト分の対象事業とするために、（7）過疎地域自立促進特別事業の欄に追加するものでございます。また、これに伴いまして、その他の番号を、（7）から（8）に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第20号「大崎町過疎地域自立促進計画の一部変更について」は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号「大崎町過疎地域自立促進計画の一部変更について」は、可決されました。

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後2時35分

第 2 号

3月10日 (水)

令和3年第1回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和3年3月10日
午前10時00分開議
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名（7番，8番）
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第2号 令和2年度大崎町一般会計補正予算（第7号）
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第4 議案第3号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第5 議案第4号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第6 議案第5号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
(第2号)
(総務厚生常任委員長報告)

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 平 田 慎 一 | 7番 吉 原 信 雄 |
| 2番 富 重 幸 博 | 8番 中 山 美 幸 |
| 3番 児 玉 孝 徳 | 9番 上 原 正 一 |
| 4番 稲 留 光 晴 | 11番 諸 木 悦 朗 |
| 5番 神 崎 文 男 | 12番 宮 本 昭 一 |
| 6番 中 倉 広 文 | |

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 10番 小 野 光 夫

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | |
|---------------|----------------|
| 町 長 東 靖 弘 | 農林振興課長 中 村 富士夫 |
| 副 町 長 千 歳 史 郎 | 耕地課長 竹 本 忠 行 |

教 育 長	藤 井 光 興	建 設 課 長	時 見 和 久
会 計 管 理 者	西 高 和 義	農 委 事 務 局 長	川 畑 定 浩
総 務 課 長	上 橋 孝 幸	水 道 課 長	高 田 利 郎
企 画 調 整 課 長	中 野 伸 一	教 委 管 理 課 長	上 野 明 仁
住 民 環 境 課 長	小 野 厚 生	社 会 教 育 課 長	今 吉 孝 志
保 健 福 祉 課 長	相 星 永 悟	税 務 課 長	本 松 健 一 郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	本 高 秀 俊
次 長 兼 調 査 係 長	宮 本 修 一
次 長 兼 議 事 係 長	垣 内 吉 郎
庶 務 係 主 幹	西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本昭一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、吉原信雄、及び8番、中山美幸君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（宮本昭一君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。まず、4番、稲留光晴君の質問を許可します。

○4番（稲留光晴君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の稲留です。通告書に基づき、質問をいたします。

まず、施政方針についてであります。町長の施政方針には、国の考えも、町長が文書として示されていらっしゃると思いますので、町長の考えはどうなのかを併せてお答えいただきたいと思います。

それでは、施政方針は7項目に分けて質問いたしますので、1ページに入りますが、1、ポストコロナの新しい社会をつくるため、デジタル社会の実現を目指すとともに、とありますが、ポストコロナ社会をつくるため、なぜ、デジタル社会の実現を目指すのかをお尋ねをいたします。また、関連性は何かを質問します。

最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） ポストコロナ社会をつくるためのデジタル社会の実現とは何かという御質問でございます。

国では、新型コロナウイルス感染症の拡大により浮き彫りとなった行政サービスなどの様々な課題に対応するために、テレワークの推進や押印、対面主義からの脱却、行政手続のオンライン化など、新しい働き方や暮らし方改革を進め、コロナ危機を克服し、ポストコロナとして新たな日常を構築するための原動力となるデジタル化への集中投資と、規制改革を含めた環境整備によりデジタル社会の実現を目指すとされております。

本町におきましても、国が進めるデジタル化に対応できるよう、各種申請書等の押印廃止や行政手続のオンライン化を進めるなど、住民の方がコロナ禍において、そしてコロナ後におきましても、安心して行政サービスを受けることができるよう

進めるものでございます。

以上です。

○4番（稲留光晴君） 今、町長の答弁をお聞きしましたけれども、やはり住民のニーズに合ったものかどうかというのが、私は一番の大事な、このコロナ禍における大事な点ではないかと思えます。今、デジタル庁をつくりまして、改革法案が審議入りをしておりますが、やはり、そういった中でですね誰でも役所に行かずとも、あらゆる手続きができる、地方でも、都会でも同じような仕事や生活ができるというふうに述べているわけですね。スマートフォンを使って面倒な行政手続きを簡単に済ませられることを想定していると、こういうことを言っているわけですね。ですから、今、大崎町の実態を考えれば、オンライン化というのは従来どおり、行政と県、県と国ということでやっていると思えますけれども、やはり、真実は何かというのは、私たち国民は見極めなければならない。役所に行かなくてもスマートフォンでできるんだという、こういう社会というかですね、やはり、住民は窓口に行っているいろんな相談をする、スマートフォンでできる、役所に行かなくてもできるんだと、こういう考え方について、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 菅総理が誕生されてから、デジタル庁を設置するという方向で、こちらのほうは急速に進んでいるという状況であります。その発端となったのが、定額特別給付金、そういったのがオンラインでできるような、そういうことがなかなか、できることができていないという我が国のデジタル化の遅れというのを痛切に感じられた上でのそういう判断であっただろうと思えます。

本来なら、役場等で手続きをとらずに直接申請できるということが、その方向は出されておりましたけど、現実にはそういったことができていないことでありますので、そのほか、やはりデジタル化を進めていって、もろもろの手続等をスピーディにできるようにやっていく、改革していくということは現在の流れであります。

御質問されていらっしゃるの、役所に行かずともということの質問がありますが、やはり、地方の自治体においては、地方においては、やはり少子高齢化、高齢者もたくさんいらっしゃる、あるいはそういった手続等も不得手の方がいらっしゃるわけですから、そういったところの相談の窓口とか、そういった方々への対応とか、また、なかなかデジタル化等になじめない方々に対してのそういう対応は必要だと認識しております。

○議長（宮本昭一君） 町長も質問者もマスクは取って、発音がよくはっきりしない部分もありますので、マスクは取って質問なり答弁なりされて結構です。

○4番（稲留光晴君） 今、町長の御意見を伺いましたが、定額給付金に関してはそう

いったトラブルとかです。そういう案件が出たことは、私も承知しております。町長のお考えをお聞きいたしました。

それでは、2番目の、3ページになりますが、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅を活かしたスポーツ、観光施設の充実とありますが、トレーニングセンターを活かした観光施設は何かを示していただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の供用開始以来、日本を代表するトップアスリートを含む、多くの陸上合宿者が本町を訪れています。

本施設を活かしたスポーツ、観光施策として、さらにこの施設のPRを行い、合宿者を増やすことにより、現在は、まだ一部に限られている地域経済への波及効果を広げていく施策が必要であると認識しております。

先月28日に開催しました室内陸上競技大会、Japan Athlete Games IN Osakiには、オリンピック出場経験者を含む一流のアスリートが多く出場され、テレビ及びインターネット配信による中継の視聴数が3万件を超えるなど、本町及び本施設の大きなPRとなりました。

出場選手の中には、初めてこの施設を利用した選手も多く、高い評価を得られたことから、今後の合宿者の増加が期待できるものと考えております。また、このような大会の継続や実業団等の協力を得ながらのロードレース大会、くにの松原クロスカントリーコースの活用など、各種ソフト事業も視野に入れ、さらなる利用者像に繋げてまいりたいと思います。

また、これまで、本町に訪れている合宿者の意見として、練習が休みの際の遊ぶ場所、食べる場所の情報がほしいとの声が寄せられており、合宿者を地元の飲食店や小売店に誘導するためのマップの作成を行い、地域経済に波及効果が広がるよう努めてまいりたいと考えております。

○4番（稲留光晴君） 確かに、アスリートの方々が前回、トレーニングセンターでトレーニングをされたのは存じておりますが、合宿者を増やすと、今、町長は申したけれども、それはそうだと思いますが、観光施策というと、ちょっと私は違うんじゃないかなと思うんですが。例えば宮崎の日南とかです。プロ野球選手が合宿をする、そのときに一般住民が選手たちとの交流場所とかサイン会をやる、そこにプロ野球ファンが訪れて、町外から観光に、そういった有名な選手たちを見るためにやって来る。大崎町に経済効果をもたらすことができるかどうかというのが、私は観光の一面をやっぱり大きくすることではないかと思っておりますけれども。

やはり、トレーニングセンターというのはそういうふうに、町長が言われたようにですねPRになりますが、それと併せて、アスリート以外の方々、アスリートの

方々とサイン会をするとかですねそういった、先ほど申しましたそういう経済効果を、いかに町が恩恵を受けるかというのが大事だと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 経済効果ということで、もちろんそれが大きな狙いになると思っております。本町の、単に観光として捉えたときに、なかなか観光という場所、内外の人たちが来て景勝の地で観光すとかそういったものはなかなかないところで、国定公園でありますくにの松原キャンプ場とか、白砂青松の益丸海岸、横瀬海岸、こういったところは非常に大きな観光としても、人々の憩いの場としての場所にはなり得るとは思っております。

宮崎のキャンプ場に多くの人が来ると言うことで、これは長年の歴史がありますからそうなんです、やはり、そこにあるのは食であると思っておりますので、やはり、我々も長年、アスリート食とかそういったことも研究もしてまいりましたし、やはり食への誘導ということもやる必要があると考えております。

そしてまた、本町の、先ほど申しました白砂青松の地域資源を活かした施策等で、そこに繋げていくとか、また、近隣の町と連携してそういった観光施設をめぐることとか、そういったことは大変大事なことでありますので、やはり、スポーツをやりながら、そこにする人、見る人、そんな見る人たちが来たときに宿泊してもらって、そして周辺を周遊する、そしてまた食を体験する、そういったことはこれからやっていくべきことでありますので、努力してまいりたいと思います。

○4番（稲留光晴君） これからやっていくという答弁でございました。

それでは、3つ目の6ページですね海岸保全施設整備事業で、菱田海岸防潮堤の復旧工事を年次的に進めるとあります。今までも工法を変えて行っておりますが、なぜ、恒久的工法ができないのか。私は大崎町に来て12年目を迎えますが、毎年、毎年工事をやっているんだと、こういう話をしますとですね、うーんという、そういうはっきりしない返答が返ってくるわけです。恒久的工法がどうしてもできないのか、町長に説明をお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） 海岸保全区域である菱田海岸においては、平成12年度から平成23年度の間4回の台風による災害を受けて、その都度、補修工事を行ってききましたが、その後、高潮や台風の影響で海岸の浸食が進み、堤防にひび割れや継ぎ目の開きなどの損傷が確認されました。

そこで、さらなる損傷を防ぐため、平成29年度に県海岸保全施設整備老朽化事業が採択され、平成30年度から施設の全体延長1,240メートルのうち、被災箇所530メートルの復旧工事を行っている状況であります。しかしながら、工事着手時におきましては、波の影響を防ぐために設置した大型土嚢が、押し寄せる波

で再三にわたり流されて基礎部分の工事ができない事態が続いたために、令和元年度に、有効的な手段として波打ち際に製作したブロック等の設置による仮設工事を行った後に本体工事を行うという工法変更を行っております。

このように、波浪対策として、波打ち際に製作ブロック等を設置する工法変更で恒久的な工事ができるようになったために、今後も、菱田海岸防潮堤の復旧工事を計画的に進めてまいります。

○4番（稲留光晴君） 今後も、毎年、毎年、工事を続けていくと、こういう認識でいいわけですね。

それでは、7ページ、4番目になりますが、県道大崎輝北線仮宿地区の歩道整備事業を実施予定となっていると町長は述べられていますが、いつになったら工事が行われるのか。以前も、県には要請をたびたび行っておりますと、そういう町長のお答えでございましたが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 県道大崎輝北線の中倉税理士宅前から仮宿簡易郵便局交差点までの延長460メートルの歩道整備につきましては、事業実施の再開を再三お願いしてまいり、本年度より実施の運びとなったところでございます。

令和2年度につきましては、測量設計委託が終了し、現在、交差点協議を行っているところで、令和3年度より、用地取得や補償物件などの交渉に入るとのことでした。また、工事実施時期につきましては、用地など、ある程度まとまった段階で工事発注となることから、現在のところ、工事着手年度については未定であるとのことでありました。

このようなことから、町といたしましては、事業の早期完成に向けての要望など、積極的に行ってまいりたいと考えております。

○4番（稲留光晴君） 今、町長の答弁をお聞きしました。ある一部区間、歩道がないということで、住民の皆さんから要望が上がっておりますので、今の町長のお話をお伝えすれば、非常に喜ばれるのではないかと考えておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

それでは、5番目の9ページになりますが、マイナンバー制度に係るマイナンバーカードの取得のための支援や交付事務については、個人情報の適正な管理に基づく業務の遂行に努めるとありますが、個人情報の適正な管理とは何なのかをお尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） マイナンバーカードの事務に係る個人情報の適正な管理とは何かとの御質問でございます。住民環境課の窓口では、番号の転記はもとより、カードの番号面のコピーの禁止、未交付カードの金庫での保管などを指しております。また、交付者への対応としましては、受取り時の運転免許証や保険証などによる本

人確認の徹底、そして、交付後の自宅での保管方法、紛失時の警察への届出等、細かく説明してお渡ししております。

○4番（稲留光晴君） それは、住民課の仕事としてそういうふうに説明をされるんですけども、今述べられました町長の、個人情報の適正な管理というのは、私はちょっと違うと思うんですが。やはり、マイナンバーカードを使っての個人情報の収集というのが問題だということだと思うんですね。発行窓口では、そういうふうなお話をされるということなんですが、実際、マイナンバーカードにいろんな情報が統一されてきた場合にですね、今、大崎町でも取得率が18%というふうになっています。やはり、住民のニーズに本当に合っているのかどうか。私も聞かれました、「マイナンバーカードは持ったほうがいいんでしょうかね」こういうふうに聞かれるんですが、国は、やはりマイナンバーカードですね一元を進めようとしておると思います。保険証や運転免許証の一体化を普及させると、いろいろ考えはあるところではございますが、国の。そこ辺ではやはり個人情報の流出ということでは危険性があるということ、私は申し上げたいと思います。

それでは、11ページですね6項目、「本町にこれまでなかった新しいしごとを創出し」とありますが、新しいしごととは何でしょうか。お答えください。

○町長（東 靖弘君） 新しいしごとの創出とは何かとの御質問でございます。まず、本町の2015年の産業別就業人口の構成を申し上げますと、農林水産業を主体とした第1次産業が28%、製造業・建設業を主体とした第2次産業が23.6%、そして第3次産業が48.3%となっており、全国や県と比較しても、第1次及び第2次産業の割合が高くなっており、この分野での求人は多いものの、なかなか若年者層の雇用につながっていない状況がございます。

一方、本町は、2019年にSDGs未来都市に選定されて以降、計画に掲げた将来像の実現に向けて取り組んでまいりましたが、これまでの行政による取組だけでは、人材、知識ともに限りがあるとの判断から、官民が連携した中間支援組織を設立することになった次第です。

そして、昨年11月に、本町の取組に賛同された南日本放送をはじめとする県内企業4社とともに、大崎町SDGs推進協議会の設立を発表いたしました。今後、この協議会を中心に、主に都市部企業との連携による脱プラスチック、教育視察研修などのプロジェクトを展開してまいります。これに関連して、これまで本町になかったICT関連事業や課題解決型事業などの人材及び企業が本町で業務を行うことが予想され、本町の産業構造では、これまで少なかった新しい仕事での雇用創出に期待しているところでございます。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） ICT関連、今までなかった業種と、そういうふうなお答えですが、本町でも新しい業種に何人の方がですね仕事を求めておられるのか。若年層が、今言われましたが、雇用につながっていないというふうな答弁でございましたけどもですね、なかなか、今、町長がおっしゃった農業分野、製造分野、これが一番多いわけですけど、やはり、その関係で雇用を増やすと、新規就農者とかですね、若い人たちが食べていけるというふうな考え方のほうが私は手っ取り早いんじゃないかと考えるんですよね。従来住み慣れた大崎町で仕事をする、なかなか新しい方が新しい仕事に就くというのはですね厳しい面があるんじゃないかと思えます。

今、従来の第1次、第2次、こういった面を、やはり町が所得補償なりを広げることによって食べていける、稼げる農業が必要ではないかと。町長は新しい仕事を創出するとおっしゃっていますので、それは結構なんですけども、私はそういうふうにご考えております。

それでは、最後の件ですが、12ページ、寄附金の使い道についての、寄附者に共感が得られる施策、町の活性化に繋がるとあるんですが、何をすることで活性化につながるのかをお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 施政方針において、寄附者に共感が得られるような施策に取り組むと述べさせていただきました。ふるさと納税制度における寄附金につきましては、魅力あるふるさとづくりを進めていくことを目的として、基金条例を設置しております。

条例では、なのはなエコプロジェクト等の環境施策に関する事業、白砂青松等の地域特性を生かした観光スポーツ施策に関する事業、未来を担う子どもの教育環境の充実に関する事業、賑わいと活力あるまちづくり施策に関する事業の主に4つを充当先として活用しているところでございます。

これまでの具体的な施策としましては、定住住宅取得補助金や新規創業企業支援補助金、空き店舗対策事業補助金など、多種多様な施策に活用させていただいております。寄附者の傾向から見ますと、豊富な特産品を目的とした寄附者が多いことはもちろんでございます。他には、近年の地球温暖化への不安もあると思われませんが、本町の環境施策や教育、最近ではコロナ対策への活用を希望されるメッセージが多く寄せられており、本町だけの課題解決に留まらない、世界が抱えている社会課題解決に取り組もうとする姿勢に共感が得られているものと感じております。

このようなことから、これまでの施策はもちろんでございますが、若年層を中心とした世代が働きたいと思える新しい仕事の創出や、その世代が住みたいと思える移住・定住施策など、持続可能なまちづくりのための課題解決型の施策を進めてま

いりたいと考えております。

○4番（稲留光晴君） 寄附金の使い道はですね町長の判断で使えるということがありますけども、町長がおっしゃった分野に決めて使っているということは私も理解をしておりますが、今までの使い方も、学校等の耐久工事とかそういった予算にも入っているのではないかと考えます、教育分野とかですね。

ふるさと納税の寄附をされる方々も、やはりリサイクル日本一の大崎町に寄附をしたいとか、大崎町出身でない方も寄附者が増えている。前回、町長が南日本新聞の一面に載っております、私ごとですが、有明町の高齢者の知人から、「おめでとうございます」とそういう電話がありました。私は、ありがとうございますと、やはり行政のそういった努力のたまものだと私は返答いたしましたから、その件では非常に、県内トップのですねそういった寄附金が更新できたというのは非常にうれしいというふうには私がお話をしました。その件では、最後になりますが、この最後の質問の、今、コロナの関連で収入が減っている方々に対してもですね、やはりそういう使い道というかですね、使っていただける、町長の判断を広くとっていただければと要望をいたします。

それでは、2番目の、家族農業を守り、食料自給率を高めることについてであります。

国内で消費された食料のうち、国産の占める割合です。日本で食べられているもののうち、国内で生産されたもので、残りの63%は海外から輸入に頼っています。日本国内の食料自給率は37%、これは2018年、37%と長期的に減少傾向になっております。

国連は、2019年から家族農業の10年をスタートさせ、飢餓と貧困の克服、持続可能な社会のために家族農業の役割を再評価し、各国に政策転換を求めています。

それでは、本町の食料自給率は幾らになるかについて質問いたします。

○町長（東 靖弘君） 食料自給率につきましては、カロリーベースでの算出方法と生産額ベースでの算出方法がありますが、ここではカロリーベースで回答を申し上げます。

国は、令和12年度までにカロリーベース総合食料自給率を45%、生産額ベース総合食料自給率を75%に高める目標を掲げております。令和元年度の国の食料自給率は、38%となっております。県と町の数値は、平成30年度で県が79%、本町では201%となっております。また、食料自給率を高めるためには、今が旬の食べ物を食べることや、地元でとれた新鮮な食べ物を食べ地産地消を図ることや、御飯を中心に、野菜たっぷりのバランスのよい食事をする、残さず食べ

て、食べ残しを減らすなどし、国産の食べ物にもっと興味を持つなど、みんなで取り組むことが重要であると認識しております。

○4番（稲留光晴君） 本町は201%という数字でございますが、外国から輸入に頼っている面が、日本国内ではですねそういう数字ということで、先ほど申し上げましたけども、本町では201%、県が79%ということで了解をいたしました。

それでは、次の、家族農業を持続させるための対策は何かということで、5点ほど上げていただきたいということなんですが、国内農業もやはり農林水産業農業構造動態調査によればですね減少が続いていると、15%の減少ということで、国はなっております。また、農業経営の8割は、農産物の販売金額規模別における500万円規模を占めていると、こういうデータがございます。さらに、家族農業経営を土台にした地域農業の担い手であり、その減少がやはり地域そのものを疲弊させると、こういうふうに分分析をしております。また、稲作をはじめ、農家を通じた自然環境の保全、治水など多面的機能の創出にもつながるようになっております。

そこで、本町の過去5年間の家族経営体の推移を示していただきたいと思えます。また、減少率は何パーセントかをお答えください。

○町長（東 靖弘君） 過去5年間の家族経営体世帯の推移と減少率でございますが、家族農業の推移についてですが、登録されております認定農業者の家族農業数は、令和2年度におきましては184世帯、令和元年度188世帯、平成30年度186世帯、平成29年度186世帯、平成28年度186世帯、平成27年度177世帯となり、大崎町の認定農業者数でお答えいたしますと103%の増加となります。

また、家族農業につきましては、農林業センサスでの戸数になりますが、センサス2010年での総農家戸数は1,776戸、センサス2015では1,413戸となり、21.3%の減少となっており、近年も農家戸数は年々減少傾向にあると考えられます。なお、畜産農家数につきましては、毎年飼育頭数調査等を実施しておりますので、肉用牛農家の過去5年間の推移については、平成28年が373戸、平成29年が354戸、平成30年が333戸、平成31年が316戸、令和2年で302戸となっており、5年前と比較いたしますと、19%の減少となっております。

○4番（稲留光晴君） 今、町長の答弁をいただきましたが、やはり国も減少している、同じく、平均よりちょっと、今、町長の答弁は、平均値は本町は多いのかなというふうに、畜産で言えば考えております。

それでは、4番目の、地球温暖化による弊害は何か。その対策を示せについてお答えください。

○町長（東 靖弘君） 地球温暖化による弊害は何か、また、その対策についてでございます。近年、地球温暖化が進み、日本でも気温上昇等による異常気象が見られ、全国各地で集中豪雨等が発生し、本町におきましても、昨年7月に、持留地区を中心に甚大な被害が発生しております。気象庁によりますと、我が国の年平均気温は、1898年の統計開始以来100年に当たり1.14度の割合で上昇しているというデータもございます。

このように温暖化は年々進んでおりますが、農作物への影響につきましても、葉菜類などのキャベツやレタスなど、冷涼な気候を好むものは、予定より生育が早くなり、出荷に影響が出たり、果菜類など温暖な気候を好み、低温に弱いものなどは、高温条件で糖蓄積が進まず、品質の低下や高温乾燥に伴う日焼け化、着果率の低下による収穫量の減収が予想されます。また、水稻では、白未熟粒の発生など様々な弊害が予想されます。

対策としましては、原因物質であります温室効果ガスの排出量を削減することにより、気候変化そのものを軽減させる緩和策及び防止策と気候変化の結果生じる影響を軽減させる適応策があると認識しております。緩和策や防止策への取組は、地球規模での取組が必要であり、適応策につきましても高温耐性の強い農作物への転換などを、関係機関一体となって推進していく必要があると思われまます。

以上です。

○4番（稲留光晴君） 町長の答弁をお聞きしました。なかなか、本町だけでは当然解決ができない、国を挙げて対策をしていると、こういうことがなければ弊害が増える一方ということは理解をしております。町長の今の答弁で理解を深めました。

それでは、5番目の、戸別所得補償の復活の要請の考えはないかということでございますが、大崎町も、昨年7月で災害復旧工事も遅れた部分が、私は今回、質問の中に入れてさせていただくんですが、下持留のパイプラインから来る水が田んぼに入らないということで、今年は稲作を諦めなければいけないと。そうしますと、やはり米だけつくっていらっしゃる方の収入というのは計り知れない。しかし、米をつくらなくても、他に替えてつくれる人、トウモロコシとかそういった飼料をです。ね代替で、畜産農家はそういうふうには代替が可能ですが、稲作ができない、稲作しできないと、米しかつけれないという方にとっては、台風災害のそういった工事の遅れと、これは不可抗力な点もあろうかと思えます。

平成25年まではです。ね主要農作物に関して、生産に関する費用と販売価格の差額を基本に、農業者戸別所得制度がとられておりました。多くの稲作農家の再生産と農村を従えてきたと思えます。1反当たり1万5,000円給付、それから26年度から経営所得安定政策に切り替わって、1反当たり7,500円の交付金に引

き上げられました。また、この制度も、平成30年度産米から廃止されたわけですね。やはり、こういった補償制度があってこそ持続可能な米づくりというのができるのではないのでしょうか。こういったことで、やはり戸別所得補償の復活の要請ということが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 戸別所得補償については、平成22年度に始まった、すべての農家に対し稲作10アール当たり1万5,000円を支払うという、米の直接支払交付金であり、この交付金は、生産数量目標を守った農家が対象となっていました。稲作を取り巻く諸情勢の変化もあり、平成25年度に廃止の方向が打ち出されました。

しかしながら、この交付金を前提に、機械・施設の投資を行ったり、行おうとしている農家も少なくないため、直ちに廃止するのではなく、平成26年産米から単価を10アール当たり7,500円に削減した上で、平成29年産まで4年間の経過措置を講じた後、平成30年産から廃止となった経緯があります。

国が本制度を廃止した理由として、高い関税に守られている米に交付金を交付することについて、他産業の従事者や他作物を生産する農家に納得していただくことが困難なこと、もう1つは、農家の高齢化により進みつつある農地の流動化のペースを遅らせる面があるということなどもありました。

このようなことを踏まえると、戸別所得補償の復活の要請は非常に困難であると思っております。

○4番（稲留光晴君） 困難であると、町長おっしゃいました。大崎町も回っておりますと、やはり高齢化、もしくは後継者のいない方々ですね荒れ果てた田んぼを多く見受けることができます。その中で、大崎町も50代の後半、若い方々がそういった田んぼを借りて頑張っているという方がいらっしゃるわけですね。その辺では、先ほど申しました下持留のパイプラインの工事もなかなか遅れて、今年は稲作ができないということでもありますけれども、やはり、こういったことがですね今後はないことを祈るんですけど、災害も年々増えてきている状況です。やはり、こういったことの、コロナも併せて収入減と、それに災害で収入減とありますので、ふるさと納税を使った使い道の検討を、また併せてですね、町長の判断ですけれども、お願いしたいと思えます。

それでは、最後の、新型コロナウイルス感染症収束までの行政の役割について。対策プロジェクトチームは必要ではないかというふうに思いますが、本町の取組をお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 新型コロナウイルス感染症の対策プロジェクトチームが必要ではないかという御質問でございます。これまで、特別定額臨時給付金の支給事業や

7月豪雨災害対応など、緊急的で必要な事業に対応しなければならない場合については、課の垣根を取り払い、横断的な人員配置を行い事業の推進を図ってまいりました。今回の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事業に関する職員体制整備についても横断的な人員配置を行い、事業を進めているところでありますが、今後、本格的に始まるワクチン接種事業に備え、職員体制も拡充する予定でございます。

これからも、国の施策など緊急かつ重要な事業につきましては、必要に応じて、その目的を達成するために臨機応変な人員配置を行うなど、迅速に事業を進められるように対処してまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（稲留光晴君） 町長の、今、人事配置を心がけているということですが、通常業務の妨げにならないようにというのが私のこういった考えなんです、当然、そういう通常業務の妨げにならないというお考えで人事配置ということで理解しているのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 通常業務の妨げにならないという御質問でございますが、そういったことが懸念されるので、辞令を交付して、それで専門的にその職務に当たるという体制でプロジェクトチームについてはつくっていると御理解いただきたいと思います。

○4番（稲留光晴君） つくっているということですね。わかりました。

2番目の、地方創生臨時交付金、何にでも使えるお金が残高は幾らかをお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国の第1次・第2次補正予算におきまして、本町への交付額は3億8,704万9,000円と示されているところであります。本町独自のコロナ対策に活用できる交付金としまして、これまで子育て世帯への臨時特別給付金やプレミアム商品券事業、ICT教育事業や感染症対策用品の購入品等に活用させていただいております。

今回の第7号補正予算で計上させていただきました、新たなプレミアム商品券事業費などのコロナ対策費を含めまして、国の第2次補正までの交付金はすべて充当させていただく見込みでございます。

また、先日、国の第3次補正予算におきまして追加されました臨時交付金につきましては、国の繰越予算になることから、本町の令和3年度予算として今後計上させていただく予定でございますので、準備ができ次第、改めまして御提案させていただきますのでよろしく願いいたします。

○4番（稲留光晴君） 新たな、また予算が出るということで提案をされると、そういうことですね。今までも地方創生という名のもとで、本町がいろんな給付をやってまいったのは存じておりますが、私はどの分野に使うのかということをお尋ねしたのは理由がありまして、やはり、国も予算をこういったところに増やそうということでやっているんですが、特にひとり親家庭、非正規雇用者の解雇などに伴う収入減少、世帯主などの収入減少などへの支援が、今後ますます大事ではないかと考えます。当然、本町としても調査とかアンケートとかですねそういったことはされていると思います。今、私が申し上げましたひとり親家庭、非正規雇用者、特に女性の方が多く、給付金が必要ではないかという声が聞こえてまいります、この点について、町長の今度の予算の使い方をお示してください。

○町長（東 靖弘君） また、第3次補正予算での内容、先ほども全員協議会の中でお話をさせていただきました。内容等につきましては、また改めて提案させていただくという形になろうかと思えます。

ひとり親家庭とか、世帯主への支援ということが御要望であります、国の施策の中でいろいろと、社会福祉協議等が取り扱っている給付金とかいろいろのがありますので、そういう対応等も御利用いただければと思っております。

○4番（稲留光晴君） それでは、次の、予算の町長の使い道を、今、私が提案申し上げましたところに使っていただくように期待をしております。

最後に、令和2年は、コロナ発生後、本町でも生活の糧となる収入はすべての業種で減少しました。国の補正予算にて住民への支援が広がって、町独自でも給付金が出されております。国からの持続化給付金制度申請に本町はいち早く取り組み、内外から賞賛の声が寄せられました。リサイクル率トップ、ふるさと納税寄附金は最高額を更新しました。住民からは、「持続化給付金100万円がもらえて大変よかった。サツマイモ基腐病で収入が大幅に減少したけども、引き続き今年も植え付けをしよう」と、こういう話もお聞きしました。特に、県内行政として本町のみが持続化給付金申請の相談窓口をつくってくれたことに、住民の暮らしを守るということでは誇りと考えます。令和3年も、住民の声を聞き入れ、解決されていかれますようお願いして私の一般質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） 次に、2番、富重幸博の質問を許可いたします。

○2番（富重幸博君） 皆さん、こんにちは。さきの通告に基づきまして、ふるさと納税制度の関係、それから大崎町の歴史編纂の考えについて質問をしております。

まず、最初に、我が町におけるふるさと納税制度の活用効果をどのように評価しているかについてお尋ねいたします。

ふるさと納税制度は、生まれた故郷や応援したい自治体に寄附ができる制度で、

手続をすると、寄附金のうち2,000円を超える部分については所得税の還付、住民税の控除が受けられる制度であります。我が町においては、制度開始の平成20年の寄附金額169万円からスタートし、令和元年には、これが1万9,443件で28億4,000万円を超えるまでに至っております。さらに、令和2年度においては寄附総額が実績見込みで50億円を突破ということで、町民にとっても大変誇らしく、うれしい結果となったことに対し、この間の担当課及び関係各位における大変な御苦勞と御努力に対し、心から感謝申し上げます。

そこで、町長として、収入支出の両面から、このふるさと納税制度そのものの活用効果をどのように評価しておられるかお尋ねし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 地方自治体における課題が山積する中、国県補助金等の依存財源に頼らざるを得ない状況では、なかなか予算措置が難しい状況でございました。

そのような状況の中、平成27年度の税制改正により拡充されたふるさと納税に力を入れた結果、多額の御寄附をいただくことができ、学校や庁舎への空調設備や給食費の半額助成などの施策を実施することが可能となり、本制度による財源確保は非常にありがたいと認識しております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 現在は、年月を経て、返礼品の数も増えてきたとお聞きしております。そこで、返礼品の品数はどのような現状で、実際の返礼品の送付に当たっては、どのような傾向が感じられますか。

○町長（東 靖弘君） 令和3年2月末現在で543件の返礼品を登録しております。法改正後は、地域産品に限定されており、大崎町の特産品であるウナギ、マンゴー、畜産物などに多くの寄附が寄せられる傾向にあります。また、令和2年度は、コロナ禍の巣ごもり需要の影響で、特に真空パックなどの加工品が、全国的にも人気になっている状況でございました。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） ふるさと納税返礼品に関係します法人等の事業者の業績や法人町民税の納付状況に、何かしらの相乗効果が認められますか、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） ふるさと納税額の3割以内が返礼品と定められておりますので、本町への寄附額の3割程度は、確実に本町事業者への収益につながっているものと思われま

ただ、収益増加により新たな設備投資も行われており、単純に法人住民税の増加とはなっておりませんが、設備投資が地域経済へ好影響を与えているものと認識しております。また、人口減少に伴い、納税者数も減少しているのに対し、個人町民税は増加傾向にあることから、個人事所得向上につながっているものと思われま

す。

○2番（富重幸博君） ただいまの答弁で、ある一定の効果が出ていると、法人の場合には、おっしゃるように設備投資とかいろんなケースが出てまいります。

続いてですね、返礼品に関係する個人や法人経営の事業者の皆さんに、通常の販売をされる場合のパッケージなどに、ふるさと納税のPRチラシや、町の観光とか、何かそういうのを梱包できないものか。何か制約があるのか、そこらあたりはいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 令和元年度の税制改正によって、過度に返礼品をPRし寄附を募集することが適切でないと言われており、御質問の、同封は難しいと思われませんが、町の魅力を発信するという趣旨は非常に大切であると認識しておりますので、可能な手法がないか検討させていただきたいと思えます。

○2番（富重幸博君） 前向きに、そういう形のものも検討していただくということでございます。

さて、新型コロナの流行により、国家財政や大都市においてもですね財政調整基金等の枯渇が懸念されておりますが、ふるさと納税制度の今後の方向について、国策でもありますが、町長としてどのような認識を持っておられますか、お示ください。

○町長（東 靖弘君） 新型コロナウイルス感染症対策として、多くの自治体が関連予算を計上しており、特に、感染者の多い都市部における財政調整基金等の支出が多いと認識しております。本町には都市部からの寄附額が多く、都市部の税収減及び財源不足などの理由から、ふるさと納税制度そのものが改編される課題等もあるものと認識しており、危機感を持っているところでございます。

○2番（富重幸博君） 次の質問に入りますが、大崎町ふるさと特産品振興事業協同組合の活動状況と今後の方向、取組について、どのように考えているかをお尋ねいたします。

令和元年度9月、この組合が、事業者間の連携をもとにした意見情報の交換を行いながら、地域振興への寄与を目的として設立されたとあります。まだ期間が短いですが、任意の組織ということになるかと思いますが、町長として、この組合の活動状況、今後の方向・取組について、どのように認識しておられるかお示ください。

○町長（東 靖弘君） 令和元年度に設立されたふるさと特産品振興事業協同組合は、事業者間及び地域のつながりによる新たな特産品開発や、寄附者が継続して寄附いただけるサービス、そして都市と地方を繋ぐイベントの企画運営等を実施することにより、寄附の増加のみならず、継続的な寄附者となる関係人口の創出に向けて活

動を展開しております。

また、今後は、組合員の収益増加による法人住民税の増加や雇用の創出など、地域経済への波及効果が期待されるところでございます。

以上です。

○2番（富重幸博君） このような組織が立ち上がってくるということは、大変喜ばしいことでもあります。組織の運営ということになりますと、資金的な問題や継続的な事業運営、今後の発展などを踏まえた課題もあるかと思えます。そして、本町特産品の振興につながる役割を果たしてくれるという形で発展してほしいと思えますが、記事の中にですね、この組織が「町からふるさと納税PR事業を受託し」とございました、昨年11月の広報おおさきですね。この委託に係る金額と具体的な業務の内容について説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 令和3年度予算では、ふるさと納税PR業務委託料7億5,108万円のうち、事業協同組合への委託料として200万円を計上しております。

具体的な業務内容は、先ほどの答弁で申し上げた、新たな特産品開発や都市と地方を繋ぐイベントの企画運営及びセミナー等の研修活動を実施することにより、寄付の増加のみならず継続的な寄附者となる関係人口の創出を図ることとしております。

○2番（富重幸博君） この大崎町ふるさと特産品振興事業協同組合の事務局体制はどのようなものか。常勤の事務員の方とか組織体制及び今後を含めた運営補助金の考え方について、説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 本組合の事務局体制についてでございますが、企画調整課の商工振興係において事務局を担っております。現在のところは常勤の事務員を置くには至っておりませんが、最終的には自立・自走できるよう、準備を進めてまいりたいと思えます。

○2番（富重幸博君） 広報おおさきの記事の中でも、組織の活動方向として、特産品の開発、販売についても記述がございます。実際、ふるさと納税返礼品を含む特産品の開発は、地域間競争の中で重要なポイントになってまいります。そこで、町長として、ふるさと納税返礼品に限らず、特産品の開発販売の状況と今後の課題について、どのように認識しておられるかお示してください。

○町長（東 靖弘君） ふるさと特産品振興事業協同組合は、新たな特産品の開発も目的の一つとしており、組合員が中心となり、加工場の借り上げやセミナーを開催するなど、活動を行ってきております。

先ほども申し上げましたように、事業者間のつながりによる新商品も開発されており、道の駅などで販売されているものもございますが、まだ種類が少ない状況で

ございますので、出品先の1つとしてのふるさと納税制度を活用しつつも、ふるさと納税以外でも販売できるような新たな特産品の開発が進められるよう支援してまいりたいと考えております。

○2番（富重幸博君） 実際の話、我が町の特産品として位置づけられたものが、どれほどの品目、数量に及ぶか見当もつかないところでございますが、今後もインターネットの活用が重要になってくるだろうと思います。この組合においては、錦江町の事業者融資と共同販売を行ったりしておりますが、インターネット活用と広域連携、特に他の大隅広域圏の市町との取組について、どのような認識をお持ちでしょうか。

○町長（東 靖弘君） コロナ禍の巣ごもり需要などに対応できるよう、令和3年1月には、特産品事業協同組合において「結いモール」というインターネット特産品販売サイトを開設しております。

また、去年は、都市部への販売もリモート方式で開催されております。ほかに、御質問にございましたとおり、錦江町との共同での特産品販売など、広域的な取組も開催されております。今後も、他自治体生産者との交流により、PR効果や新たな技術習得につながることを期待しております。

○2番（富重幸博君） 特産品ということになりますと、この組織への支援が肝要という面では、農林振興課などの職員の方も、必要に応じてオブザーバーとかですけれども何らかの形で検討会とか参加できたらどうかと思います。より魅力的な活動を促進できる場合もあるかと思いますが、この点について、町長としてどのようにお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 役場内の横断的な連携による取組についての御質問であると思いますが、総合計画の策定段階において専門部会を設置し、これまで、町の施策についての重点目標、重点プロジェクトの企画立案など、課をまたいだ横断的な連携などを行っております。今後、ふるさと納税制度だけでなく、各分野においても、必要に応じて横断的な協力体制をとる必要性は認識しているところでございます。

○2番（富重幸博君） 続きまして、ふるさと納税ポータルサイトの拡充と効果をどのように評価しておられるかについてお尋ねします。我が町のふるさと納税が伸びた背景として、令和元年度から、ふるさと納税ポータルサイトを1つから4つへ拡充し、結果として、寄附金額が過去最高を突破したと記事にありましたが、町長として、この効果をどのように評価しておられますでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 本町が平成29年度に約27億円という、当時、全国の町村で1位の寄附額をいただいた際のポータルサイトは、株式会社トラフトバンクのみでございました。その後、全国に競合他社が続々と生まれ、寄附窓口が多いほうが寄

附者の利便性につながるとの考え方から、令和元年度にはポータルサイトを4社に増やしました。その結果、令和元年度は過去最高の約28億円となり、効果があったものと認識しております。

○2番（富重幸博君） このように増やされたということは、相当な効果を生んだということでございます。この制度下においては、返礼品の額は3割以内とし、残りのうちから、ふるさと納税に係る業務委託及び手数料、必要経費を支払った残額が、本町に寄附収入として入ることになります。この委託料等の支払いの相手方と支払額は、元年度決算で見るとどのようになっておりますか。

○町長（東 靖弘君） 業務委託料については、主にふるさと納税に関する証明書の発行や電話対応、町内事業者への返礼品の発送に関する事務に関し、役場とその他事業者との連携を担う中間事業者として募集し、委託を行っております。

相手方は株式会社JTBでございます。業務委託料についての決算額は7億1,172万円でございます。また、手数料については、主に、先ほどお答えいたしましたポータルサイトが行うインターネット上での寄附募集に関する掲載及び決済手数料となっております。令和元年度においては、株式会社さとふる、楽天株式会社、株式会社トラフトバンク、KDDI株式会社で、手数料の決算額は2億645万円となっております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 委託料執行に係る契約は、本町と各サイトともに、委託業者も含めてですが、相乗効果を上げるために、数量実績等による出来高払いが基本となっていると思いますが、セットでの一括契約というのものもあるのかどうか、そこらあたりはいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 中間事業者への業務委託料に関しては、寄附額に応じて事務が発生することから、出来高払いでございます。

○2番（富重幸博君） 実際のところ、ふるさと納税を手がけるポータルサイトが、全国で何社あるかわかりませんが、本町の財政状況を踏まえると、経費はかかっても、さらなるですね寄附金収入は願ってもないことであります。係る事務の複雑さもあるかもしれませんが、今後さらなるサイトの増加について、現時点ではどのようにお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 先ほどの答弁で、寄附者の利便性を考え、ポータルサイトを増やすことにより寄附額増加の効果が見込められることから、令和元年度4社、令和2年度6社と、段階的に拡充してきており、寄附額増加の要因となったものと考えております。

ただ、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症による巣ごもり効果が

あったと考えており、状況を見ながら判断をしてみたいと思います。

○2番（富重幸博君） 巢ごもり効果とか、状況を見ながらと、実際そのとおりかと思
います。

次に、ふるさと納税制度のさらなる活用面における課題と今後の方向についてお
尋ねしてみたいです。

我が町における自主財源は、平成元年度決算で、基幹となる町民税ベースで5億
3,000万円、固定資産税約7億1,000万円で、これに各税目を加えても総額
で約13億8,000万円となっています。今後、少子高齢化が一層進んでいく中
での人口減少、基幹産業である農林水産業においても、農家戸数が平成27年度の
1,413人から、僅か5年後の令和2年度速報値によりますと651人まで、5
4%近く減少しております。また、ここ数年の新規就農者数が一桁台で推移してい
ることなどを踏まえると、ふるさと応援基金の活用という面で思い切った工夫を積
み重ねていく必要があると思います。

このようなことから、ふるさと納税制度のさらなる活用面における課題と今後の
方向について、町長としてどのように考えておられるかお示してください。

○町長（東 靖弘君） これまで、多くの皆様から御寄附いただきましたふるさと納税
でございますが、令和元年度までの基金の積立額は約19億円を超えているところ
でございます。

活用面に関しての課題としては、これらの使い道や制度について、寄附者及び町
民への周知を行うことが重要かと思っております。今後も、ふるさと応援基金条例
に基づきまちづくりのために活用させていただき、寄附者の共感を得てみたい
と考えております。

以上です。

○2番（富重幸博君） ふるさと応援基金条例第7条の中では、第3項で、賑わいと活
力のあるまちづくり施策に関する事業が上げられておりますが、新規創業、新たな
事業を起こすための起業支援が必要に大事になってまいりと思っております。この現況はど
のようになっているか、説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 新規創業起業支援補助金の実績でございますが、平成28年度
から令和2年度までの9件の実績がございます。また、令和3年度においても、新
規事業者に関してはコロナ対策支援等の拡充を図りたいと考えております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） このような起業支援について、実績が見られるようです。令和
3年も、引き続き、こういうことを起こしていただきたいと思っております。

ふるさと応援基金使い道についての多様化という面です、人口問題でいきま

すと、我が町における2020年の総人口は、10年前と比べて2,000人近く減少しております。現在1万2,385人で、高齢化率約40%であります。生産年齢人口は、10年前と比べ、1,888人減少して、2020年現在で6,088人です。さらに、出生児については、これまでおおむね100人前後で推移していたものが、2018年には74人、2019年は71人、2020年は60人というものであります。このような人口動態を踏まえて、我が町において政策的に活用できる自主財源が乏しい中で、ふるさと応援基金の使い道について、多様化を図りながら重点的かつ効果的な施策の実現を目指すべきと考えますが、このことについて、町長としてどのように認識しておられるかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 現在、基金条例で5つのまちづくりのための施策に活用できるよう定めており、ほぼすべての分野に活用できるものと考えております。

多様化については、住民及び寄附者の動向を見極めながら検討してまいりたいと考えます。

○2番（富重幸博君） 検討していきたいということでございます。大崎町ふるさと応援基金の条例改正の必要はないかということでお尋ねしますが、人口減少の鈍化を図る、定住促進を進める、担税力のある若い世代の定着を進める、現行基金条例の中では、環境政策とか観光スポーツ、子どもを育む、それから賑わいと活力のあると、そういうことでその他目的達成のために町長が必要と認める事業とございます。

人口問題はもう喫緊の課題でございますので、定住促進、移住・定住を促進するための支援策に基金を持っていくというのをこの中に盛り込む必要があるんじゃないかなど。実際に、賑わいと活力とか、今の4項目の中で当てはめていけるでしょうけれども、もう、本当に人口問題をという意気込みを示すためにも、条例の中もまた検討していただけないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 施政方針においても、人口施策の充実を申し上げており、人口問題が喫緊の課題であると認識しております。

御質問の趣旨は理解できますが、現在も、基金を活用しての家賃支援や住宅取得などの施策を行っており、条例改正のことにつきましては検討させていただきたいとお思います。

○2番（富重幸博君） 現行条例で対応される場合ですね、運用面のところで定住促進賃貸住宅の家賃補助とか空き家リフォーム促進補助とか、こういうものの金額の嵩上げをですね是非検討していただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 人口施策の充実に資すると思われる貴重な御提案でございます

ので、こちらのほうも検討させていただきます。

○2番（富重幸博君） ただいま、検討していきたいということでございます。急激な出生人口の減少、これは、もう危機的な影響を我が町に及ぼしてまいりますので、若い層の定住促進をするためにも、宅地取得費の補助金の新設などをですね是非検討していただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 人口問題は喫緊の課題だと私自身も捉えておりますので、既存の助成制度との関係性をかんがみ、検討をさせていただきます。

○2番（富重幸博君） 最近、私も移住希望者などから相談を受けたら、集落内なんですけれども、排水路がなかったり、道路の整備が不十分なケースがございました。定住促進のための関連インフラとして、道路と排水路とかですねそういうのも財政的にですね、条例の目的に沿って、ふるさと応援基金の充当を積極的に対応していただくということとはできないかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 可能であれば、ふるさと応援基金の活用にかかわらず対応していく必要があると認識しております。具体的なケースにより判断が分かれるところだと思いますので、個別に判断をさせていただきたいと思います。

○2番（富重幸博君） 今回、令和3年度の当初予算におきましても、農林振興課関係で、担い手確保支援事業補助金及び次世代担い手家賃支援事業補助金が予算措置されております。今後の方向として、ふるさと応援基金を活用して、一層の拡充を図っていく考えはないか、考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） ふるさと応援基金の活用は、条例の趣旨に合致すれば対応は可能であろうと思います。財政状況を考慮して判断させていただきたいと思います。

○2番（富重幸博君） 地場産業の振興方策と6次産業化につながるふるさと納税返礼品の開発についてお尋ねしますが、細山田に鹿児島県農業開発総合センター大隅支所がございました。そういうところから、最先端のバイオ技術とかですねそういうのを活用して6次産業化を目指そうという方々を支援していく、これにこの基金を使うとかですね、そこらあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ふるさと納税返礼品事業者につきましては、鹿児島県農業開発総合センター大隅支所を活用され、これまで、マンゴーカレーやウナギのレトルト品など、新たな特産品の開発につながっている事例もございました。今後も、各事業者に対し施設案内なども積極的に展開してまいります。

○2番（富重幸博君） 是非ですね、これは積極的に活用して、よその町に負けないようですね製品開発を目指していただきたいと思います。

それからですね寄附者との交流イベント、グリーンツーリズムとの連携強化についてはいかがでしょうか。今後、どのように考えておられるかお示してください。

○町長（東 靖弘君） これまで、寄附者を招いてのツアーの開催や、東京、大阪駅などでのイベントでの交流を通じ、継続して応援していただけるような取組を行ってまいりました。また、一方では、寄附者御自身が、生産農家に直接訪問いただく機会も数件ございました。コロナ禍でもできる取組なども、グリーンツーリズム協議会や関係機関との連携を図り、関係人口の創出を図ってまいりたいと考えております。

○2番（富重幸博君） 是非ですね大崎に愛着を持っていただき、ふるさと納税にも、またつながる方々を増やすためにも積極的に進めてほしいと思います。

次に入ります。行政としての継続的な推進体制の充実についてお尋ねします。

我が町における自主財源としての町税収入については、先ほどお示ししました。しかしながら、実際に、一般会計から公共下水道をはじめ、国保、介護、後期高齢者、そういう特別会計への繰出金も、令和元年度決算で見ますと約8億円弱に達して58%で、このようなことから取れるところは、とにかくふるさと納税を引き上げていけるようにですね体制の整備が必要ではないかと思いますが、町長としてのお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 現在、商工振興係職員2名及び会計年度任用職員2名の体制で事務を行っております。繁忙期やコロナ対策等の商工業支援と同時に行っている関係で業務が偏っているのが課題ではございますが、他の部署の協力を得ながら業務を行うなどの対応をとらせていただいております。推進体制の整備につきましては、本町全体の組織体制や職員数を考慮し、検討してまいりたいと思います。

○2番（富重幸博君） よく、縦割り行政とかいうお話もあつたり、横串を通したとか、最近よくいわれます。そのところで完結できるのが一番いいわけですが、ふるさと納税推進室を設置して、いろんな形での機能充実を図る考えはないか、町長の考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 先ほどの答弁と同じ回答になりますが、ふるさと納税だけでなく、本町全体の組織体制や職員数を考慮して、検討してまいります。

○2番（富重幸博君） ふるさと納税に関して質問してまいりましたが、企業という意味では、南日本新聞に、3月5日ですね「南大隅にビール工房」というのが記事になって、これを切り抜きされた方もいらっしゃるかと思いますが、このような起業家を育てるためにもですね基金のところで、そういう人材育成とかですねそういうのにも努めていただきたいなと思います。これは、要望です。

それと、もう一つ、肝付町がホームページでですね、ふるさと応援基金なんかを財源にしているかはわかりませんが、エコ給湯なんかにも2万円とか、住宅用太陽光発電設備に7万円とか、それから木造住宅の耐震化の助成とかですね危険家屋の

解体撤去、本町の場合には住居の用に供する母屋を対象にしておりますが、危険家屋の解体としていろいろな附属屋とか畜舎跡とかございます、そういうところまでも取り上げております。こういう、よその市町においても、人口を増やすためにいろいろな対策を講じておるわけですね。そうすると、メニュー化したものをお互いに比較して、定住の支援が変わらなければ、そちらに行ってしまう。Iターン・Uターン・Jターンが、そちらに行く人たちができるだけ本町のものに、情報に目をこらし、耳を傾けていただけるよう、ほかのところにプラスアルファ、プラス、ほかの市町にないものをですね定住促進のメニューとして、是非、前向きに検討していただきますようお願いいたしまして、この質問を終わります。

次に入ります。大崎町の歴史書編纂の考えを問うというものでございます。

今、通史としての大崎町史がここにございます。私が今回この質問をするきっかけは、益丸地区水田ほ場整備事業採択申請のためにですね地区事業調書作成に当たって、耕地課職員の皆さんと地元の益丸地区の記念碑を調べたときから、郷土史の重要性を再認識したことによります。

このとき、担当職員とともに記念碑を調べたところ、長年の風雨による劣化のために文字の判別がかなり困難な状態でありました。そこで、やむなく図書館の大崎町史をひもといたところ、当時の記録とともに、記念碑の碑文や当時の関係者の動きもしっかりと記録として残してあり、調書作成に事なきを得た次第であります。

このようなことから、郷土史の編纂は、今日に至る先人の命と暮らしを守るための知識や知恵が凝縮された、実際の生活を取り巻く貴重な記録の宝庫であります。後世にしっかりと伝えていくべきものではないかと思いますが、このことについて、教育長の認識をお示しく下さい。

○教育長（藤井光興君） お答えいたします。

郷土の歴史編纂に関する認識についての御質問でございます。大崎町は、先人のたゆまぬ努力の積み重ねによって、これまで築いてまいりました。大崎町を取り巻く社会情勢の中で、祖先はどのような生き方をしてきたのか刻んでいるのが、郷土の歴史だと考えます。自分たちの地域の成り立ちを知ることが、現在、地域にある課題の原因を知ることにもなります。これからの地域づくりのヒントを得ることもできます。後世に伝えていくべき、過去の貴重な資料をまとめ、残すことは、大変重要なことだと認識しております。

以上です。

○2番（富重幸博君） 次にですね、郷土史としての現在の資料づくりなどの取組状況はどうなっているかについてお尋ねいたします。

担当部署でそれぞれ、いろいろなものを発行しておられるようですが、現在の取組

状況、社会教育及び学校教育部門での取組状況ですね、それについてお示しく
ださい。

○教育長（藤井光興君） 社会教育課のほうでは、大崎町史明治100年が昭和50年
に発行されて以来、文化財保護審議会委員を中心としまして、昭和59年から平成
8年にかけて11冊の資料が発行されております。

その後、平成18年から、広報紙におきまして「歴史を歩く」と題しまして、本
町にかかわる歴史等につきまして掲載しております。これにつきましては、現在、
町のホームページで公開しているところでございます。

このほか、平成23年度に、大崎歴史探学会の協力により、「大崎の歴史を旅し
てみませんか」を発行し、街歩きや各講座等に活用いたしました。また、平成27
年度に開催されました国民文化祭の際には、シンポジウム誌として、「横瀬古墳と
大和王権のつながり」を発行しております。

学校教育分野では、小学校3・4年生、ご存じだと思いますけど、3・4年生の
社会化の副読本として、文部科学省の指導要領にのっとり、「私たちの大崎町」と
して、5年ごとに改定発行しているのが、これです。

この副読本では、まちの様子、商業、農業、工業で働く人たちの暮らし、変わっ
てきた人々の暮らしや行事、暮らしを守る、住みよい暮らし、水やごみなど、大崎
町の様子を、写真をいっぱい使って編集しております。

以上です。

○2番（富重幸博君） ただいまの説明で、郷土史、研究史、小中学校教材と、実に多
岐にわたる努力の成果をですね説明いただきました。

ところで、小中学校教材を含めて、郷土史については、これから平成生まれの後
半の世代や令和生まれが入学してくることを踏まえると、通史にいきますとそうで
すが、近現代史としての昭和から平成までの出来事も、もう歴史の一部となってま
いりますので、しっかりと整理しておく必要があると思います。このような観点で
の取組について、教育長としてのお考えをお示しくください。

○教育長（藤井光興君） 学校の教科の中では、大崎の歴史について、年を追って学ぶ
ことはありませんが、教育委員会としましては、大崎の子どもたちに郷土への自信
と誇りを持たせるために、五、六年前でしたか、大崎学ということで小学校5年
生・6年生と中学1年生に、総合的な学習の時間に3時間ずつ、大崎の歴史・跡と
環境・産業について学習してもらっています。その指導経過の歴史の内容を見ます
と、ここにはございますが、地域文化財、踊り、横瀬古墳や町内から出た土器等の出
土品になっております。各学校では、盆踊りや神舞、戦争遺跡や戦争体験者の話等
も学習しているようであります。

学校の時間割の中での指導は、時間的に厳しいので、夏休み等を使って、大崎っ子歴史探検隊とかの講座で開講して学ばせています。また、大崎学の歴史内容につきましては、今後、もう少し検討してみたいと思っております。

以上です。

- 2番（富重幸博君） 次に、現行の大崎町史（明治百年）について、どのように評価しているかをお尋ねいたしますが、現行の大崎町史は、明治百年事業の一環として、郷土史の編集が企画されたものでございます。それ以前の明治26年に、郷土史家の救仁郷断二氏による郷土史があったことから、専ら明治維新の100年を1期として、その後の歩みを編纂することになったとございます。

このようなことから、現行の大崎町史においては、明治維新から、さきの第2次世界大戦終末の昭和20年8月15日までを区切りとしてまとめることとし、資料集めに入った、とございます。これは、昭和40年代に入ってからであります。途中、中断を経て、正式に5名の委員の方々が、町からの委嘱を受けて、昭和47年4月から資料集めなどを再開したとあり、発刊は昭和50年3月でございます。発刊に当たっては、当時の大崎町長、中浜直志氏並びに教育長の三浦政蔵氏が、郷土史編纂の喜びとともに、編集に当たってこられた方々の労をねぎらう言葉が冒頭に寄せられており、そこで、教育長として、これまで、この郷土史をごらんになられたことと思いますが、率直に言って、どのように感じ、評価しておられるかお示しください。

- 教育長（藤井光興君） 大崎町史（明治百年）は、昭和50年8月に、明治維新から、おっしゃったとおり、第2次世界大戦終末までを区切りとして編纂発行されております。内容は、偉人の救仁郷断二先生の、古代から幕末編の史書とは違って、行政、農業、産業、交通・通信、経済、庶民生活などの分野ごとに情報を集め、600ページを超える郷土史として編集され、検索もしやすい書冊となっております。相当な労だったろうと思っております。

明治から近代までの大崎町の変遷がよくわかる、貴重な資料だと思っております。評価しております。

以上です。

- 2番（富重幸博君） 私も読んで、大変な労作だと感じました。

そこで、これに続く続編ですね、現行の大崎町史は、先ほども申しましたように、明治100年を記念して、明治元年から昭和20年まで77年間を実際編集したものでございます。これは、町史編集に取り組む昭和43年時点で、明治維新後100年が経過していた、このようなことからですねそういう形になったんだろうと思います。

ところで、この編纂に当たっては、資料の収集から編集に当たって、大変な御苦勞があったことが、発刊の言葉や編集後記からも伺うことができますが、これは誰が考えても大変な作業だったであろうことは申すまでもありません。この編集後記では、過去の空白期間を埋めるために、昼夜の別なく委員の活動が行われ、役場の倉庫を漁り、諸役所や旧家を訪ね、古い記録や遺物を見せてもらったり、古老の話の聞いたりした苦勞話にも触れておられます。そして、これが、大崎町史（明治百年）としてまとめられたということに対し、ましてやですねいろんな形で大変な御苦勞があったと思います。

ここで、私が心配しておりますのは、もし、戦後編といってもですね、これに編纂に当たってこられた方が、昭和22年8月15日以降は後進の方々をお願いしたいと、続きをつくってくださいということですね。ところが、戦後編といいたしても、既に昭和20年から76年になることを踏まえると、資料収集をはじめ膨大な作業が必要となったことから、事は簡単に運ばないだろうと思います。このようなことからですね新たにこれを取り組む必要があると思います。令和3年度の町長の施政方針において、初めて大崎町史編纂に着手していきたいとの考え方が示されており、大いに評価したいと思いますが、予算面の裏付けを含めて、今後の町史編纂について、町長としての認識をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 先人の残された足跡は、本町の発展に大きく寄与するものと考えておりまして、その足跡を残すことは、これからの大崎町におきましても非常に重要なことであると考えております。

そこで、これまで発行されております大崎町史が持つ意味を考慮しますと、戦後から昭和、平成の大崎町の歩みにつきまして記しておくことは非常に重要なことであると認識しておりますので、令和3年度から、新たな大崎町史を編纂するための資料収集に着手することとしております。

○2番（富重幸博君） 前向きな答弁をいただいたところでございます。

それでは、5番目の、記録としてのアーカイブズの取組に対する予算化の考え方です。アーカイブとは、重要記録を保存・活用し、未来に伝達することをいいます。一般的に、書庫や保存記録と訳されることが多いですが、元来は公記録保管所、または公文書の保存所、履歴などの記録を保存していく場所という意味でございます。このようなアーカイブズの考え方を、大崎町史を編纂する場合に必要といたします。しかしながら、民間の郷土史愛好家や研究者も高齢化が進み、資料や知識の収集も年々困難になってきつつあります。このようなことから、できるだけ早く手をつけていかないと、昨今の断捨離の風潮や伝承者の不在から、大きな歴史の空白を埋める作業がより困難になっていくことが想定されます。このようなこと

を踏まえ、AI技術の発展を取り込んで、音声や3D画像も取り込んだ、デジタル版としての発展的なアーカイブズの取組を一刻も早く予算化する必要があると思いますが、町長としてのお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） アーカイブズの取組に対する予算化についての御質問でございます。郷土史の編纂や、その資料等の保存につきましては、現時点では想定できないような様々な予算の対応が必要になるものと考えられます。

そこで、質問のアーカイブに対する予算化につきましてでございますが、本町の歴史に関する資料は、いずれもが重要な図書であると考えておりますことから、時代に応じた電子媒体による保存方法を含めまして、最適な保存方法をとるための予算の必要が生じましたら、適切な対応を検討してまいりたいと考えております。

○2番（富重幸博君） 施政方針の中ではですね大崎町史編纂に取り組んでいくとありましたが、予算を見たら2万円です。これはですね、もうどんどん、どんどん歴史は風化してまいります。先ほど来申し上げますようにですね各種郷土学者の資料は揃っておりますけれども、今からですね、平成後期から令和生まれの子どもたちが昭和史を学ぶ、平成史を学ぶという時代に入って行くわけですね。そのようなことを踏まえますと、歴史の編纂に当たっては、頻発する自然の驚異や社会・経済の変動に正面から立ち向かいながら、この地で生活してきた先人の絶えざる汗と努力の結晶が今日の我が町、大崎町を形づくっていることを、しっかりと記録として残してほしいと願っております。

そういうことで、せめて昭和20年から平成31年までの主な出来事や資料をアーカイブにどんどん放り込んでいく、クラウドの中にですね。できれば、昭和中期から平成編といきたいところですが、当面、昭和編だけでも、郷土史家とかそういう方々がお元気なうちに、いろんな聞き取りや調査をお願いしていく必要がございます。そして、これらの成果がですね、15年後に町制施行100周年を迎えますが、そのときにしっかりとした昭和史と平成史ができあがっておれば、大変心強いこととなります。そのような意味でもですね、今から予算手当てをしてほしいということと、それから歴史探学会大崎など、関係する審議会等につきましては、先ほど来申し上げますように、高齢化も進んでいることから、各種調査や記録及び収集活動などについて、必要な予算手当も含めて、職員等の配置など、しっかりと事務方における支援体制をですね強化して臨んでいただくよう要望申し上げます、私の質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） 次に、1番、平田慎一君の質問を許可いたします。

○1番（平田慎一君） コロナ禍が収束が見えない中、医療関係者の皆様の御努力、御尽力に感謝申し上げます。

それでは、通告に沿って御質問してまいります。

まず、当初予算編成についてですが、昨年の12月議会、一般質問で、当初予算編成の考え方として、地方税等の一般財源の減額が予想され、コロナ対策費等、喫緊の課題に対応する財源を確保するためにも、経常的な経費の抑制に努めた、メリハリのある予算編成が求められるとの町長が答弁をされましたが、当初予算に対して、どの部分の経常的な経費の抑制に努めたのかお示しいただくとともに、予算のどこにメリハリを付けたのかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 令和3年度当初予算を編成するに当たりましては、コロナの影響による税收や各種交付金等の減額が予想されることから、経常経費の抑制に努めた予算編成を目指してまいりました。

経常的な経費のうち、療養給付費や介護保険、後期高齢者医療に係る繰出金など、住民生活に欠かせない扶助費的な経常経費につきましては抑制することはできませんが、これまで継続的に行ってまいりました過疎対策事業をはじめとした道路改良事業等につきましては、災害復旧事業を優先しなければならないこともあり、事業の縮小や、次年度以降への先送りにいたしました。

また、コロナの収束が予測できないことから、各種研修等の旅費を抑制し、コロナ対策費で整備いたしました。ウェブ会議システムを活用するなど、事務の見直しも含め、経常経費を抑制した予算編成を行ってまいりました。

対しまして、新たな事業といたしましては、さきに設立いたしました大崎町SDGs推進体制協議会への負担金8,010万円や、24時間体制で救急患者を受け入れるための二次救急医療体制整備負担金535万9,000円、畜産農家の育成を目的とした全国和牛能力共進会対象牛導入保留対策補助金400万円などを計上させていただき、メリハリのある予算編成に努めた次第であります。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。経常的な予算の抑制とは、常に一定の状態継続して続く予算のことといわれておりますが、いわゆる臨時的な予算の対義語になるわけですが、必要な予算、特に、今、町長の答弁でございました福祉系等はやっぱり経常的な部分ではなくて、やっぱり削れない部分でございます。また、削れる部分は多々あるとは思いますが、締めるところは締める、必要であり、出すところは出す、そういったメリハリのある、優先順位をつけた予算だと思っておりますが、現状、多くの自治体が、貯金に当たる財政調整基金等の大半を補正予算に充て、財政調整基金が枯渇して、別の用途の基金を取り崩して予算編成したところも出ているそうです。

2021年度予算は、企業の収益悪化などから税收不足がさらに深刻化する見通

しで、仕事や雇用を失い、生活に困窮する人々の増加を防ぐとともに、ウイズコロナに適用した社会経済システムに向けて財政支出の拡大は避けられないと思います。総務省より2021年度予算概算要求で、自治体に配る地方交付税を、本年度予算より約4,000億円少ない、1兆6,000億円と仮試算しております。今後、自治体財政はさらに逼迫する見通しですが、本町の財源不足、収支不足の現状はどうなっているかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 新型コロナウイルス感染症拡大で、国も大変な国費を出費しているところであります。国の予算の歳出等におきましても、やはり国債とか地方債とかそういったものを発行しながら新型コロナウイルス予算に対応しているというのが国の状況であります。

そうしたときに、どうしても、まず地方自治体の地方交付税とかそういったものについては減収の方向になってくるということは予測しておりますので、そのことを考えたときに、先ほど申し上げました財源不足とかということも出てまいります。そういった中で、ふるさと納税に力を入れて、そしてまた、ふるさと納税から教育費とか定住対策とか様々なものに予算を充てていく。そしてまた、できるだけ財政調整基金につきましても確保していきたい。そしてまた、予算が不足するときに財政調整基金からそれを手当てしていくという形で、現在のところ、取り組んできております。

ふるさと納税等がある程度の収入が見込めるようになりましてから、大きな財源不足ということは、本自治体としては発生しておりませんが、これからも、やはり、それこそ縮めていくところは縮めるというそういった手法でやっていくべきだと考えております。

○1番（平田慎一君） 本町のですね、多分、当初予算で常に、毎年だと思んですけども、やっぱり何十億か足りない予算、請求が上がってきていると思います。これは、本町だけではなくて、各自治体それぞれ、多分、ある部分ではあると思いますが。この部分は、後ほどの質問にもちょっと若干絡んできますので、ここだけにしておきますが。

次に、新型コロナウイルス感染対策費の増加に伴い、地方自治体が相次いで事業の先送りや予算の縮小を始めております。コロナ禍による事業の執行や予算執行への影響をどう見ているかについてですね、この部分も前回の一般質問でお聞きしましたが、ちょっと回答がかみ合っておりませんでしたので、再度お聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 令和2年度の当初予算編成時においては、東京オリンピックや鹿児島国体の開催に伴う経済効果に期待し、スポーツ合宿誘致などの関連経費や教

育環境の整備などを中心とした予算編成を行ったところでございました。

その後、コロナの感染拡大によりまして、感染症予防のため、密を避け、移動に制限をする必要から、イベントや会議、県内外の研修などを中止し、コロナ対策の事業を優先して進めてきたところでございます。

そのため、鹿児島国体をはじめ、ふれあいフェスタや花火大会の中止など、様々な事業を中止・縮小した結果、予算額にいたしますと約8,000万円の減額になっているところでございますが、その財源につきましては、災害復旧事業などの優先度の高い事業に充当させていただいております。

なお、令和3年度予算におきましては、先ほどの答弁と重複するところがございますが、攻めるところは攻め、守るところは守り、抑えるところは抑える、いわゆるメリハリのある予算編成に努めてまいりました。

今後、コロナの影響が不透明なところではございますが、コロナ感染症対策をはじめ、人口減少対策や地方創生対策などの重点施策に取組、持続可能なまちづくりを進めるために、限られた財源の有効活用に努めてまいりたいと考えております。

○1番（平田慎一君） 昨年は国体等を含めた観光等やイベント等がなくなってですね、それぞれの予算が8,000万円ほどの減になったという部分でお伺いいたしました。

続きまして、各種委員会での指摘事項や意見は反映されているかですが、これは、決算特別委員会の指摘や提言、意見書等は検討され、活かされているのかお聞きします。

議員は、町民の付託のもとに、本町の行政執行に対して町民の代表として批判と監視をし、具体的な政策の最終決定をするわけですが、先般の予算委員会でもございましたが、様々な委員等、指摘をしております。その中でも特に委託業務については随意契約が多いこと、競争入札や見積もり合わせの実施を原則とすべきだと思いますし、同僚議員等も多数指摘しておりましたが、炭素循環事業化可能性調査関係は、現状の状況を伺うと、そもそもの本事業の必要性があるのか、あったのか。端的に言えば、補助事業を使った事業者による事業者のための事業になっていないか等々、いろんな指摘や提言を行っているわけですが、そのようなことが町長に届いているのか、活かされているのか疑問です。委員長報告や各種委員会での議員発言、指摘をどのように捉えているのかをお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 決算審査特別委員会におきましては、各事業の成果について熱心な御審査をいただき、また、貴重な御意見をいただいていることに対しまして、改めて感謝申し上げます。

御指摘いただきました各種事業につきましては、可能な限り、迅速に対応させて

いただいているつもりではございますが、中には、引き続き協議・検討を重ねていかなければならない事項もございます。今後も、御指摘や御意見を前向きに捉え、緊急度・優先度、費用対効果なども考慮した上で慎重に検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

また、ただいま、決算委員会における委託の事業とかそういったことの指摘をしたということでございますが、職員からはそういった報告はいただいております。

○1番（平田慎一君） 是非ですね町政執行において、そういう意見等は具体的に取り入れてもらって、変えるべきところは変えていただきたいというふうに思います。

またですね、なぜこのような質問をするかはですね、同じ質問や指摘を、決算特別委員会等で毎年しているんです、改善されないままにです。その1つが、中学校のスクールバスの運行費及びバス借上料ですが、最初に、本町の運賃契約が、近隣市町と比べても高額であるということがわかりました。その経緯を簡単に説明しますと、私が議員になってすぐ、議会研修に貸切バスで行きました。そのバスが、本町の事業者ではなく鹿屋の事業者のバスでしたので、当時の議会事務局長に、なぜ、地元のバス会社を使わないのかと聞きましたところ、見積もりを3社からとったら、12万円台、7万円台、4万円台という、ほぼ倍、倍なんですけれども、だったと伺いました。こんなに単価が違うのかと思ひまして、決算委員会のときに担当課に御指摘しましたが、高いという認識はありましたが、スクールバスの入札は2社しか来ていないことと、入札の所管が総務課だということで、いかんともしがたいということでした。

そこで2点質問いたします。近隣と比べて、どのぐらい高いのか。また、入札に対して、予定価格の積算根拠を出していると思ひますが、その部分を含めてお答えください。

○教委管理課長（上野明仁君） 今の御質問についてお答えいたします。

まず、御指摘いただいたのがスクールバス運行業務委託料の入札の方法、それから委託金額について御意見をいただいたところでございました。

入札につきましては、指名願いを提出している業者を指名しまして競争入札を行い、そして契約を締結しているところでございます。令和3年度においても、同様の手続によりまして契約を締結しているところでございます。

次に、委託金額につきましては、運行に係る経費等を積算し、設計額を定め、入札により、予定価格の範囲内で落札されているところでございます。令和3年度においても、運行に係る経費等を積算し、設計額を定めているところでございます。

以上です。

○1番（平田慎一君） 今、スクールバスの部分の御答弁だったと思いますが、バス借上料の部分の御答弁をお願いいたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、借り上げバスの件について、私のほうで答弁させていただきます。

総務課のほうでは、全庁的にマイクロバスを使う場合、総務課のほうで契約をしているところがございますが、町のマイクロバスは2台ございます。場合によっては2台では不足する場合がありますので、そういった緊急時のために、年間を通じた1台当たりのバスの借り上げ契約を締結しているところがございます。これにつきましては、まず、入札参加資格申請書の提出がございます。2社から見積もりを徴収し、随意契約の方法によって、年度ごとに契約金額を定めているというような状況でございます。

以上です。

○1番（平田慎一君） ちょっとですね具体的にわからない部分が、多分、皆さんあると思いますが、はっきり言えば、私が調べた調査結果の内容を言います。これは、管理課からもいただいた資料をもとにですが、大崎町でわかりやすく言えば曾於市、スクールバス、ここも運行されています、約、大崎町の3倍です、3町村分を動いておりますので、生徒数も約倍、184名ですか、本町より多いわけですが。年間契約料が、大体4,600万円台になっております。本町の場合は、それより3分の1ほど少ないわけですが、3,100万円ですか。生徒数と距離数に合わせると、本町の場合は6,000万円ほどになる、だから2,000万円ほど高い、単純計算してですね、という部分になっている現状です。

それと併せて、先ほど、バスの借上料の金額ですが、これも近隣市町をちょっと調べた場合ですね、鹿屋が一番安かったわけですが、相当、単価が安いので、3割から4割違います、金額がですね。何で、本町だけこれだけ突出して金額が高いのか、ものすごく不思議なんです、入札に関して、適正な価格を積算し、予定価格を設定することは必須なんです、なぜ、こんなにも、近隣より高額なのが理解できないんです。少し聞けば、調べればすぐわかることなんです、私も、ただ電話連絡で聞いただけですぐわかって、各市町、担当課と会えるところは幾つか行って、契約書等を見せていただいた部分もございしますが、それぐらいでもすぐわかる案件であると思います。この部分でですね、また誤解のないように言っておきますが、文教厚生委員会の決算委員会のときに、事務用品等の購入を確認したときに、本町の事業者ではなく、近隣の事業者のものがほぼ、ほぼ占めておりました。これについてはですね、本町の事業者をなぜ使わないのかと指摘もしました。そのような部分を含め、本町の業者を優先的にするのは理解できますし、その

ようにすべきであるとも思います。

ですが、価格や単価が適正なのか、最低限の確認は必要ではないか。また、おかしかったら、その是正も必要であると思います。そのようなことは、町長は認識しているのか。細かいところまで話が上がってきていないかもしれませんが、議会、委員会での町民の付託を受けた議員発言に対しては、その対応如何によって議会軽視と言わざるを得ません。また、言われても致し方ない、また、本件については、私だけの指摘ではなく、私が議員になる前年の決算特別委員会の議事録をちょっと見たときに、このスクールバスの指摘が出ておりました。ということは、3年続けて、この指摘はされているということでございます。その部分も踏まえまして、町長の御答弁、御認識をお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいま、スクールバスの借上料が非常に、曾於市と比較して高いということでの御指摘でございました。管理課のほうからも報告はありましたので、どういった部分が高いのかということで協議もさせていただいたところでございますが、今の平田議員さんの分析によりますと、生徒数と距離数を比較したときに非常に高いという御指摘がありました。そういったところが根拠というのが昨日の時点ではわかりませんでしたので、今、お話を伺って、はっきりわかったところでございます。

こういった入札を執行するときに、どうしても積算根拠というものをちゃんとはいじき出して、その上で予定価格を設定するということが基本であります。平田議員さんの御指摘で高いという御判断であれば、積算根拠に何か間違いがあるということも考えられます。教育委員会の管理課の中では、国が示した基準に基づいて、また、それに基づいて教育委員会の担当者が予定価格を算出して、そして入札を執行したということですので、指摘するところの根拠というところ、御指摘のとおり、高いということであれば、本当にどこが間違っているのかということを確認する、検証する必要がありますので、ここのところは今日の御指摘でわかりましたので、教育長を含め管理課長と十分協議をして、積算根拠について再度検証するように指示はいたします。

○1番（平田慎一君） よろしくをお願いいたします。これにつきましては、所管の担当課、教育委員会のほうにもなりますので、教育長もこの部分、御認識があったのか、スクールバスが高いという部分ですね、近隣と比べて。そこの御回答をお願いいたします。

○教育長（藤井光興君） 高いという認識はありませんでした。おっしゃるとおり、曾於市の場合、見てみましたら、おっしゃるとおり、合併前は3市町だったわけですね。大崎町は4路線、曾於市は6路線、おっしゃったとおり、曾於市のほうは延長

距離は116キロ、大崎町は64.5キロ。これを見ましたときに、大崎の3路線、距離と人数を考えたときには曾於市よりも安いところもあるんですけど、ある箇所だけはちょっと高いところがありますが、そこについては私も理解できますけど、おっしゃったとおり、もし高いところがあれば、また、こちらでもしっかり根拠を見ながら勉強して検討したいと思います。

以上です。

○1番（平田慎一君） 是非ですね、簡単に、これは国土交通省からもスクールバスの積算根拠は出ておりますから、こういうのと比べると一目瞭然ではあります。もう1つですね御指摘している部分では、業務委託契約書を、この前、ちょっと提出いただいて、ちょっと見たんですけども、2社分ですね、本町の契約分いただきました。1社は積算根拠は出ておりましたが、数字を出しておりましたが、1社は出しておりません。こういう契約をする時点で、もう最初からおかしいんじゃないかというふうには私は感じました。これは、御指摘だけしておきます。

こんな不必要な予算、それも一般会計から出ております。この予算を使えば、教育関係費として、先般質問しました学習塾の学びの環境、これは教育長は、それを教える講師役、人材がいなくてと言われておりましたが、ICTを使うことで、世界中の人々、人材が、その環境です講師になれる、学びの予算としても使えるんじゃないかなど。また、町長の答弁にあった、職員の採用試験のとき、大学を卒業した受験生が大学にいながら、地域の子どもを集めて学習塾を無料で開いていること、学びの環境は本町でも必要であるとの答弁でしたが、本町出身の大学生に、ICTを使って遠隔で授業をしてもらうような、そういう予算にも使えるんじゃないか。また、育ちにくさを持つ子ども及び障がい児支援についての要望に、障がいを持った子供たちの志布志市の、今、施設に行っておりますが、その送迎の部分でも、早くしてほしいという切実な要望がありました。そういった必要なところへの予算、そういうところに配分ができるんじゃないか。町長であれば、大体浮いた予算、二、三千万ぐらい浮いた場合は、その4倍、5倍の予算を多分、県や国から持ってきて、事業として使える。その能力が十分備わっていらっしゃると思いますので、そういう部分の予算へ、是非つなげていていただきたいという思いがございますので、よろしく願いいたします。この部分はもうお聞きしませんが。

続きまして、税収増に向けた取組について。

○議長（宮本昭一君） 質問者に申し上げます。ただいま12時9分でございます。昼食のために暫時休憩いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。午後は1時10分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時09分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

○1番（平田慎一君） それでは、午前中に引き続き、御質問させていただきます。

その前に、ちょっと、先ほどのスクールバスの件でちょっと1つ言い忘れていた部分がありまして、言わせていただくと、コロナ禍によってスクールバス等ですね、約一月ほど学校が休校になったときの運送運行をされていないと思います。その予算について、大体二、三百万ぐらい、1カ月で換算するとあるんですが、それを満額出しております、大崎町はですね、走ってないのにですね。それを指摘したときに、契約上、国の指針でも契約内容の範囲内で出せるということでお伺いしましたが、ほかの市町をちょっと尋ねてみました。志布志市なんかの契約書も見せていただきました。そうしたら、志布志市の場合は、もうお尻が切ってありました。ここまでしか出せませんと、最初の契約時点ですね。本町の場合、契約書を見てみると、その都度、話し合いをしますと書いていますが、多分、その都度、話し合いもしてないと思います。それで満額出しているというのはですね、やっぱりちょっとおかしいんじゃないかなという御指摘もして、その分の予算があるんだったら、生徒に本の一冊でも買ってやればいいんじゃないかという御指摘をさせていただきました。その分も加味してですね、緊急性があつたときの予算の、また見直しというのを考えていただきたいというふうに思います。この部分は、もう答弁いたしません。

次に、税収増に向けた取組について伺います。

加速する人口減少、とりわけ生産年齢人口の減少が自治体の税収減をもたらすといわれています。一方で、高齢者人口が増加すれば、扶助費が拡大し、その結果、財政の逼迫を招くかもしれません。

そこで、様々な工夫を凝らし、歳入を確保する必要があり、人口減少時代、いかに歳入を確保するか、どこの行政も頭を抱えている問題だと思います。本町、徴税、細目は前回、町長の御答弁をいただいておりますので説明は省きますが、町民税を含め、町民税と固定資産税が税収の大半になります。ということは、若い世代の移住や企業誘致を促進して、税収を上げることが王道になります。それに加えて、徴税率を上げることが考えられます。さらに、法定外税も考えられます。地方税法で定められている税目とは別に、自治体が独自に条例を定めて課せる税のことですが、税金の使い道を特定しない法定外普通税と、特定する法定外目的税があり、税金によらない収入、つまり税外収入を増やしていくことも、今後は重要にな

ってきます。

そこで、最近は、ふるさと納税や命名権、これはネーミングライツと言われますが、さらにクラウドファンディングといった税外収入に注目が集まっていますし、本町も取り組んでいる部分もあります。この部分については、後ほど関連して質問してまいります。このような新たな歳入も含め、自主財源の確保に最大限に取り組む必要があると思いますが、本町の考え、取組、今後の方向性をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 税収増に向けた取組についての御質問でございます。地方税の収入額の経過と現状で見ますと、過去8年間の決算事前の町税収入は、平成24年度から27年度の4年間、11から12億円を推移しておりましたが、平成28年度の軽自動車税の税制改正等から13億円台に乗り、平成30年度ではふるさと納税等の影響が後押しして内需が拡大し、法人等の経営も良好の上、町民1人当たりの所得額も向上し、町税全体額が過去最高の14億4,000万円になりました。

しかしながら、昨年度の令和元年度決算では、後期の2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響が直撃し、町内の個人事業者及び中小企業等に様々な制限をもたらしたことで法人町民税に大きな影を落とし、対前年比5,000万円の減額の13億9,000万円と落ち込んだところではありますが、この税収でも、過去2番目に高額な収入額でもあります。

このようなことから、令和3年度も、引き続き、歳入予算を割り込みことがないよう公平・公正な賦課のもと、税収の確保に努めるとともに、ふるさと納税を並行して、自主財源の確保により一層努めてまいります。

○1番（平田慎一君） どこの市町村も苦しい税制の状況の中ですね、本町はまだ頑張っているほうのかなというふうには思います。しかし、後ほどまた、その部分はお話させていただきますが、ふるさと納税の収入というのはやっぱり大半を、長短を含めたですね、収入に反映している部分をかんがみると、やはり、新しい税収というのを早急にですね考えていくべき必要があるんじゃないかと思います。

税収増に向けた取組で、町税のほか、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、諸収入等といった自主財源の見直しや推進も必要であります。最初にも触れましたが、国全体の課題でもある少子高齢化に伴い、社会保障関係費の増、生産年齢人口の減少により町税収入の増加が期待できないこと。そして、公共施設等の老朽化に伴い、多額の更新費用が必要になると見込まれることと、これは上下水道事業も含めてですが、中長期的に、町財政に大きな影響を与える課題に直面しており、そうした課題に対応しつつ、自律的な財政運営を長期的に維持していく必要があります。

複雑化・多様化する行政需要のすべてに対応することは容易ではありません。限られた財源を最大限有効かつ計画的に活用する効果的な財政運営を行っていかねばならないと思いますが、行財政改革も含め、財政運営についての方向性をお示しくください。

○町長（東 靖弘君） ただいま御質問がありましたように、少子高齢化、若者の減少ということで、当然、高齢化に向かっていく中では社会保障という義務的経費が出てまいります。このところは削ることもできない、ちゃんとしてやっていかねばならない中でございます。そしてまた、そういったものに対応するための税収の確保で、新たな税源の着目とかそういったことの御指摘でありました。

行財政改革をその都度、対応していくということは当然のことです。その中で、やはり老朽化した、いわゆる施設というのがたくさんあります。利用率が低かったりとか、そしてまた非常に解体が必要なものが出てきたりとか、そういったものについては随時判断しながら、他のものと合理的にほかの施設を利用させていくこととか、そういったことは当然やっていかねば、すべてのものの箱物とか対応できるわけではありませんので、これからはそういったことが大きな課題になってくるのかなと思います。

やはり、人口減少の中で、所得を生み出す、収入を生み出す人たちが少なくなっているということは、例えば会社勤めであっても源泉徴収の対象者が少なくなってくるということがありますので、こういったところは本当に大きな課題でありますから、こういったところも若者が定住するそういった中で生み出していくことは非常に必要かと思えます。行財政改革に触れましたけれども、やはり補助金、交付金の見直しとかそういったものを随時触れていかねば、山積する課題等に対応というのはなかなか難しいと思っておりますので、行財政改革等については随時見直しを図っていきたいと思っております。

○1番（平田慎一君） 随時ですね適宜的確にですね行財政運営、改革も含めてですねやっていただきたいというふうに思います。

また、これまでの行財政運営の取組は、主に歳出削減、抑制型の行財政改革が中心でした。それはもちろん重要です。一方、財政の持続可能性を考えたときには、地域経済が成長、または少なくとも現状を維持していく必要があります。将来の世代、次の世代への負の遺産を残さないことが必要であります。先ほど、町長がちょっと触れましたが、建物の用途選択も含めてですね。地域経済の好循環につなげる事業に投資していくことで、人口を下支えし、中長期的には歳入の確保としての財政健全化をもたらす積極型の行財政改革に取り組みかねばならないと思いますが、そのような考えをお持ちなのか、再度お聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 毎年、予算編成説明会をやっております。その中で、やはり不要不急なもの、あるいは成果を成しえたもの、そういったものを見直ししながら、そしてまた新しいものがあれば考慮していくことかということで、常に年度当初の予算編成説明会の中で、各担当課長等にもそういう説明をしております。今後も、やはり、そういった見直しを確実にしながら、的確な事業を投入していくという形で取り組んでいきたいと思っております。

○1番（平田慎一君） 是非ですねそのように取り組んでいただきたい。最初にも触れましたけれども、やっぱり議会と町と両輪でやっているわけですから、議員の質問、質疑、提言等も踏まえて、いい方向で本町の福祉の向上、次の世代への取組も含めて考えていっていただきたいというふうに思います。

また、予算執行に対して、新型コロナウイルス感染症の事態の収束が見えない中であっても、町民生活に必要な行政サービスは提供しなければなりません。事態が収束したあかつきには、効果のある経済対策を打っていかねばならないわけですし、そうした今後の財政支出に備えるため、安易な前年踏襲ではなく、執行段階においても新たな財源を模索したり、事務改善を積み重ねることで基金の取り崩しを可能な限り縮減し、安定した行政サービスが提供できる、持続可能な財政基盤の確立に向けて取り組んでいかねばならないと思います。

こうした状況を踏まえ、予算執行等に当たっては、町税の徴収率向上や税財源の拡充、課税自主権の検討、税金の肝要、保有資産の有効活用、公平な税負担の推進など、これはすべて自主財源を確保するような取組を進めていただき、税収面で持続可能な大崎町を考え、次の世代へつなげていただけるよう、計画的かつ効果的・効率的な執行に努めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ご存じのように、今回のコロナで過去1年間、不要不急の外出とか、あるいは三密の回避とかそういったことで、大崎町内におきましても、各中小事業者の皆さん方、特に飲食店等を中心に、非常に経営が逼迫しているという状況が続いております。

町内の産業の中でも、福祉施設があつたりとか医療があつたりとか、あるいはそういった飲食店等があつたり、農林水産業等があつたりするわけではありますが、やはり農林水産業等の中においても、コロナ禍の中でも順調にしているところがある、自動車関連産業とかそういったところは順調にしている。ところが、人が利用するような飲食店等については非常に厳しい状況が続いている。そしてまた、にぎわいづくりということが、先ほどもいろいろ出ておりましたけれども、どうしても飲食店等が存続するということは必要なことでもあろうかと思っております。

コロナ禍の中において、今後、また3次補正とか出てきますけれども、やはり可

能な限り、そういった方々を支援しながら、そういったものも持続可能であるような環境をつくっていくということは非常に必要であります。そしてまた、新たな税収をやはり見出していくということが必要であります。そういった面でも、先般の12月議会等でも税収のことがいろいろ出ましたけれども、家屋の実態調査、一斉調査とかそういったことをやりながら、新たな財源を生み出していくこととかそういったことも積極的に取り組んでいかなければならないと思っております。

- 1番（平田慎一君） 税収を引き上げるために、本年度、特に税収の説明の上で、今年の固定資産税につきましては、太陽光の予算が大分加算されたというふうに伺っておりましたが、そういう部分も含めて新しいエネルギー系、例えば風力もあれば水力等もあります。そういう部分でも、そういうところにも力を入れたり、あと、一つ、やっぱり言えるところが、大崎町はちょっと下手という言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、国道220号線を見ていただければよくわかるんですが、固定資産税の部分です、東串良の町境から向こうに行けば、スーパーや戸建てがたくさんありますよね。でも、大崎町、国道沿い、ほとんどないです。逆に、菱田のほう、菱田川から向こうに行けば、またスーパーや民家がどんどん増えていきますよね。これ、何でかなと単純に思ったら、やっぱり農振除外も含めてですね積極的に長期計画も含めて戦略と戦術、これは国分市がちょっとうまいかなというふうに、霧島市ですか、思っていたんですけども。10年後にこの地域をじゃあ住宅街にしようという形ですねそういう戦略を、戦術をやっぱり持って、昨年、菱田の中学校跡地の裏、あれは農振除外を県に申請して、多分断られていると思いますけども、でも、そういうところの甘さ、考えているのに、そこをちゃんと積極的にできていない。これはまた、次回に質問に、また次の機会ですけれども、そういうところの甘さがあるんじゃないかなと。やっぱり長期戦略を考えて、今後どうやっていけばいいのかと、税収増に向けてですね、やっぱりそういうのを積極的に、各課全部です、担当課だけではなくて、全体で考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。その部分は、一応要望として言うだけでいいと思います。

次に、施政方針について質問してまいります。令和3年、東町長の施政方針についてですが、第3次大崎町総合計画の進むべき方向性をもとに、本年から取り組んでいくということになっております。これは二、三日前に見ましたので、ちょっと若干、質問内容と重複するところもあると思いますが御了承ください。

大きく4つ、東町長が言われている、コロナウイルス感染症対策、1つはですね。人口施策の充実、そしてスポーツ観光施策の充実、最後に、安全対策・防災対策の充実と方向性が出ておりますが、その中で、人口施策の充実、定住施策の取組

についてお伺いします。

定住人口の確保は、地域コミュニティを維持し、地域産業を活性化し、また住民への行政サービスを維持していくために重要な課題であり、最初のほうで申しましたが、移住定住を増やすことが税収を上げる、一番王道な手段手法であります。

総務省の調査では、移住対象者を3つのグループに分類して捉えています。1つ目は、仕事のやりがいと仕事を通じた自己実現を目指す仕事やりがい探究派。2つ目は、ふるさとや新天地での生活革新、新たな出発にチャレンジする生活革新チャレンジ派。最後は、引退層がのんびりした暮らしや趣味活動に没頭する、悠々自適暮らし満喫派。これは、私が言っているんじゃなくて総務省が言っているやつですから。また、移住関係機関の相談者、利用者が急激に増加しており、平成29年の移住相談などの年間相談者は、平成20年と比較して13倍になっている。資料請求など含んだ利用者は若年層が多く、平成29年は、全体に占める20代から40代の利用者が7割を超え、都市住民に対する調査からは、農産漁村への定住願望の高まりがうかがえるとの報告が出ております。

こうした田園回帰の流れは、一過性のものではなく、社会の成熟化などに伴い、働き方や生き方についての国民の価値観が多様化したほか、情報通信技術の普及・発達によりテレワークが可能になっているからといわれています。例えば、ICTを活用して、場所にとらわれず働く人、新たな発想で地域資源を活かして起業や副業をする人、農業を営みながら別の事業を手がけて、田園での生活や人生を謳歌する人など、実に様々なライフスタイルが生まれ、人生の選択肢が多様になりつつあります。

さらに、働き方改革などの動きに合わせ、2つの地域居住や複数の地域を往復して生活、就労する人もあらわれ、こうした居住ニーズの変化に対応するため、各省庁では地域おこし協力隊や子ども農産漁村プロジェクトなど、定住移住を促進する多様な支援や整備等ありますが、本町ではどの定住層を考えているのかお聞きします。

○町長（東 靖弘君） さきの御質問の答弁と重複するところがございますが、これまで実施してきた移住・定住政策は一定の効果を上げていると考えており、これらの取組については、令和3年度においても引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

しかしながら、人口減少の抑制には至っておらず、これまで実施してきた定住施策の充実に加え、新たな取組が必要との認識を持っているところであります。

施政方針においてお示しさせていただいたとおり、令和3年度においては、新たに宅地分譲に取組、さらなる移住・定住者の確保に取り組むたいと考えておりま

す。本町が持続可能なまちであり続けるために、今後も移住・定住施策の強化に加え、住みたい、住み続けたいという環境づくりを進めてまいりたいと思っております。

その施策の部分に重点的に考えているのかという御質問でありました。狙いはやはり20代、30代、40代といった現役層の人たちの移住・定住ということが実現できればいいし、農の部分でも提案させていただきましたけれども、やはり新たな農業の分野、これも非常に、先ほど御説明ありましたように、非常に注目を浴びているという状況で、そういった面も含めると広くそういったことを周知しながら、そして、それが実現するような対応をしていくということが非常に必要であります。

人口減少の中で、農は非常に大切な、重要な位置を占めてまいりますので、そういったものへ、非常に都市部から関心がある層が多いということで、いつも報道関係を見ているとそういったことが出ていますので、その面も十分配慮しながらやっていきたい。人口を増やす、20代、30代が増えてくることによって、また子どもの出生率とかが上がってまいりますので、やはりそういったことを重点的に考えながら各種施策を打っていきたいと思います。

○1番（平田慎一君） やっぱり若年層や若者、子育て世代の定住層の増加というのが、一番考えられるべきところだろうというふうに思います。

定住人口による出生数の増加を、人口維持・増加につなげるとすれば、移住施策での対象をやっぱり若年層を定住促進のポイントに置く必要があると思います。また、そもそも、地域社会を維持するためには、現在、当該地域に住んでいる定住者が安心して生活できる環境を整備し、転出を防ぐことも最重要課題であると思います。なお、移住・定住施策の重点を若年層の定住促進に移した場合、移住・定住施策には雇用の場の確保と子育て支援や教育環境の充実といった対策が改めて根本的な課題として浮上し、課題解決の道のりが一層険しくなることが考えられます。

農産漁村を中心として、人口減少や高齢化等の著しい地域において、地域の基礎的な単位である集落機能の低下や商店、スーパー等の閉鎖、医療提供体制の弱体化と、日常生活支援機能が低下している傾向が見られるといわれています。まさしく、本町もそのとおりであると思います。

逆に見れば、その部分をクリアすることができれば、ものすごいポテンシャルがあるんじゃないかなど。できない理由を考えるのではなく、どうやったらできるのかを考えて道をつくっていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） まさしくそのとおりだと思います。

集落機能にいたしましても、若者が少なくなってきた、そしてまた高齢者等が多くなっている中で、従来の維持活動ができるかという、非常に厳しい状況があります。そういったことも十分理解はしておりますけれども、やはり、その中で豊かな農山村を守る施策ということも当然必要になりますので、そういったことにも取り組んでいかなければならないと、農業を維持する上、集落機能を維持する上でも、非常に定住させるような施策というのは必要であると思っております。

何よりも、若い男性とか若い女性とか一定の、30代、40代、50代とかそういった方々に対して、このまちは住みやすいとか、あるいは魅力があるとかそういう環境を構築して行って、そういう認識をしていただくようなまちづくりをやっていかなければ、今、買い物も非常に不便だったりとか、御指摘のようなことが出ておりますので、やはり、全体的な課題を捉えながら、少しでも解決できるような工夫をやっていきたいと考えております。

○1番（平田慎一君） やっぱり若者に聞くとですね、大崎町というのは何が足りないのかなといったときに、やっぱりお店がない、ある程度大きなスーパーが1戸しかない、人口比に対して、この数というのはものすごく少ない数であって、セブンイレブンが入ってきていないこと自体が一番わかりやすい、データ上ですねわかりやすい部分ではあるんですが。

あと、それに加えて、もう一つ言うのは、やっぱりごみの回収問題ですね。大崎町がやっぱり一番不便である。だから、最低限、志布志並みにですね、同僚議員等もよく指摘をされていますが、1箇所回収する場所をつくっていただいたり、志布志並みにしていただければなという、そこだけでも、大分変わってくるんじゃないかなと思います。東串良町とか肝属のほうになると焼却施設があるわけですから、さらにですね大崎町より住みよい環境になっていくわけですから、その辺の差別化という部分も考えてですね、やっぱり戦略的に考えていく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

また、定住人口の維持、増加の手段の1つとして、もう1つですね、交流人口の拡大を契機とする定住人口増加にも期待が高まっているというか、推進していく必要があるんじゃないかと思えます。交流人口の増加は経済効果、イメージアップ効果、地域住民の意識改革効果、人材育成・ネットワーク効果、そして交流を通じた定住促進効果と、地域活性化に一定の効果を発揮しています。そういった部分、町長、力を入れていると思いますが、いかがお考えかお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 現在、定住以外に交流人口をつくること、そしてまた、関係人口を構築すること、社会の構造はそういう形に進んできております。やはり交流人口が増える、先ほどのスポーツのこともありますが、そういったことで、

日々訪れる人たちとの交流、そしてまた地域の商店街の活用、それからまた本町を出て行って、その後の関係を築いていただくような、後方支援していただくような関係人口の構築、これはどうしてもやっていかなければならないことでありますので、今まで本町に関係があった方々との交流関係人口、そういったものは構築していく。また、交流人口も様々なスポーツをやる中でそれが芽生えてきているという実態がありますので、それをさらに活かしていくように取り組んで行って、やはり大崎町が注目される、大崎町ということが認識される、そういったことがとても必要なことではないかなと思いますので、その部分については十分努力してまいります。

- 1番（平田慎一君） ありがとうございます。町長の施策、スポーツ合宿施設等等ですね。私は町長が、政治家とは何をするかじゃなくて、何をしたかで評価されると思います。だから、その部分では、町長は言っている施策をある程度クリアされている。だから、そこはものすごく評価をしております。

しかし、いろんな手段をつくったとしても、それをつなげていかないと、点を線にして行って、線を円にして行って、面にして行ってよく言われますけれども、やっぱりそういうつながり、仕組みという、本町にお金が落ちる、人口が増える、そういう仕組みをつなげていくこと、これは本町だけでは無理かもしれませんが、他町村も含めてうまい具合に利用しながら、そういう仕組みをつくっていくことが大事なんじゃないかなというふうに思います。この部分は、ここで終わりますけども。

次に、観光施策の充実について。本町の観光施策について、どのようなお考えなのかお聞きいたします。

- 町長（東 靖弘君） 先ほどの稲留議員に対する答弁と重なる部分もございますが、施政方針においてジャパンアスリートトレーニングセンター大隅を活かしたスポーツ観光施策の充実を申し上げました。

本施設を利用する合宿者を増やすことにより、現在はまだ一部に限られている地域経済への波及効果を広げていく施策が必要であると認識しております。先日開催いたしました室内陸上大会の継続や、実業団等の協力を得ながら、ロードレース大会などの開催など、各種ソフト事業も視野に入れ、さらなる利用者増につなげてまいります。

また、これまで、本町に訪れている合宿者の意見として、練習が休みの際の遊ぶ場所、食べる場所の情報がほしいとの声が寄せられており、合宿者を地元の飲食店や小売店に誘導するためのマップの作成を行い、地域経済に波及効果が繋がるように努めてまいります。

○1番（平田慎一君） 是非ですね、積極的に進めていっていただきたいというふうに思います。

ちょっといろいろあるんですが、ここはちょっと端折らせてもらって、次にですねふるさと納税の今後の方向性について、最後の部分ですけれども、お聞きいたします。

本町の実際財源の3割以上になっており、町単事業等でなくてはならない本収入がなかったら、本当にですね行政運営に支障を来すと考えられるほどで、裏を返せば、よく、ここまで伸ばしたと高く評価もできると思います。ですが、このふるさと納税の収入がいつまで続くのか、予断を許さない状況の中、新しい特産品や加工品、既存のふるさと納税出店企業をどのように成長を伸ばしていくのが鍵であり、行政内のマンパワーで孤軍奮闘されておりますが、その部分にもおのずと限界が来ると思います。

一番大事な部分というのは、今、既存のふるさと納税の会社さんありますよね、特に大崎町、志布志市もですけど、ウナギの割合が高いと思います。この販売量が何パーセント以上になったら、企業としては危険信号だと言われる、たぶんそれを完全にクリアして、ものすごい比率で上がっているとは思いますが、だから、そういう部分の怖さ。今のうちに、ふるさと納税がいろいろうちに、そういう企業等を含めた新しい産業というのを増やしていかないといけないというふうに思いますが、その辺も含めて、今後の方向性をどう考えているのかお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 現在、多くの自治体がふるさと納税制度の活用に取り組んでおり、かつ寄附者のニーズも高まり、自治体間の競争環境が年々厳しくなっております。このような中、本町としましては、関係企業や事業所の方と緊密な情報交換を行い、大崎町をブランド化し、町の取組のPRも進めてまいりたいと考えております。

また、先般開催されましたJapan Athlete Games IN Osakiについても、共感した方から寄附を募る仕組みのガバメントクラウドファンディングに挑戦し、金額目標の達成とイベントの告知を行うことができました。また、令和3年度以降は、企業版ふるさと納税にも取り組むこととしております。

今後も、貴重な財源確保及び本町の地域イメージ向上のために、ふるさと納税獲得に向け、努めてまいりたいと思います。

○1番（平田慎一君） あと、そのような中でですね、今、町長が言われた中で、やっぱり、今、現状としては行政主導で行って、先ほど同僚議員も言われておりましたが、協会が設立されて、その中で、実際ほとんど稼働されていないというふうに思います。

そのような中で、やっぱり民間の力も引き入れた能動的な組織構築が必要ではないかと思います。その部分では、近隣を見てみると、観光協会、特産品協会等です。本町での民間組織の立ち上げが急務ではないかと思います。これは何でかと言うとですね、やはり民間のそういう活力、資源、頭脳、特に外からお金を引っ張ってきている企業さん、やっぱりこの波及効果というのはものすごく大きくなってくると思います。今のうちに、そういう部分を含めて成長戦略を考えていくことが必要だと思いますが、町長、いかがお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 大変貴重な御提案であると認識しております。現在は、合宿者の誘致活動などは行政で行っている状況なので、総論として賛同はできる場所があります。しかしながら、運営管理や予算など課題もあることから、他自治体の状況なども含めて検討させていただきたいと思っております。

本町においても観光案内所とか設立をしてきましたけれども、多分そういったところが十分でないという思いも持っていていらっしゃると思いますので、そういった本町の特産品とかそういったものがPRできるような体制の強化とかそういったことは、また十分話し合いをしてまいりたいと思います。

○1番（平田慎一君） 是非ですね本町も、観光特産品協会じゃなくてもいいんです、観光協会でも特産品協会でもいいです、町と足並みをそろえてですね民間の力も入れながら、本町の未来をつくっていけるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） 次に、3番、児玉孝徳君の質問を許可いたします。

○3番（児玉孝徳君） 皆さん、こんにちは。私は、さきに通告いたしました施政方針についてお尋ねいたします。

まず、町長の示された経済対策については、コロナ禍の状況の中、地域経済の支援策と新型コロナウイルス感染症対策に尽力していくということですが、経済活動と安全対策、この相反することについて、町長はどのように進めていくのかをお尋ねいたしたいと思います。

コロナ禍における地域経済対策につきましては、今まで多くの本町独自の支援策、また適切な支援策を講じていただき、町民から大変ありがたく思われています。現在では、第3波の鹿児島県の感染状況は、7日間連続感染者なしと落ち着いてきています。しかし、最近、イギリス由来などの変異ウイルスの感染者が確認されています。変異株は、従来のウイルスに比べて感染力が70%強いとみられ、1人の感染者から何人に感染が広がるかを示す実効再生産数を上昇させる可能性があると言われています。今月5日の数字ですが、全国で251人、九州では鹿児島県で

5人、ほかの県では確認されていません。これは、鹿児島県で急速に感染者が増える恐れがあると懸念されることでもあります。

そこで、今後、変異ウイルスが増えると懸念される中、地域経済支援策と安全対策をどのように進めるかを、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） まずは、コロナ禍での地域経済支援策についてでございます。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国的に経済が低迷し、本町においても売上減少や業態転換を余儀なくされるなど大きな影響を受けております。

議員も御承知のとおり、令和2年度予算におきまして、国の持続化交付金の対象とならない、15%から50%未満の売上減少の第3次産業事業者に一律30万円を給付する経営持続化給付金や、商工会員を対象に一律5万円を交付する事業者支援交付金、商品券発行など、各種の地域経済支援策を実施してまいりました。

令和3年度におきましても、先日上程いたしました繰越予算において、プレミアム商品券発行事業を計上しておりますが、経済状況を見極めながら必要な施策を講じてまいりたいと考えております。

次に、安全対策につきましては、首都圏では緊急事態宣言が延長され、県内につきましては各地でクラスターが発生しましたが、最近では感染者がゼロの日も続き、現在ステージ2の状況が保たれており、本町におきましても、1月22日に8例目の感染者が確認されて以来、本日に至っております。

感染拡大を契機とし、手洗いやマスクの着用、三密を避けるなどの新しい生活様式に町民の皆様が取り組んでおられる結果であると考えております。しかしながら、いつでも、どこでも感染する可能性は否定できませんので、引き続き、感染拡大防止に取り組んでいただきますようお願いしたいところでございます。

懸念される変異株につきましては、県内では5例が確認されたとのことですが、県におきましては、濃厚接触者がおらず、不特定多数との接触者がいないことから、変異株の感染が広がっている状況ではないように思っております。うわさ等に惑わされることなく、冷静に行動してほしいと発表しておりますことから、先ほど申し上げましたとおり、感染拡大防止の取組に御協力いただきたいと考えております。必要な情報につきましては、防災無線等により、遅滞なくお知らせをさせていただきますと思います。

以上でございます。

○3番（児玉孝徳君） プレミアム商品券の発行事業など、今後行っていくということで、また感染対策については、町民の皆様に、引き続き努めていただくよう努力をお願いするということですが、今後、ワクチンが届いてですねワクチン接種が始まります。ワクチン接種を進めるための体制整備、相談支援、国・県、医療機関と連

携を図るということですが、接種に対する相談を適切にできる体制はできているのか。また、接種のシミュレーションなど行うのか、また、どのように行うのか、その辺をお答えください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（相星永悟君） お答えいたします。

相談体制ですけれども、コールセンターを設置いたしますので、予防接種の際の予約を受け付ける時点での、もし健康不安等ございましたらば、コールセンターの職員あるいは保健師が対応いたしたいと考えております。

それから、シミュレーションですけれども、この間の特別委員会のおりに、ペーパーでの訓練はいたしましたとお答えいたしましたが、ちょうど、その日の昼から、中央公民館に実際、一応3ブースセットしますけれども、机を並べたり、動線を確認したりというところの、医療関係者を除いて、職員でできるところのシミュレーションはいたして、改善する点が数箇所ございましたので、それはまた、当日までには改善したいと考えております。

以上でございます。

○3番（児玉孝徳君） シミュレーションなど、今後もまた行っていただき、問題点を想定してですねスムーズに接種ができるように要望しておきます。

では、学校、公共施設の感染予防、行政手続の簡素化とありますが、具体的にはどういふことでしょうか、教えてください。

○議長（宮本昭一君） 暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午後1時50分
再開 午後1時51分
-----○-----

○議長（宮本昭一君） 再開いたします。

○町長（東 靖弘君） 失礼いたしました。ただいまの御質問につきまして、総務課長のほうで答弁させていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） 行政手続の簡素化についての御質問でしたので、それについては私のほうで答弁をさせていただきたいと思っております。

コロナ禍の中においては、三密の回避というのが基本的な指針として示されているところがございます。それに伴いまして、行政手続、例えば住民の方々が各種申請書に基づいて、役場に直接出向かなくてもオンラインで申請できるような仕組みを構築するとか、あるいは企業の職員さんも、わざわざ会社に行かなくても、自宅

で在宅ワークができるシステムを構築したりとか、あるいは、本町も今現在進めておりますけれども、押印廃止の手続であったり、そういった仕組みを構築していくことが必要であるということで、施政方針の中で掲載されているものというふうに理解しております。

以上です。

○3番（児玉孝徳君） 是非、そういった簡素化は進めていってほしいと思います。

それでは、経済支援策では、予備費充用など柔軟な対応に努めるとありますが、今から具体的な対策を検討していくべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えをさせていただきたいと思います。

国の3次補正関連のコロナ感染症対策に伴う地方創生事業については、今議会中に御提案ができるよう、今、準備を進めているところでございます。しかしながら、今後も、やはりコロナの収束が今の段階では見通せない状況ですので、今のところは国の交付金を活用して、まずは、先に実施しなければならない事業は今回の補正予算で対応させていただく。ただ、以降は、また順次、国の交付金があるのか、ないのかわかりませんが、必要に応じて、本町の予備費であったり一般財源を活用して柔軟な対策をとっていくことが必要ということで、施政方針の中ではそういった記載が盛り込まれているんだろうというふうに理解しております。

以上です。

○3番（児玉孝徳君） 柔軟な対策をとるということですけど、そこをですねやはり具体的に、今のうちに、こういった感染者が出たときはこうする、支援策はこうするといった、そういった対策、ある程度の骨子を計画したほうがいいんじゃないですかと言っているところですけど、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 先ほども、コロナ禍における中小事業者等の経済対策という面では支援しなければならないということをお答えしておりますが、現段階で具体的にということは、まだお示しできておりませんが、やはり、現状を判断しながら、こういった部分について、例えば持続化給付金等についてこういうふうにやっていくこととか、そういったものは十分協議をしながらやるべき必要があると思っております。

また、その中で、複数の対策を要する項目等もあろうと思いますので、そういったところを整理しながら取り組んでいきたいと思っております。ただ、現段階で、これとこれということがなかなかお示しできない状況かなと思っております。

○3番（児玉孝徳君） 地域経済のですね支援策と感染予防など安全対策、ブレーキとアクセルですね、これをしっかりと使い分けて両立できるように計画的に行ってい

ただきたいと思います。

それではですね、次に、障害者福祉で、未就園児の一時預かり事業を行うとありますが、それでしたらですね、さらに一步踏み込んで、以前もこれは質問した、病中病後の園児や児童の預かりができないかをお尋ねいたします。

今回の一時預かりは、育ちにくさを持つ子どもや障がい者の未就園の兄弟を預かるというものですが、そこを広げていただいて、育ちにくさを持つ子どもや障がい児が病気になったときに、子どもを預かれないかというものです。医師や看護師などの専門家に見てもらふことで、一日中、介護しなくてもよい環境づくり、親が安心して働ける、あるいは日常生活を送れる手助けができないかということですが、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 町議会におきまして陳情の採択がされている項目の一部になりますが、令和3年度から、兄弟のうちの1人が、療育事業所へ母子登園する場合に、やむを得ず、家庭における保育が困難になった兄弟を一時的に預かっていただく事業を実施いたします。

この事業において、病中病後保育の取組はできないかとの御質問でございます。現在、保育園等に入園中の児童が、病気の回復期に至らない場合であり、かつ当面の症状の急変が認められない場合や、回復期にあり、集団保育が困難な期間を、病院等の専用スペースにおいて昼間預かって保育を行う病児病後児保育の本町の状況につきましては、志布志市が病児保育を委託して行っている井出小児科におきまして、本町の対象児童等も受け入れられております。先ほどお答えいたしました一時預かり事業におきましては、大崎町子育て支援センターで行うものであり、現時点では、看護師や保育士の配置、近接する医療機関との連携などの面で病児保育の要件を満たしていないことから、今まで同様の形態での継続を考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（児玉孝徳君） 大崎町の支援センターで預かって、そういった専門職はいないということのようですが、前回質問しましたね、その後、病院の先生方に、前回はできないということでしたけど、病院の先生方と相談はされた経緯はありますか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（相星永悟君） 約5年前でしょうか、一般質問で御提案いただきましたけれども、その後、具体的に医療機関名の名前まで出されて質疑があったわけですが、その後、今までに至るまで、ほかの医療機関も含めてですけども、お願いできませんでしょうかという相談は、一回もしておりません。

ただし、保育園、認定こども園のニーズ調査といたしますか、どうだろうかということ調査いたしましたけども、今のところ、7園ございますが、現状としては無理であろうと。今現在行っている志布志市の病児保育をやっている小児科に、引き続きお願いしたいと、今のところは考えております。

以上でございます。

○3番（児玉孝徳君） 今後はですね是非、病院の先生方とも相談してですね、本町でもできるように、近くで預かっていただくところがあったら、時間も有効に使えますし、志布志市まで行くと、また行き帰り30分、1時間かかってしまいますので、今後そういうことができるように検討していただくよう要望しておきます。

では、次に、人口施策の充実において、定住施策として、定住取得補助金のほかに、新たに宅地分譲を進めるとありますが、まず、この具体的な場所は決まっているのですか、お答えください。

○町長（東 靖弘君） これまで定住施策として定住住宅取得補助金や空き家リフォーム促進事業などの各種助成施策を実施し、一定の成果があったものと認識しておりますが、御質問のとおり、施政方針において、これまでの定住施策に加え、新たに宅地分譲を進めると申し上げております。

これまで、分譲候補地の調査を行うとともに、分譲可能であるか、否かについての協議を行ってまいりましたが、土地利用規制や形状、売却できなかった場合の維持管理などの課題から、実施を見送ってきた経緯がございます。しかしながら、人口減少が加速する中、本町が持続可能であるためには思い切った定住促進策が必要と判断し、今回、施政方針において、宅地分譲に取り組むという考えを示させていただきました。

御質問は、具体的な場所や条件、分譲件数等を示せとのことですが、場所については野方地区を考えております。価格等の条件につきましては、取得及び工事費等も考慮する必要があると考えておりますが、先ほど申し上げました助成制度も活用しながら、購入しやすい金額設定を検討したいと思います。また、分譲件数については、交渉中でもあり、現在のところ用地が確定していない状況でありますことから、答弁を控えさせていただきたいと思っております。

今後、条件が整い次第、必要な予算等について議会に上程させていただきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○3番（児玉孝徳君） 今後、条件が整ったら予算に上げてくるということですけど、宅地を買われる方の条件、その辺はどのように考えていらっしゃるんですか。

○町長（東 靖弘君） まだ土地の交渉中でもあるということを説明したところであり

ますが、入居者の条件とかそういったところまで詰めておりませんが、やはり人口増ということが喫緊の課題でありますので、それに適した年代の層ということが対象になると思っております。具体的な面では、また今後、詰めてまいりたいと思います。

○3番（児玉孝徳君） 人口増に向けた宅地分譲ということで、子育て世代の方々ですね、そういった方々が対象になっていくのかなと思います。

今、野方地区ということでしたが、是非、町内、多くの地域で数多くの分譲を進めて、人口増加を図っていただくよう要望しておきます。

では、次にですね営農推進で、町内の農業遊休施設を把握し、情報提供を行い、空きハウスの有効活用を進め、次世代担い手確保支援事業を活用し、新規就農者の育成に努めるとありますが、把握状況と新規就農者の育成をどのように進めていくのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） 農業用遊休施設の把握状況と活用方法、並びに新規就農者の育成についての御質問ですが、農林振興課において、本年度、町内のハウス158箇所の作付状況等の調査を実施しております。その結果、使用されているハウスが135箇所、遊休施設となっているハウスが23箇所ありました。そのうち、利用可能なハウスが7箇所、使用不可能なものが3箇所、修繕等が必要なものが13箇所となっております。

また、今年1月に、農業用遊休資産バンクとして、後継者がいない、離農するなどしてハウスや牛舎棟を使用しないなど、遊休施設になると見込まれる施設等について情報提供を行うバンクを、ホームページにて登録できるようにしたところでございます。

新規就農者の育成につきましては、令和3年度から、推奨作物としてピーマン栽培を始められる新規就農者につきましては、農業次世代人材投資事業等を活用し、町内のピーマン農家への研修受入をお願いしているところでございます。また、農協や県の畑かんセンターとも連携を図り、必要な指導等には迅速に対応いただけるように調整を図っております。そのほかにも、空き家ハウス活用への補助や家賃補助など、新規就農者の経営の早期安定に向けたサポートを行ってまいりたいと思います。

○3番（児玉孝徳君） 今、調査は行われているようですが、大崎町のホームページですね、私も見てみたんですが、農業遊休資産バンクを開設しましたと載っていました。見てみますと、「現在登録されている農業用遊休資産はありません」と出てきます。これからのことでしょうか。

では、このような手法や支援事業補助金で新規就農者の初期投資の軽減及び経営

の長期安定を図るということで、今お答えいただいたんですけど、空きハウスの修繕、ハウス設置の補助で100万円の予算計上がされています。しかし、修繕で50万円、新規設置は100万円と試算されています。これだけで足りるんでしょうかね。それとも、1件か2件でいいというお考えなんですか。お答えください。

○町長（東 靖弘君） 空きハウスの活用をやりながら、新しい品目を導入して、そして若い人の参加を促していくという形で取り組んでおります。予算措置等の御質問でありましたが、そこらにつきましては担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（中村富士夫君） 当初予算の特別委員会の中でも説明をさせていただきましたけれども、当然、今のところは頭出しというような形でお一方の分を計上しております。

実際的に、ピーマンの研修を実施するのが、今のところ、我々の計画では7月からに予定をしておりますので、その時点で募集をかけて、今のところは2組の4名までということで、毎年、ピーマンについては募集をかけるということしておりますので、受入農家のこともありますので、そういったことでさせていただきたいと思っております。

○3番（児玉孝徳君） 頭出しということです。今後はもっと予算を組んで、新規就農者を増やして行ってほしいと思っております。

今ありましたピーマンを推奨作物ということですが、新規就農者の中にはですねピーマンじゃなくて何か別のものをつくりたいと、当然、考えられると思っております。その辺を踏まえますと、どの作物がどれぐらい、経営面などで効率的・安定的に収穫できるか、十分に指導・支援していく体制ができていますのかお尋ねいたします。

○農林振興課長（中村富士夫君） ピーマンに、一応、今回の場合は特化したというか推奨作物ということでピーマンを上げさせていただきました。なぜピーマンかと申しますと、収穫期間が長いというのが1つありまして、ある程度軌道修正がきく作物であるというようなことと、ホルモン処理や人工授粉に必要がないというようなこと、それから、A品、B品、規格外に分けて、A品、B品だけで出荷ができるというようなこと、それから重量が軽いということで、比較的若い人たち、女性でも一かご持てるというようなこともあると。それから、収穫のタイミングが比較的簡単であるというようなこと、それから、JA全量出荷のため、箱詰めや袋詰めの作業がないというようなことも、今のところはここがどうなるかはわからないんですけども、こういうことがありました。

ですので、ピーマンということで、当然、作物はピーマンだけじゃなくて、ほかにイチゴとか、あるいはキュウリとか、そういった方々もいらっしゃると思っております。

ので、そのこのところについては、また、今のところはピーマンは、先ほど申しましたように修繕は50万円、ほかの作物については25万円ということでさせていただいておりますけれども、今後、またいろんなところが出てくれば検討はさせていただきたいと思っております。

○3番（児玉孝徳君） 是非ですねほかの作物もつくりたいという方がいらっしゃると思っておりますので、検討して行ってください。

次はですねSDGs未来都市の実現に向けた取組は、どのように進めるかをお尋ねいたしたいと思っております。

まず、SDGsとは、サステイナブル開発目標、つまり、人間が地球でずっと暮らしていけるような世界をつくるための目標ということですが、SDGsは2030年までの達成を目指す17の目標と、それをクリアしていくための169のターゲットからなります。本町は、2018年に、ジャパンSDGsアワード内閣官房長官賞を受賞し、翌年、先進的に取り組む自治体として、SDGs未来都市に選定されていますが、これはリサイクルの取組が評価されているものだと思います。

そこで、SDGsの17の目標に向けた取組としては、リサイクルの取組以外のすべてに取り組んでいるのか、あるいは、幾つかの目標を決め取り組んでいるのか、幾らかでしたら、それは何と何なのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） 本町は、2019年にSDGs未来都市に選定されて以降、2030年のあるべき姿の実現に向け、大きく分けて2つの目標を掲げてまいりました。

1つ目は、SDGs版大崎町総合戦略の策定ですが、こちらについては、議員も御承知のとおり、2020年3月に大崎町総合戦略を策定し、ひとまず目標を達成しております。しかしながら、さらなる取組を推進するには、さらに大きな枠組で取り組む必要があることから、現在、総合戦略を包括した第3次大崎町総合計画の策定を進めており、SDGs未来都市の実現に向けた町の総合的な指針を定めることとしております。

2つ目の目標は、世界の人口1万人地域で応用可能な循環型地域経営モデル確立としており、持続可能な世界の達成に向け、大崎町がこれまで培ってきたリサイクルを基盤に、経済、社会、環境の3側面から、プラスチックをはじめとする大量の消費財を生み出す産業構造が抱える課題の解決に向けて取り組むこととしております。

昨年11月に、MBC南日本放送をはじめとする県内企業4社とともに、大崎町SDGs推進協議会の設立を発表させていただき、4月の本格稼働に向けて準備を

進めておりますが、施政方針でも申し上げましたとおり、これらの協議会を核として、様々な企業と連携しながら取組を進めていくこととしております。

17の目標に向けた取組を示せということでございますが、SDGsは17の目標が設定されており、私たちの日常生活をはじめ、行政施策のすべてがいずれかの目標に該当するものと認識しております。その中で、特に施政方針で申し上げた項目では、1つ目に、新型コロナウイルス感染症対策、これはゴール3の「すべての人に健康と福祉を」、2つ目の人口施策の充実、ゴール11の「住み続けられるまちづくり」を、3つ目のジャパンアスリートトレーニングセンター大隅を活かしたスポーツ観光施設の充実、ゴール8の「働きがいも、経済成長も」、4つ目の安全対策及び防災対策は、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」に該当するものと考えております。

以上でございます。

○3番（児玉孝徳君） 今、5つでしたかね上げていただきましたが、今日、私もここにバッジ付けているんですけど、皆さんも付けていらっしゃいますよね。初日の本会議の前にですね同僚議員が、皆さんの胸にSDGsのバッジを付けているので、全員目標を知っているんでしょうと言われていました。

町長はもちろん、SDGsに取り組んでいらっしゃるの、目標はすべて把握されていると思います。全部とは言いません、今、上げられた以外にですね何か一つか二つ、資料を見ずにお答えください。

○町長（東 靖弘君） そんな質問が出てくるとも思いませんので、特に暗記もしておりませんが、1番目は貧困をなくそう、2番目が飢餓をゼロにということで、そしてまた3番目が、先ほども出ましたけれども、すべての人に健康と福祉をというのが上げられていると思います。また、教育の面では、質の高い教育をというのが4番目にありましたし、それから、ジェンダー対策とかそういったものがあります。海の豊かさをとかそういったものもありますが、17の中で全部は言えませんが、半分ぐらいは言えたかなと思います。

以上です。

○3番（児玉孝徳君） ありがとうございます。さすが町長ですね、半分以上お答えいただきました。出てくるかなと思っていた「ジェンダー平等を実現しましょう」、これ出てきました、大変ありがたく思います。次は、これを質問したいと思います。

一昨日と昨日の新聞ですね、南日本新聞に、県内女性議員のアンケートが載っていました。本町の議員にも女性議員がいません。なぜなのでしょう。私たち議員にもですね大いに反省すべきところがあるのかもしれませんが、町長は女性の皆さ

んが本町の町政に不満がないから出てこないと考えていらっしゃるのか、あるいはそれ以外の原因なのか、お聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 最近、新聞で女性議員の必要性ということで、昨日か一昨日の南日本新聞にも、こういった制度に対してのアンケートも出ておりました。やはり、新聞を読んでいると、長年の男性社会の中で女性が手を挙げるとか声を挙げていく、そういった風土的なものもあるんじゃないかということも出ておりましたので、国の政治をはじめ、県においても、あるいは私たち大崎町においても、そういった昔からの風習というものはやはり根付いているような感じもいたします。

しかしながら、今からの社会、今回、前大臣の森喜朗さんが非常に大きな問題になりましたけれども、女性の持つ識見の豊かさとか感性の豊かさとかそういったものが政策に与える影響というのは非常に効果が高いということも示されておりますし、オリンピックの委員会等では新たに女性候補が12名ぐらい選出されておりますので、そういった方向に動いてきているということが言えると思います。

また、地方において、女性議員ということで本町はいらっしゃらないところがありますけれども、やはり政策を打つ中で、男性にはなかなかわからない部分があるかもしれませんし、そういった面で多様性のある政策をするという面では、女性の方々の投入というのは必要なことではないかなと思いますが、それに対してどうすればいいとか、そういうことについてはちょっと、まだ述べることはできないと思っております。

○3番（児玉孝徳君） 多様性が求められるけど、なかなか申し上げられないところもあるということです。

新聞によりますとですね政治に参加する女性が出てこないのは、アンケートで、政治分野での男女共同参画推進に必要な取組として、多くの方が、「性にに基づく差別や偏見をなくす教育」を上げています。この教育の取組について、現在取り組んでいらっしゃるのか、これから取り組んでいくと考えていらっしゃるのか、お答えください。

○企画調整課長（中野伸一君） お答えいたします。

男女共同参画の担当課として、今年、予算の審議の中でも御説明申し上げましたけれども、今年、男女共同参画の推進計画の見直しの年になっております。今、御指摘のあった部分も含めて、女性がいかに参加しやすいのか、なぜ参加される土壤がないのか、どうやったら町政もしくは政治に声が反映されるのか、そのようなことも踏まえまして検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○3番（児玉孝徳君） 是非ですねそういった教育の場に取り組んでほしいと思いま

す。

ではですね、本町の管理職の方々にも女性の方はいらっしゃいません。その辺はどうですか、適任者がいないのか、あるいは何かほかに原因があるのか、町長お答えください。

○町長（東 靖弘君） 現段階では管理職はいないという状況ですけど、やはり、そういった適任者が出てくると、適任者がいらっしゃいましたら、そういうことは積極的に登用してまいりたいと思います。

○3番（児玉孝徳君） 是非、働きやすい環境を整えていただいて、そういった方も出てきて調整を行ってほしいと思います。

ジェンダーフリーの問題はですね大変繊細な部分もあります。先ほど町長もおっしゃっていましたが、オリンピック組織委員会の森会長も、女性蔑視とされる不適切発言で辞任に追い込まれたことがありました。今後、町長はですよ、このジェンダー平等に取り組んでいく考えはありますか。

○町長（東 靖弘君） 今、社会が求めているものは、それこそ男女平等の立場ということがあります。また、ただいまの御質問に対しましても、そういった適任者等がいるときには積極的に投入していきますということでやっております。また、先ほどの男女平等参画社会の中でも、やはり女性の意見、立場というのは重要でありますから、そういった面は十分意識して行政運営をやっていきたいと思います。

○3番（児玉孝徳君） 是非、今後ですね取り組んでいってほしいと思います。

では、施政方針に「SDGsの取組を通じて、本町にこれまでになかった新しいしごとを創出し、このしごと就く若者を増やす」とありますが、これは、先ほど同僚議員が質問して答えられていたと思いますが、再度お答えください。

○町長（東 靖弘君） 先ほど、稲留議員の御質問に対して答弁させていただきましたが、官民が連携した中間支援組織である大崎町SDGs推進協議会を中心に、主に都市部の企業との連携による脱プラスチック教育視察研修などのプロジェクトを展開してまいりたいと思います。

これに関連し、これまで本町になかったICT関連事業や課題解決型事業などの人材及び企業が本町で業務を行うことが予想されます。本町においても、これらの事業の受け皿となる業種や人材が必要となることから、本町の産業構造ではこれまで少なかった新しい仕事での雇用創出に期待しているところでございます。

○3番（児玉孝徳君） ICT技術を活用した新しい仕事ですね、このようなことを進めるということですが、ICT技術を活用した新しい仕事、この仕事と生活が両立できる、働きやすい環境が本町は整っているのか、また、あるいは今後どのように進めていくのか、そこをお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） ICT、デジタル化に向けては、行政施策として国家の方針に基づいて進めていくということで説明しておりますので、御理解いただけたと思います。

また、これまでの大崎町での若い人たちの定住化という中では、なかなか、現産業での就職率というのは非常に低い状況にある。しかしながら、持続可能なまちをつくっていくために、若者の定住化は必要である。そのときに、SDGsを基盤とした新たな分野での仕事をつくっていくということで、端的に申しますと、企業版ふるさと納税とか事業と人とかそういったものを派遣していただくような環境づくりに進めていきながら、そういった新たな雇用の創出を目指していく努力をやっていくことであります。

○3番（児玉孝徳君） 今、聞いたのは、そういった新しいしごとをできる環境が整っているかということです。その辺をお答えください。

○町長（東 靖弘君） 大変失礼いたしました。

現段階では、説明いたしましたように、そういった環境は十分ではありません。ですから、そういった分野に対して積極的に進めていくということになります。

○3番（児玉孝徳君） 是非、早急にですねそういった環境を整えて、施策にあるということですから、早い段階で取り組んでほしいと思います。

それでは、よりよい大崎町、よりよき世界をつくり出すため、各企業、各自治体、各コミュニティ、各個人、それぞれがそれぞれの立場でつながっている世界に対して行動し、貢献していけるよう、町長にしっかりお示しくださいますようお願いして、次の質問に行きます。

それではですね、次は、地域の足となる住民の移動手段について質問したいと思います。

まず、買い物弱者の対策をどのように考えているのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） 買い物弱者対策をどのように考えているかとの御質問でございます。現在、買い物支援が行われているものとして、移動販売車による物品販売が、町内数箇所で開催されていることがわかっております。

このような現状の中、買い物弱者が自宅近くで買い物ができる環境づくりを整えるため、現在、社会福祉協議会におきまして、店舗から自宅等へ配達してもらえる商店との連絡調整作業を行っております。さらに、ある程度の人々が集団を形成する場所、例えばサロン活動や集落公民館への移動販売車の運行ができないかを検討してまいりたいと思います。

○3番（児玉孝徳君） 今、町長からお答えいただいたですね、大崎町社会福祉協議会での大崎町買い物サポート協力店を取りまとめているということです。私の店もで

すね実際ここにありますが、ここに掲載されております。この中を見ますとですね、電気屋さん、ガソリンスタンド、これがほとんどなんですね。電気屋さんですね以前から、電球1個換えてくれと電話があったら換えに行きます。ガソリンスタンドもですね灯油を配達してくれと言ったら、以前から配達しています。

しかし、この中を見るとですね、この協力店の中には、生鮮食料品店、これはほとんどありません。なぜ参加されないのかということですね、個人で経営されているところはですね配達員がいない、また自分で配達してしまうと、店番がいない、それからキャベツを1個配達してくれと言われても採算が取れないという理由だということです。これだけで買い物サポートができるかということ、どうでしょうか、その辺をお答えください。

○町長（東 靖弘君） 今、調査をした結果、そういった課題があるということにつきましては説明していただきました。

やはり、そうだろうと思います。配達員がいないとか店番をする人がいないと、あるいはキャベツ1個を持っていくのが経費の問題があるということは理解しているところでございます。

それで、買い物の支援という形で、ただいま、そういったサロン活動の中で配達していくこととか、あるいは移動販売車を出すこととかいろんな角度からも検討はしてきているところでありますが、具体的に、まだ結論が出ているわけではありませんけど、課題を整理しながら進めていきたいと思っております。

○3番（児玉孝徳君） 課題を整理しながら進めていくということですので、是非ですね、いい取り組みだと思えますよ、大崎町買い物サポート協力店ですね、この中に、やはりそういった生鮮食料品を扱うお店がですねたくさん入ってきて、皆さんからの要望に応えられるように、今後、検討をお願いします。

それとですね、全国で高齢者の事故が相次いでいます。本町でも、先日、高齢者の方の事故があったばかりで、新聞に、「行政関係者から、運転免許の自主返納制度の周知や利用しやすい環境づくりに努めたいとの意見があった」と新聞で紹介されています。免許返納する方が増えている現在、利用しやすい環境づくりは町長の務めだと思います。

そこで、何回か質問していますが、自分で行って買い物ができるデマンド型乗合タクシーの取組はどうなっているのかお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） デマンド型乗合タクシーの取組についての御質問でございます。地域の足となる住民の移動手段の選択肢の1つと認識しております。

昨年度、社会福祉協議会が実施する買い物サポート事業「でかけ隊」の実績をもとにした地域公共交通会議の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感

染症の影響によりデータが不足しており、開催を今年度に見送っております。

改めて、当初予算において地域公共交通会議の開催の経費を計上いたしましたので、御提案のありましたデマンド型乗合タクシーの選択肢も含め、本町の状況に適した手段を検討していきたいと考えております。

○3番（児玉孝徳君） 近隣市町村でも幾つかデマンド型の乗合タクシーですね取り上げられています。本町でもできるはずですが、民間のタクシー会社、そういったところと十分に協議をして、是非、取り入れてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） この課題に対して、十分、我々も検討いたしました。どうあるべきか、免許返納者もいる、あるいは地域のちょっと交通機関の乏しいところ、そしてまた買い物のお店等が遠いところとか、そういった方々の、高齢で二人夫婦、二人暮らし、独り暮らし、あるいは身体障がい者の方々とかそういった方々の日常生活を支援するということはどうあるべきかということで、本当にこの問題については十分検討をまいりました。

そこで、やはり、やる以上は、本当に効果が上がる、成果が上がるものでなければならぬと思っておりますので、私たちの中で協議をした結果において、やはり実態調査をやるということはやっているという結論に至りましたので、必要な項目を掲げながら実態調査を実施して、そして、その上で、例えばデマンドであったりとか、あるいは宅配であったりとか、日常の生活を支援する体制を構築していくということにしておりますので、これはそういう方向性で、なるべく早い段階でそういう調査等もやってまいりたいと思います。

○3番（児玉孝徳君） コロナですですね取り組みが遅れていると思いますが、是非ですね何らかの形で今後示していただきたいと思っております。

それでは、私の質問をこれで終わります。

○議長（宮本昭一君） 次に、5番、神崎文男君の質問を許可いたします。

○5番（神崎文男君） 私は、さきに通告しました、大崎町の湧水保全についてを質問いたします。

以前、私は、河川汚染のことを質問しました。志布志市、大崎町にある5つの川、前川、安楽川、菱田川、田原川、持留川を調べた結果、どこの川も、18年前からすると汚染が進み、悪くなっております。その中で、一番危惧しているのが、硝酸性チッソです。なぜかと言うと、硝酸性チッソは、バクテリアで亜硝酸チッソに還元された後、体内でアミンなどの有機物と反応してNニトロ化合物を生成します。この亜硝酸とアミンとの反応には、胃の強い酸性条件が適しているといわれ、飲料水中の硝酸性チッソの高い10ppm以上の水を飲んでいる地域では、胃がんの発生率が高いという報告をされております。また、ニトロアミンは間質性肺炎や

胃がん、インシュリン依存型糖尿病を引き起こす原因になる物質があるといわれております。亜硝酸チツソがメトヘモグロビンと結合してメトヘモグロビン血症などの酸素欠乏症を引き起こし、呼吸困難を起こし、最悪の場合、死に至るといわれます。このようにならないように、今のうちに何か手だてはないかと思い、質問に至ったところです。

大崎町の湧水について、現在、どのように感じていらっしゃるかを伺い、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 大崎町の湧水について、どのように感じているかという御質問であります。大崎町内には複数の湧水があり、豊富な地下水が湧き出る自然豊かな地形を有しているまちであると認識しているところでございます。

ただいま、議員からの御質問で、河川と湧水の硝酸性チツソの危険性について話をいただきました。湧水の中の硝酸性チツソの割合が増えることは、生活環境の安全性を脅かす問題と捉えているところであります。

国において、本年度6月16日に新たな水循環基本計画が閣議決定され、湧水を保全していく方針を示されていることから、本町におきましても、国・県と連携して、この問題を注視していきたいと考えております。

○5番（神崎文男君） ここで、資料配付の許可をお願いしたいと思います。

○議長（宮本昭一君） はい。許可します。配付してください。

（資料配付）

○5番（神崎文男君） それでは、今回、大崎町7箇所の湧水について、毎月1回、1年間12回、試料を採取して調査を行いました。

各月に採取した試料について、p h、今は学校ではピーエイチと読んでいますけれども、水素イオン指数、それからE Cの電気伝導度、S / c mが単位です。硝酸性チツソ、N o₃N、p p mが単位です、について、計測定量しました。

それでは、p hについては、7箇所の平均が6.20で、微酸性であり、水道水の水質基準が5.8から8.6の間ですので、6.2ということで大丈夫かと思えます。次のE Cの電気伝導度は、資料の1枚目の上の図です。電気伝導度は高井田が一番高く、237 S / c mで、立小野は143 S / c mであります。大崎町の平均でも202 S / c mで、立小野を除けば、全般的に高い値であります。すなわち、一般的に150 S / c m以下が望ましいとされておりまして、湧水地の地理的条件にもよりますけれども、湧水の水質汚染を示しているといえますが、町長、どう思いますか。

○町長（東 靖弘君） 大崎町内の湧水7箇所を独自に調査いただき、また情報提供いただきました。内容によれば、今回、p hについては問題がないが、電気伝導率の

数値が、一般的に望ましいとされているものより高い値を示しているという御指摘であります。

電気伝導率の数値が高いということは、電気を通しやすい水溶性物質がイオン化して溶け込んでいる可能性があるかと理解しております。一般的に、湧水の場所により、後背地の地形の影響を受けるものと認識しているところであり、水質汚染につきましては、水溶性物質が何であるかわからないことから、一概に汚染と決めることは考えていないところであります。

○5番（神崎文男君） それでは、資料2枚目の上の図をごらんください。わかりますように、2014年、平成26年ですが、大崎町の電気伝導度は120から198 S/cmであります。2020年の湧水の電気伝導度は180から237 S/cmであります。平均は、2014年が168 s/cmであったが、2020年は205 S/cmであります。37 S/cmの上昇しているということです。ほとんどの湧水地で電気伝導度が高くなっていることは、湧水に硝酸性チッソや無機物イオンの増加を示しているといえます。

各地の湧水の汚染の進行が指摘されています。一番気がかりなのが、硝酸性チッソです。資料1の1枚目の下の図をごらんください。硝酸性チッソの町内7箇所のデータで、赤色が最高値で、緑が最低値、青が平均値です。青の平均値で一番高いのが高井田で、11.81 ppmありますが、菱田は4.24 ppmで低い値であります。7箇所全体の平均値は、7.97 ppmであります。梅岡、吹切、高井田の値は高い値です。ちなみに、水道水の水質基準値が10 ppm以下ですので、これを超えていることとなります。

資料2の2枚目の下の図をごらんください。赤色が2014年の硝酸性チッソの町内4箇所のデータです。青色が2020年のデータです。4箇所のうち、3箇所で増加していることがわかります。

町内湧水池の湧水は、隣接環境の影響を受けて、硝酸性チッソ濃度の増加を生じていると思いますが、町長、どう思いますか。

○町長（東 靖弘君） 硝酸性チッソ濃度の増加を生じているが、どう思うかとの御質問であります。各湧水の後背地が山だったり、農耕地であったりと、条件により湧水の水質が変化することがうかがえました。

湧水の水源がどこにあるかは捉えておりませんが、生活環境や生産活動により、このようになっていたのではないかと考えております。前の質問でもお答えしましたが、状況を注視してまいりたいと考えております。

○5番（神崎文男君） 硝酸性チッソが多く含まれる水、10 ppm以上を飲み続けると、前段で言ったとおり、メトヘモグロビン血症で酸素欠乏症や糖尿病、胃がん、

間質性肺炎などの原因になりますので、何か対策をとってほしいと思います。その中で、硝酸性チッソは、チッソ質化学肥料、主にアンモニアとかそういう類いの化学肥料ですが、それや畜産廃棄物、これは生堆肥です、完熟堆肥は硝酸性チッソはそんなに入っておりません、生堆肥が、土壌の表面において酸素のある状態で微生物により生成されます。土壌中に多量に生成された硝酸性チッソは作物が吸収しますが、余って残った硝酸性チッソが地下水や湧水に溶け出し、濃度が上がるということです。

硝酸性チッソはマイナスイオンで、土壌の土の粒子もマイナスイオンです。だから、土にくっつかないわけです。このことを住民の方に、特に農家の方にお知らせして協力をもらうことが大事ですが、町長、どう考えますか。

○町長（東 靖弘君） 硝酸性チッソ濃度の上昇要因は、主に3つの要因が考えられています。1つ目は、過剰施肥による窒素肥料の溶脱、2つ目は、家畜排泄物の過剰な土壌還元、3つ目に、生活排水の不適切な処理でございます。

硝酸性チッソが多く含まれる水を飲み続けると、メトヘモグロビン血症で酸素欠乏症などを引き起こしやすいことや、作物に吸収されずに残ったものが、地下水や湧水に溶け出し、濃度が変ることなどは認識しております。

これらのことを住民に知らせて協力してもらうことは大事であるとの御質疑でございますが、家畜排泄物の適正管理につきましては、平成16年に施行されました家畜排せつ物法により、野積みや粗堀など不適正管理は禁止され、適切な管理・処理の取り組みが進んできておりますが、一部で野積み等が見受けられますので、今後も、広報紙などを通じて周知を図ってまいります。

また、施肥改善につきましても、堆肥基準の遵守や土壌診断による土作りなどを呼びかけ、減農薬・減化学肥料栽培に取り組むエコファーマーなども推奨してまいります。

○5番（神崎文男君） そういった取組を、何らかの動きを、取組を期待しております。

ちなみに、大崎町、有明町、志布志町、松山町の小学校、中学校、全校27ありますけれども、26校の水道水を、昨年、2回とって調べました。結果、大崎町7校は、全般的に大丈夫でした。少し気になるのが、今言った硝酸性チッソですが、2016年に調べたときからすれば1ppm増えている結果が出ております。各学校には、このような調査しました報告書をファイルにして配付してございますので、水環境の汚染は、地域住民の健康管理の面からも密接な関係がありますので、水環境の保全に、地域住民の理解と実践が必要です。長い目で見た対策・取組をお願いいたします。

次の世代を担う子どもたちにも、地域の水環境について関心を持たせるとともに、水環境の保全の大切さを学習させることが望ましいと思います。

最後に、昨年7月の大雨で大きな被害を受けた湧水があります。それは、持留にあるホタルの里です。上のシラスが崩れて、現在、水は流れていますけれども、以前の景観は失われております。是非、名前どおり、ホタルが飛び交う景観にしてほしいです。そのためには、カワナナ、巻き貝ですが、育つ環境をつくらなくてはなりません。難しいかもしれませんが、取り組んでほしいです。

取り組み方として、企業版ふるさと納税を活用した展開はできないか、町長に伺います。

○町長（東 靖弘君） 湧水の景観が失われている場所についての御質問でございます。昨年7月の豪雨による山腹崩壊で、持留地区の下西石油横にある池が、雑木と土砂で埋まっている現場を確認しております。

現在、湧水は崩落した土砂をぬって県道を横断している水路へ流れ込んでいる状態です。持留地区の山腹崩壊現場の2箇所については、農林振興課で所管している治山事業で林地荒廃防止対策を実施しているところですが、当該箇所については令和2年度の追加事業で要望しており、県に事業の進捗状況を確認したところ、本年4月以降に工事を実施する計画であることを確認したところでございます。

この治山事業については山腹保全の工事ですが、施工に当たっては重機等の運行に支障になる雑木や土砂については撤去しますことから、治山事業の完成時にはある程度の景観回復は見込まれるものと考えております。

企業版ふるさと納税についてでございますが、企業版ふるさと納税は、返礼品のある個人版のふるさと納税と異なり、特定のプロジェクトを立ち上げ、その計画を、国の認定を得た後で本町に本店がない企業からの寄附を募るといった仕組みになっております。

御質問の趣旨は理解できるものの、本町の景観形成という目的には企業版ふるさと納税はなじまないのではないかと考えております。また、他の財源の活用により対応すべきものは考えております。

全般的に、神崎議員さんから水質についての御質問をいただきました。また、かねてから1つのグループの中で長年こつこつとこういった調査をやりながら提言もいただいております。大変ありがたく思っております。やはり、水の循環ということ、自然環境の中で水の循環がずっとなされてきているわけでありまして、また、その中で、営々と人類が生活を営んできているわけでありまして、やはり、そこで土壌等を通して硝酸性チッソがそれ以上に濃厚になってきたということで、非常に濃度が高くなっているという御指摘をいただきました。

一方では、SDGsの中で、環境、経済、社会ということは、SDGsの3本柱なんですけれども、やはり、企業にしる、農家の皆さん方にしる、これからの社会を構築していく上で持続可能な生活を営む環境を構築していく上では、やはり水の環境を少しでも改善していくこととかこういったことはとても重要なことですので、どういう対策ができるかということはなかなかお示しできませんが、地道に広報等を続けながら、それぞれ排出される方々が自然環境を守っていく、持続可能な社会を守っていくという観点に立って守っていただけるような施策というのは、少しずつでも前に進めていきたいと思っております。

○5番（神崎文男君） ありがとうございます。

今回しました湧水や、前回の河川の汚染については、直すのに長い期間が必要になります。志布志市では、硝酸性チッソが10ppmを超えた水源地は、別なところから水を運んで薄めて使っていると聞いております。そうならないような対策を、我々もとっていかねばいけないと思っております。

人の健康と密接な関係にある日常生活に不可欠なものが水です。人の命と健康な生活に、水の大事さを住民が理解し、認識して水環境の保全に、企業者も、農業者も、住民も自ら実践することを願い、私の質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） ここで暫時休憩を10分間ほどとりたいと思います。3時5分から始めます。

-----○-----

休憩 午後2時56分

再開 午後3時05分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、8番、中山美幸君の質問を許可いたします。

○8番（中山美幸君） 私は、さきに通告しておきました学校のトイレの問題、令和3年度の施政方針について質問をいたします。

まず、1点目の、学校のトイレの洋式化について質問いたしますが、先日、児童を持つ保護者数名より相談があるとのことで、お会いいたしました。相談の内容は、学校のトイレを洋式化してほしいとの要望でありました。そこで、110名の方に、洋式化の必要性について、保護者の方々にアンケート調査を実施いたしました。

本日までの回答が約半数であり、相談のとおり、洋式化を望む声が大多数、望まない方が5名いらっしゃいました。5名のうち、2名が、「便座の消毒装置があれば洋式化を望む」などの回答でありました。また、文部科学省も、トイレ改修によ

る教育的効果も示されております。

そこで、本町の小中学校の洋式トイレ及び和式トイレの数を問い、1回目の質問といたします。

○教育長（藤井光興君） お答えいたします。本町の各学校の洋式便器と和式便器の数はどうなっているかについてお答えいたします。

お尋ねの、各学校の洋式便器と和式便器の数でございますが、児童生徒が使用するトイレの大便器で申し上げますと、大崎小学校、洋式が8基、和式が39基、菱田小学校、洋式が5基、和式が16基、中沖小学校、洋式が15基、和式が2基、持留小学校、洋式が6基、和式が7基、大丸小学校、洋式が14基、和式が4基、野方小学校が洋式が13基、和式が3基、大崎中学校が洋式が31基、和式が13基となっております。

これまで、各学校のトイレの洋式化につきましては、老朽化による改修が必要な場合や、大規模改造工事等に併せて洋式化にも取り組んでおり、令和3年3月1日現在、小中学校の洋式便器の占める割合は、全体の52.3%となっております。

各学校の状況を見ますと、大規模改修等を進めてまいりました学校については洋式化が図られているものの、大崎小学校17%、菱田小学校23%、持留小学校が46.2%と、洋便器の比率の低い状況にあります。

以上です。

○8番（中山美幸君） 今、教育長のほうから、数について御報告いただきました。その中で、非常に危惧される部分が大崎小学校ですね、改善率が17%ということなんです。町長、これは学校の施設を預かる行政の長としてもですよ、これは問題視すべき問題でありますので、検討の余地があるかと思えます。

また、文部科学省が出しておりますトイレの改修による教育環境上の効果ということの中でもいろんなデータが出ていまして、健康障害が、便器を改善する前は15あったのが、改善後は1になっている。それから、感染症等の問題について、最初は15あったけれども、改善したらゼロにというような、それから、トイレの中でのいたずら、これについてもですね改善前は29あったものが、これが1になっている。それから、生徒がトイレを掃除のときですけれども、きれいにならないというのが36ありましたけれども、改善後4に減っているというような、これは文部科学省が統計を調査したものでございますし、また、なぜ、私がこういったことを言っているかということ、保護者の方々にアンケートをとりました、先ほど申しましたように。110とってですね、現在、回答の時間が短かったんですけども、出してから四、五日ですけれども、約半数返ってきました。そして、その中でもですね、このようにして、いろんな形で提言をいただいております。この中で、トイレ

に関係のない提言もございますので、それについてはまた後日、質問いたしますが。

1つ紹介してみますとですね、「娘は1年になりますが、洋式しか使ったことがありません。早急な洋式化を望みます。上の子のとき、女子が和式トイレを嫌がって膀胱炎になった子がいました。」というようなことも書いてございます。それから、「コロナ感染対策で、トイレの蓋を閉めて流しましょうと言われてるのに、和式がほとんどで何と不安しかありません。」というような答えです。ほとんどの方がですね、ほとんどというか、現在返ってきている半数については、家庭ではすべて洋式です。望まないという方も、先ほど言いましたように5名ほどいらっしゃいました。その中でも、さっき言ったように、ジェルの便器の掃除をする消毒液がありますね、あれを設置していただいたら洋式のほうがいいという回答が入っています。

現在も、先ほど教育長の答弁の中で、洋式トイレの多い学校について、まず、便器を消毒するジェルの消毒液並びに消毒する機材が設置してあるかどうかをお伺いします。

○教育長（藤井光興君） 設置していないようであります。

○8番（中山美幸君） 保護者の方々の御意見も、やはりですね、要らないという方の中にはですね、やはり直接便器にお尻が触れることを嫌がると、学校ではトイレに行ったことがないと、大便をさせたことがないという方もいらっしゃるんですね。この中にありました、うちの子は学校ではトイレに行かないようなことの話をしているということです。ですので、やはり、子どもたちが授業に集中できるようにするためには、そういった方策をとるべきことが必要なんじゃないかなというふうに思って質問したわけです。

そして、今回、3次補正の中で文科省が、改修の事業について助成金を出していますね、3次補正の中で文科省も出しているようです。公立の小中学校の義務教育学校のいろんな施設の改修ということで出しております。それと、トイレの乾式化についても出しているようです。それから、体育館等の空調についても補助事業を出していますね、同じコロナ対策の中の補助事業の中で。そういったものを使いながら改修していただく余地はないのかどうか。これは町長の管理の責任もあらうと思いますが、まず、町長、これどうしますか。財政的なものがあるとおっしゃるんでしょうけども、先程来から質問が出ていますふるさと納税、それから、今、文科省が進めようとしております補正予算、3次補正、それから新年度の予算の中にもこれは組み込まれているようですが、町長の考え方としては、使途は町長にあらうと思いますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） トイレの洋式化については、我々もそういう考え方は持っていました。大崎小学校は大規模改修に合わせてということで遅れているという教育長の話でもありましたけれども、端的に申しますと、やはり、国の第3次補正予算を活用して、洋便器率の低い学校については整備を進めてまいります。

○8番（中山美幸君） 是非、そういうふうにしていただきたいというふうに思います。また、学校管理課のほうでもですね洋便器の消毒液、非常にこれは消耗品としての費用もかかるかと思えますけれども、保護者の方々からの要望も強いものがあります、ほとんどがそうです。賛成というふうにただ書かれた方でも、それは必要じゃないでしょうかというのがここに来ております。そういったことを考えると、やはり住民が求めていますので、是非、対策をお願いしたいというふうに考えているんですが、担当課としてはどうですか。

○教育長（藤井光興君） 今の件につきましては、学校施設は児童生徒の学習生活の場であり、安全性、機能性の確保も不可欠であります。ポストコロナの新しい生活も踏まえて、感染症対策と児童生徒の健やかな学びの保証の両立をしていくことは必要であると考えております。

防災拠点としての地域住民が利用すると考えられますので、町長がおっしゃったとおり、第3次補正予算の中で活用して、洋便器率の低い学校、大崎小、菱田小、持留小につきましては、できるだけ早く整備を進めてまいりたいと思います。

それから、今ありましたことにつきましても、できるだけ早く、早急に検討して整備したいと思います。

○8番（中山美幸君） 是非ですねそういった対策を進めていただきたいと思います。

もう1つ、この葉書の中で紹介しておきますが、「私の子どもは大丸小学校です。大丸小学校はほとんどが洋式になっていて、子どもたちも洋式のほうが使いやすいようです。幼稚園や保育園も洋式なので、和式だと小学1年生は使いにくいかもしれません。」というようなことが来ているんです。大丸小学校の方からも、大体110の中ではいろんな地域に出していますので、そういった回答が来ているということですので、設備の改善を行うということでございますけれども、乾式まではですね非常に難しい部分もあろうと思います。徐々にそういった形になってくればいいのかなど。そういった補助事業も出しているし、文科省もそれを進めていますので。給食センターもそうですね、同じような、調理場についてはそういった方向がかなり進んでいますので、そういった衛生上の問題点というのは十分に周りを把握しながら、子どもたちのためにいい環境で授業が受けられるように環境を整えていただくことを要望し、町長からも、今、設置するというところでございましたので、今後を期待したいと思います。ありがとうございます。

続けます。先程来から、新年度の施政方針については同僚議員なんかもいろいろと質問しまして、私の質問の要旨のほぼすべてといいましょうか、そういったことが質問されておりまして、どういった形で質問しようかなというふうに悩んでおりますが、まず、町長お伺いします。

令和3年度における町長のまちづくりの基本理念ということが施政方針の中に入っているんですね。いろいろ入っていました。全体を通して、町長の令和3年度に向けてのまちづくりの基本理念というのをお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 令和3年度における町長のまちづくりの基本理念とは何かという御質問でございます。

施政方針におきまして、現在策定中であり、6月議会での議案上程を予定しております第3次大崎町総合計画に基づき、2030年の大崎町の姿を想定し、その実現に向けて、令和3年度から取り組むことを述べさせていただきました。

総合計画の策定経過におきまして、大崎町持続可能なまちづくり条例第3条に、本町が持続可能であり続けるための基本理念を示されていることを踏まえまして、第3次総合計画においてもこの条例の基本理念にのっとりすることとしております。その基本理念とは、社会、環境、経済等に配慮し、持続可能なまちづくりに自らが取り組もうとする人を育むこと、美しい自然を守り、育みながら発展する、持続可能なまちの基盤を創りあげていくこと、多様性を認めながら、互いに認め合い、支え合う結いの精神に基づいた地域社会の仕組みを作りあげていくことの3点が掲げられております。

御質問の内容は、令和3年度における、私のまちづくりの基本理念とは何かとの御質問でございました。私といたしましては、ただいま申し上げた基本理念をもとに、施政方針において、第一に新型コロナウイルス感染症対策、第二に人口施策の充実、第三にジャパンアスリートトレーニングセンター大隅を活かしたスポーツ観光施設の充実、第四にコロナ禍を踏まえた安全対策及び防災対策と、大きく4点を申し上げました。コロナ禍により脅かされた住民生活を、安心して生活できるよう取り戻すとともに、大きな打撃を受けた町内事業者を支援し、一刻も早く地域経済が再生するような取組を充実すること。さらに、喫緊の課題である人口減少問題への対応としての定住施策の拡大や、住民の生活に支障をもたらしている昨年の豪雨災害による被害の早期復旧と、災害に強いまちづくりについて重点的に取り組むこととしております。

本町が持続可能なまちとして、次の世代に引き継ぐため、人材・財源を集中的に投資し、目標達成に向けた施策を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） 今、町長から答弁をいただいたんですが、町長は、大崎町持続可能なまちづくり条例、その基本理念の3条をもとにというようなお話をいただきました。

今まで4人でしたかね同僚議員がいろいろと質問しまして、1番から4番まで、私の質問の要旨がございまして、これについては大方出ておりますが、その内容についてひっくるめて御質問申し上げますので、答弁のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、先ほど同僚議員の中でもですね新年度の予算の中で、メリハリがない、どこにメリハリを付けたのか、それから重点事業の予算はどこなのかという御質問がございまして、若干、そのときに私もこれはお伺いしようかなと思ひていた事項なので、ここで、あれ、本当にメリハリのある予算措置がどこになされているかなというのを予算書と見比べてみたんですが、町長のおっしゃる定住化やSDGsの問題について、それから交流人口の問題、ジャパンアスリートの問題、そういった中にどういふうにその予算が位置付けられているのか、私、明確にわからなかったんですが、再度、どの事業で、できればどの予算の中で、町長の考へていらっしやるまちづくりの予算が配分されているのか。まず、その点について、簡単で結構ですでお示しをいただけませんか。

○町長（東 靖弘君） 先ほど、イベント等での経費削減における予算の充当とかそういったものについては説明させていただきましたが、やはり持続可能なまちづくりをやっていくためにSDGs推進協議会をつくって、そちらのほうに8,000万円弱予算化しているということも伝えているところではありますが、これらの実現をやっていくための第一歩という出だしでありますので、こういったところは今までにない予算の位置付けになっていると思ひております。

また、メリハリですから、それが弾力性をとった予算措置ということになりますが、やはり削減できるところは予算査定等において削減もしているし、新たな分野においては、これらを代表するような施策として取り組んでいく。そしてまた、具体的に施政方針等ではどういふうにやっていきたいというふうに話をしておりますが、予算化されていないものがありますので、そのところは議員さんにしても、言っていることと予算が一緒じゃないじゃないかという思ひがあるかもしれないところですが、そういった新たな分野にも、これから積極的に予算化していきたいと思ひております。

○8番（中山美幸君） 町長、もう1つだけお示しをいただけませんか。大方、内容はわかっているんですが、私が考へる持続可能なまちと、町長の考へられる持続可能なまち、これは若干違ふんじゃないかなと思ひんですが、町長の考へられる持続可

能なまちというのは、どういったものを示していらっしゃいますか。

○町長（東 靖弘君） 一番は、やはり人口政策だと思います。やはり、そこに人が住んで、地域の活力の原動力となるというのは人でありますので、それが人口増加対策に向けた取組はやっていくものの、どうしても、我が国においても人口減少が進んでいくわけでありますから、そういった中でも対応できるような持続可能なまちをつくっていくことが非常に大きな課題であるし、調整していかなければならないことだと思っております。

それと、コロナのことを外して考えると、やはり人口構成の中でも高齢者が非常に多いということになってまいります。そういった中で、身体の虚弱な方々もいらっしゃるわけでありますけど、そういうことをできるだけ解消して、健康な高齢者を輩出していく。フレイルとかそんな状態に陥ることを事前にくいとめていくようなそういう運動とか周知の仕方とか、ロコモシンドロームということがありますけれども、そういったものをそういったことに対しての取組とか、こういったものをやりながら、総体的に健康で豊かな生活を送れるようなそういう対策を非常に必要だと思っております。

3点目に、やはり地域経済ということが、今まで再三、コロナ対策の中でも地域経済ということが出てまいりましたけれども、私たちの大崎町においても商工会に席を置いておられる商工事業者の皆さんとか、あるいは福祉施設の関係とか医療関係とか建設とか農林水産業とか、それこそ経済活動をたくさんやっていらっしゃる方が相当いらっしゃって、それでまちが支えられているわけでありますから、こういった地域経済を担うそういう方々の支援とか、あるいは連携とかそういったものが特に必要になってくる時代であるし、それとか、あるいは環境問題とか含めて、2030年を目標においた施策というものでは取り組んでいく必要があるし、全般的に国連で採択されているように持続可能な開発目標とか持続可能な地域社会づくりのためのそういったのを拠点に置きながら進め取り組んでいくということが一つの大きな理念になってくる、基本目標になってくると思います。

○8番（中山美幸君） 町長は、今、人口問題についてお話をされたんですが、今、このまちといいましょうか、日本全国、人口減というのがあるわけですよ。そうした場合に、本町だけが人口増を一生懸命いっても、これは他の市町村とのやりとりと言いますか引っぱり合いになってしまっている状況があるんですね。

先ほどの同僚議員の質問の中にも、本町の特質したものがないといけないというようなことを申し上げておりました。私の考えるのは、町長が今示された人口増、その問題と一緒にですねもう1つの考え方がありまして、人口が少なくなっても、人口減になっても維持できるまち、それをどうやってつくっていくかということ

も、私は今の時点では考えるべきじゃないのかなというふうに思っているんですよ。だから、私の考えとしては2つの考え方をもち、2つを進めていくということが、やはり必要なんじゃないのかなと。人口増も一方では考えるけども、一方では、人口減になった場合、それが達成できなかった場合に、どうやってこのまちを持続可能にしていくのか、後につないでいくかということも考えていかないと、ただ、人口増、人口増、生産人口の問題を問うてもですね、先ほどの問題でも、町長の答弁の中では、検討しますということで終わってしまっているんですね。検討するんじゃなくて、提案をするのであれば、こういう方法でやっていきたいと私は思っています、と。できないかもしれないですよ、これは予算との絡みもありますし、今後やらなきゃならないことですので、失敗する可能性もありますけども、私はこういう方法でこれを進めていきたいと思っているというような答弁がほしいなと思っているんですが、再度、町長、答弁できませんか。

○町長（東 靖弘君） 人口増と人口減については、私のほうも先ほど触れさせていただきました。

人口増に対しての施策、その中でも、人口減少が進んでくる中で、それに対応するようなまちづくりということが必要であると認識しております。1つには、住宅政策とかいろいろ取り組んでいくことを掲げているところでもありますけれども、全体的に、この地域、近隣の地域をとっても、若者が少なくなっている現状の中で、どうやって若者を増やしていくのかという対策で住宅政策とか取り組んできたところでもありますけれども、今、移住・定住とかありますけれども、そういったものも含めながらPRはしていきたいと考えております。そしてまた、それに対する対策をとっていききたいと思っておりますし、やはり、人口が減少になってきたときの対策ということは、とても必要になってまいります。その可能性は非常に高いということがあります。

やはり、1つには、言葉の中でありますようにコンパクトシティの調査ということが非常に必要であります。今まで、野方、大崎、菱田、3局がというようなこととお話をしてまいりましたけれども、やはり必要なところに、まずはこの地区の公共下水道地域とかこういったところでコンパクトシティなまちをつくるための計画とか、そういったことをやっていく、そしてまた、農村地帯においてはどうしても少なくなってくるわけなので、営農の在り方とか、集落機能の在り方とか、少なくとも対応できるそういう方向性を見出していくということが必要かと思えます。

○8番（中山美幸君） 今、町長の示されましたコンパクトシティについては、私も共鳴するところであります。前々から話をしていますように、やはり、コンパクトシティをつくっていかないと、維持経費と言いましょうか、そういった経費だけがか

かってしまって、まちの発展が望めないんじゃないかなというふうな考えを持っています。

今回の新年度予算の中で、企画調整課の予算の中に住宅政策の450万円、先ほどもちょっと出ていましたけども、同僚議員の質問の中で、地域をどうするのかという質問があったと思いますが、機械借上げの450万円を使って、古い家、そういったものの撤去費用を算出していくと、助成していくという話がありました。これは非常に名案だなというふうに思いました。

これをもうちょっと進めていただきたい、そして、町長が今申されました人口増とか、それから生産年齢人口の問題を対応するのであれば、さっきのふるさと納税の問題もありますし、同僚議員も同じようなことを申し上げておりましたが、やはり、現在の企画調整課の組織自体の中で、これが本当に運営できるかどうか。人的なもの、やはり必要なんじゃないかなと思っているんですが、町長、これ、もう少し本気でやるのであれば、そこら辺の人事の異動、そういったものも必要なんじゃないかなというふうに考えております。なかなか、今の人数では、今、町長が示されたような、そして、また、ほかの助成事業もありますよね。そういったものをそこでやれるのかなと、やろうとしても無理があるんじゃないかなというふうに考えているところですが、町長は、そこら辺をどういうふうにお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 先ほどから、ふるさと納税に関しての新たな質の確保とかというようにそういった質問も出てきております。その中で、組織体制を見ながら対応してまいりたいという答えをしているところであります。

今、ふるさと納税を含んで、企画調整課は非常に多忙なと言いましょうか、本町の事業等の企画をやったりとか、あるいはふるさと納税に取り組んだりとか、観光をやったりとか、スポーツ関係をやったりとか多忙な状況でありますので、そのことは、いつも我々も懸念をしております。したがって、そういった突出した部分についての部署の編成とか新たな設置とか、そういったことはこれまで、3月の中でも十分審議をしてまいりました。やはり、いずれそういう体制を構築していくということはやらなければ事業は進まないだろうと思っております。それらを十分考えながら取り組んでいきたいことと、やはり、450万円の機械借上料は頭出しということでもあります。そういう条件つきにもなりますけれども、やはり公共下水道区域内でそういう申出を受けて、そしてまた住宅をつくる人たちとのマッチングとかそういったことも、場合によっては民間の建設業の方々に依頼しながら、そういうことも取り組んでいきたいなという方向も掲げております。職員だけでなかなか対応できない部分、あるいは、そこは民間の方々も巻き込んでやっていきたいし、やはり、解体だけでは駄目ですから、新しい建物が建つ、その土地に対してど

ういう支援をしていくかということも課題になりますので、本当に魅力があるというような施策を打っていきたいと考えております。

○8番（中山美幸君） その住宅政策なんですけども、今回、野方地区の住宅政策をやられるということをお先ほど耳にしましたけども、住宅をですね、私、前から何回か話をしたような気もするんですが、住宅を本町でつくられて、例えば賃貸で、10年なら10年入っていただく。その後、10年経ったら、もう無償で土地、家とも、入っている方々にあげますよと、無償提供しますよと。そうしますと、10年間は新築で、後の補修はあまりかからないでしょうけども、10年後というのは補修がかかたりしますよね。その間に所得税が入ったり、いろんな税金も入ってくるわけですから、その建築に係った費用がペイできれば、後は二代目といひましようか、そこで育った子どもたちは本町がふるさとになってくるわけなんです。継続して本町で生活したり、また、ふるさととして戻ってきたり、そういった事例も私はありかなと、1つの政策としてありかなと思います。ほかの町がいろいろやっているようですけども、そこまでは踏み込んでないので、ほかのところよりも進んだといひましようか、もっと、大崎町に住んだら、こういったことがあるよという1つの大きな幟といひましようか、そういったのを上げて私はいひのじゃないかなと。

住民の方々も人口が少ないよね、人が少なくなっているよね、寂しいよねといひながらもですね、そういったことで人が増えるのであれば賛成していただけるんじゃないかな、理解していただけるんじゃないかなと思いますので、そこら辺の検討もやっていただければなというふうに思ひますし、私のほうにもですね東京のある地域から電話が入りました、個人でやるIT関係の事業をやっている方から電話が来まして、大崎町に、向こうはコロナで大変らしいです。大崎町に移住した場合に、どんな助成事業があるのかということ、企画調整課に問い合わせをしまして、いろいろと説明したんですが、その後、返事も来ていないんですけども、そういった中でですね、もうちょっと、ほかの市町村と違ったといひますか、ほかの市町村よりも、天秤に掛けたらうちのほうがいいよねという政策を、町長、考える気はありませんか。

○町長（東 靖弘君） 10年ぐらいで無償提供したらどうかという条件付きの宅地分譲という提案がありました。人がそこに住んでもらうことで、住み続けるときにずっと発生する固定資産税、あるいは住民税、所得税、そういったものの税収が得られること、あるいは地方交付税において1人当たりの交付税が確保できること、こういったところが居住することによって非常に大きな魅力となっておりますので、その分が8年とか10年とかになると、かなり大きな税収にもつながって

る。そしてまた、住むことによって地域の経済というものが非常に波及効果が大きくなるということがありますので、そんなことも担当課ともこういう政策を思いきってやったらどうかというような話もしてまいりましたので、御提案いただきましたけれども、そういったものを前向きにいろいろ考えてまいります。

○8番（中山美幸君） 町長の施政方針についてはですね、あと1つで終わりたいと思いますが。いろんな事業をなされる場合、先ほど、同僚議員もちょっと若干触れましたね、今回の一般会計の予算書の審議だったり、特会の審議の中でもですね、それから補正の部分もそうでした、1つの課が事業をやるときに、他の課にも関係があるのに、その事業は担当課が違いますというのに近い発言があるんですよ。やはり、そこは同じような事業であれば、横の連携をしっかりとって一緒にやっていると、そうでないつまらないじゃないですか。目的は、大崎町をいかによくするかでしょう、町長。私はそう思うんですけど、なぜ、横の連携がとれないんですか。

○町長（東 靖弘君） 現在、そういうことはある程度は解消できているというふうに言えるのではないかなと思います。

これまで、計画を立てて審議する段階で、全員課長が集まって課長会を開いております。その中で、1時間、2時間という形で1つのたたき台に対して検討をしていくということを進めておりますので、全く知らないということでもないし、それを通して、例えば建設課とか企画調整課とか、そこは融合しながら話し合いを続けてやっているという状況が今つくられております。

議員さん方がやられる予算委員会の中において、そういった発言が、自分の課とは違うというような発言があったのであれば、本当に大変失礼なことだと思っておりますが、そういったことをなくするために、昨年からは、課長会においてかなりすべてのことに審議する体制をつくってきているところがございますので、自分には関係ないということではなくして、一体的に2つの課、3つの課が融合して担当者が集まってやっていくという状況を確認していきたいと思っております。

○8番（中山美幸君） そこらはですね、町長、是非、改善していただきたいと。総務委員会の中でそういったのが見られました、実際、どこ、どこの課がこういった事業をやっているんだけど、どうだといったら、それはこっちの課でやっていることですからというようなことで、連携すべきことがそういった答えが返ってくるということがありますので、是非、改善していただかないと、町長の言われる持続可能なまちづくり、本町をどうやって進めていくかというような、SDGsについてもそうです、SDGsについても同僚議員が17項目に対して質問をしたり、171については話をしませんでしたけども、そういう話もありましたので割愛させていただきます、次に進みたいと思います。

最後のほうに上げております株式会社O T Cとの協議再開の真意ということでお伺いしたいと思います。町長の施政方針演説の中にもそれが記載してございました。町長、どういう意向でどういう協議をなさりたいと考えていらっしゃるのか。そして、あの跡地、どういう形で進めようと、町長の心の中といたしますか、気持ちの中ではあるのかどうか、そういったものについてもお伺いしたいと思っております。

まず、どういった基本構想を持ちながら会社とお話し合いをなさりたいのかということ、まずお伺いしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 平成30年9月議会で議決いただきました大崎町スポーツ交流施設整備事業につきましては、合宿所の整備を休止させていただいております。合宿所建設につきましては、令和元年5月の消防詰所完成後も、株式会社O T Cと協議してまいりましたが、近隣市町の宿泊施設の状況が、計画当時とは異なり、合宿所運営が厳しいことが予想されましたことから、合宿所整備を一旦休止し、合宿所の規模や仕様、合宿所整備の有無も含めて慎重に検討する必要があると判断し、町と株式会社O T Cの合意の上で休止したものでございます。

令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響もあり再検討は進んでいませんでしたが、徐々に感染拡大も縮小傾向を見せており、併せて、先日開催しましたJapan Athlete Games IN Osakiなどのソフト事業などによるPR効果により、今後、合宿所が増加することも十分に考えられます。これらのことを踏まえ、他施設の建設を含めた合宿所の有無、合宿所を建設する場合は、民業圧迫に対する対応策にも考慮しながら、株式会社O T Cとの協議を再開したいということでございます。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） 当初のですねいろんな資料を私もちよつと見てみました、拾い出してみました。そしたら、契約の中にですね契約書の実態体制ということでこういったのがありますね、設計企業、構成企業ということで書いてございますが、合宿所の設計、それから工事関係の合宿所、それから、もちろん消防署もあります、消防団の詰所、それから建設企業のところについてもですね解体工事、消防分団詰所、合宿所、それも建設業がうたってあります。それから、協力企業の中にも解体と合宿所について、町内の13の会社が参加するというようなことが記載してあるんですね。これは契約書の中にもうたってありますし、また、これを提案をされたときにコンペをされたと思うんですが、7人の委員の方々が出席をされて、評価点を与えていらっしゃるんですね。

そういったことをしながら、行政だけに責任があるとは申しません、我々議員も

これを認めているわけですから、議会にもこれはある程度の責任はあります。議会上げられて、議会を通過して、議会もこれを承認しているわけですから、非常に悲しい問題なんですよ。現在まで、先ほど町長が言われたように、30年からこちらに進んでないわけなんですね。そういったことがO T C株式会社から、先ほど町長が言われたように、近隣の宿泊施設が増加してできなくなりましたというようなことであればですね、私はこの契約の段階で、これを受ける段階で、これに参加する段階で、O T Cはですね地域のアセスメント、将来像というのを調査して、これだったらいけるな、これだったら採算ベースに乗るよねというようなことをですね考えた上で、私は参加されたんだろうというふうに予測するわけです、民間の場合はそれをやるんですよ。何か新しい事業を始める場合、新しい店をつくる場合、新しい会社をそこに立地する場合、この地域で本当にペイできるんだろうか、人件費が出てくるんだろうか、利益が出てくるんだろうか、民間の場合は利益を追求するわけですから、そういったのがなされてなくて、ほかのところは先にできてしまった、その中で中断してしまった、そういった報告といいたいまいしょうか、行政のほうにそういった報告がちゃんとなされたのかどうか。そのまま、ただの話し合いで終わってしまったのかどうか、その点について、町長ちょっと教えてください。

○町長（東 靖弘君） ただいま、御質問の中で、環境アセスメント調査等をやりながら、それなりの提案をしてきて契約しているという状況の中で、現状を見ながら非常に厳しい状況であるということに対して、O T C側のほうからそれが来ているのかというような、そういう問い合わせとか協議とかそういったのが来ているのかという御質問であります。そこについてはO T C側からそれがなされたというふうには捉えておりません。私のほうも合宿所の経営運営というのが非常に厳しくなるんじゃないかという懸念もしておりましたし、多分、O T C側もそういう思いは持っていらっしゃると思いますけれども、それに対しての相手方からの意見というものは、正式にそういった意見としてはいただいている状況だと判断しております。

○8番（中山美幸君） これは、本来ならばですね受託したO T C側、非常にこれは残念な話なんですけれども、そういったところがあるのであれば、本町の発注したといいたいまいしょうか、そういったふうにはですねちゃんとした説明をすべきですよ。私たちはこういう調査をしておりまして、宿泊がこれだけ見込めるということで参加いたしました、設計もこういうふうでやっておりますと、ところが、近隣の状況を再度調査したところ、こういう状況になっておりますと、私たちは不可能に近い状況にありますと、何か話し合いをして、新たな構想というのはございませんでしょうかというような提案が、私は提案が会社側からないとおかしい問題だとい

うふうに思いますし、また、行政のほうとしては、これは我々の税金を使う、町民の税金を使っていますので、P F Iのいろんな事業を調べてみますとですね、そういった事案の場合は、住民にちゃんとその内容を報告するようにしなさいというようなことがあるんじゃないですか、そういった要項が。こういう理由で進まなかった、こういう契約だったけれどもこうなりましたという、住民への、私たち議会だけじゃなくて、住民への説明というのが必要だったんじゃないのかなというふう考えているんですが、その措置については町長はどうお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 現実にはいろいろ御説明いただいておりますけれども、会社側から提案すべきであった、また、行政側からもそういう対応すべきであったというようなことになってまいりますけれども。実際、思いは同じだと思いますが、正式にそういった協議の場に至っていないという状況であります。住民の説明とか、議会に説明しておりますので、そして、住民の、特に菱田地区の皆さん方にとっては関心を持ってこられたことでもありますので、相手方とも十分協議をしながら、そういうところに至ってきた段階ではそういう説明はすべきことだなというふうに思っております。

○8番（中山美幸君） ちょっと私がですね、ここ一日、二日で調べたことによりますとですね、出てきたのが4項目ございました。4つの事業がP F Iでできなくなっているというのがありますね、大きな事業なんですけれども。そういったところを考えると、やはり、当初の応札をされたときのアセスメントの不十分さ、行政側のコンペに対する採点の仕方、7名の方が採点されているんですよ。応募が1つしかなかったという状況もありますが、そこら辺をもうちょっと真剣に考えていただかないと、これは大きな問題だと私は思っています。

住民の方々は30年から今まで、特に菱田地区の方々は待っていらっしゃったはずですね。同僚議員がいろいろ先ほどちょっと聞いてみますと、公園だとか住宅だとかいろんなことをやってほしいというようなことも出てますよというような話もちよっとお伺いしたんですよ。お伺いしたんですが、今の状態では進まないということなので、これは、もうしないとですね、どっちかにしないと、町長、進まないと思いますので、是非、ここら辺は真摯にお話し合いをなさって進めるような方策、住民が納得するような方法でですねお互いに解決の方法を探っていくということは何か考えていらっしゃいませんか。

○町長（東 靖弘君） そのことにつきましては、十分考えております。今御指摘いただいておりますことも、早期にそういう対策は講じていきたいと思っております。

いずれにしても、菱田の中学校跡地については、有効活用して地域の皆さん、あるいは利用者の皆さん方に喜んでいただくようなそういった環境整備というのは必

要になってまいりますので、そういう方向性を持ちながら協議してまいりたいと思います。

○8番（中山美幸君） P F I方式で提案されたときにですね、町長まだ覚えていらっしゃるかな、私、かなり一時は反対したはずですが、P F Iの方式については。それが、現実に近い状態になってきたということは申し添えて私の質問は終わりますが、是非、それを早急に改善していただいて、住民が、ああ、よかったなというような方策をとっていただくように要望申し上げまして、また、トイレについても、早急に補正予算等を組んでいただいて実現していただくように要望申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。これをもって一般質問は終結いたします。

-----○-----

日程第3 議案第2号 令和2年度大崎町一般会計補正予算（第7号）

○議長（宮本昭一君） 日程第3、議案第2号「令和2年度大崎町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第2号、令和2年度大崎町一般会計補正予算（第7号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月4日に委員会を開催し、担当課長及び関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から12億2,877万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を146億5,826万5,000円とするものであります。

内容については、3月3日の本会議において説明がされておりますので、委員会での主なものについて報告いたします。

歳出の款2項2目2賦課徴収費、節8旅費の普通旅費4万9,000円の減について、委員から、事務研修の中止による減額であると説明があったが、何人の職員の出席を予定していたのか。また、研修を受けられなかった職員に対して、能力を向上させるためにどのような対策を講じたかとの問いに対し、職員の出席については、2名分を2回見込んでいた。また、職員に対しては、曾於地区地方税協議会を活用し、税目ごとに研修会を開催して、職員のスキルアップに努めたとの答弁でありました。

次に、款5項1目8農業機械維持管理費、節12委託料のオペレーター委託料1

90万円の減について、委員から、農業機械センターのオペレーターが1人辞められたということであるが、後を補充する必要はないのかとの問いに対し、オペレーターの雇用については、地域の認定農家の方などへ相談をしたり、また、ハローワークにも、年齢を65歳に引き上げ、町外の居住地まで範囲を広げて募集をしているところであるが、応募がない状況である。現状は厳しいが、どうにかしてもう1人確保したいと考えているとの答弁でありました。

次に、款9項4目7新型コロナウイルス感染症対策事業費、節17備品購入費の図書館用備品135万円について、委員から、図書館用備品として購入する、図書を除菌する器機については、返却される図書のみはこの器機を使用するという説明であったが、図書館内で住民の方々が読まれたりする本については、どうするのかとの問いに対して、これまでは、貸し借りの部分で利用された本のみを除菌する考えであったが、除菌時間も短時間で済むことから、館内で利用された本についても、随時除菌する対応をとっていきたいと考えるとの答弁。

次に、款9項5目3新型コロナウイルス感染症対策事業費、節14工事請負費の総合体育館トイレ洋式化工事264万円について、委員から、工事の内容については、洋式便器8箇所と小児用の小便器5箇所ということであったが、和式と洋式の比率はどれくらいかとの問いに対し、今回の洋式化工事は、大便器8箇所と小便器5箇所になるが、総合体育館内の全体の数の半分程度であるとの答弁。

さらに、委員から、洋式便器のところには消毒器機を設置するのかとの問いに対し、消毒器機については、設置したいと考えているとの答弁でありました。

また、委員から、総合体育館トレーニング室換気扇設置工事29万7,000円について、トレーニング室換気扇設置工事は、感染症対策事業で取り組むのであれば、換気扇ではなく、空調設備で対応したほうがよかったのではないかと問いに対し、新型コロナウイルス感染症対策として、まず、一番に、室内の換気をすることに重点を置いたこと、そして、比較的手っ取り早く取付が可能なことなどを考慮して、換気扇の設置となったとの答弁でありました。

次に、第2表繰越明許費補正、款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、農林水産業施設災害復旧事業について、委員から、農地20箇所、農業用施設20箇所、計40箇所が繰越予算となっているが、これはすべて令和3年度で完結する予定かとの問いに対し、災害復旧事業については、農地や水路等の災害箇所を繰り越すことにしていることから、地域の水利組合とも工事発注の情報提供を行うなどして連携を図り、令和3年度での工事完了を目指して鋭意努力していきたいと考えているとの答弁。

さらに、委員から、特に農地については、被災された地権者の方々から作付を望

む声を多く聞くため、なるべく早い時期の事業完了を目指して努力するよう要望した。

以上、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第2号、令和2年度大崎町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第2号「令和2年度大崎町一般会計補正予算（第7号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第2号「令和2年度大崎町一般会計補正予算（第7号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「令和2年度大崎町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第3号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

○議長（宮本昭一君） 日程第4、議案第3号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第3号、令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月4日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に4,817万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億385万5,000円とするものであります。

内容については、3月3日の本会議において説明がされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、歳入の款4項1目1保険給付費等交付金、節2保険給付費等交付金の保険者努力支援分422万1,000円について、委員から、保険者努力支援分について、昨年度実績との増加額は幾らか、また、制度の内容はどのようなものかとの問いに対し、保険事業に取り組んでいる保険者に対して、その事業ごとに点数が付与され、その点数に応じた金額が交付される制度である。また、実績については、昨年度比2万2,000円の増であるとの答弁。

また、委員から、保険事業の中で、人間ドックを受けられた方に対して補助金を支給していると思うが、その助成事業自体を知らずに、人間ドック助成申請をしていない住民の方がいるが、行政としてどう思うかとの問いに対し、保険診断費に対する助成事業について周知不足ということであれば、国保加入者の方に対して、さらに周知を図っていきたいとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第3号、令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第3号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第3号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」

について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第4号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）

○議長（宮本昭一君） 日程第5、議案第4号「令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第4号、令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月4日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に1,913万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,313万8,000円とするものであります。

内容については、3月3日の本会議での説明のとおり、後期高齢者医療保険料及び広域連合納付金等の見込みに伴う補正が主なものであります。

特記すべき質疑はなく、その後討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第4号、令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第4号「令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第4号「令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第5号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮本昭一君） 日程第6、議案第5号「令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第5号、令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月4日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に352万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億678万8,000円とするものであります。

内容については、3月3日の本会議において説明がされておりますので、委員会での主なものについて報告いたします。

歳出の款3項3目6認知症総合支援事業費、節7報償費の各種報償費45万円の減について、認知症総合支援事業について、事業内容はどのようなものか、また、どのような実績が上がっているかとの問いに対し、認知症総合支援事業については、認知症初期集中支援チームの会議の中で相談のあった認知症のおそれのある方に対して、アプローチの仕方や会議を通じて医療、介護のどちらにつないでいくのかなどを検討する場であるとの答弁。

さらに、委員から、高齢化が進む中で、現状把握後は予防策をどのように行っていくのが重要であり、具体的に実行していかないと認知症患者数の増加は改善できず、さらには介護費用の増額につながると思うが、どうかとの問いに対し、身体的に介護度が重症化する部分と認知症による重症化する部分があると思うが、身体的

な部分については、介護予防教室でのマスターズ、いきいきサロン、ころばん体操などの取組を普及しているため、身体の衰えについては進行しないような取組ができていていると思うが、認知症については、気づかないうちに認知が進んでいる場合もあり把握が難しい部分があるが、認知症の原因、予防の知識を身に付けていくことで増加を抑制できればと思っているとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第5号、令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第5号「令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第5号「令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号「令和2年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後4時16分

第 3 号

3月17日 (水)

令和3年第1回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和3年3月17日

午前10時00分開議

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（9番，11番）
- 日程第 2 議案第 6号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 3 議案第 7号 大崎町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 4 議案第19号 大崎町くいの松原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 5 議案第 8号 令和3年度大崎町一般会計予算
（令和3年度大崎町一般会計予算審査特別委員長報告）
- 日程第 6 議案第 9号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 7 議案第10号 令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 8 議案第11号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計予算
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 9 議案第12号 令和3年度大崎町水道事業会計予算
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第10 議案第13号 令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計予算
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第11 議案第21号 令和2年度大崎町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議案第22号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 発委第 1号 大崎町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について
- 日程第14 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議員派遣の件
- 日程第16 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 平 田 慎 一	7番 吉 原 信 雄
2番 富 重 幸 博	8番 中 山 美 幸
3番 児 玉 孝 徳	9番 上 原 正 一
4番 稲 留 光 晴	11番 諸 木 悦 朗
5番 神 崎 文 男	12番 宮 本 昭 一
6番 中 倉 広 文	

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

10番 小 野 光 夫

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘	農林振興課長	中 村 富士夫
副 町 長 千 歳 史 郎	耕 地 課 長	竹 本 忠 行
教 育 長 藤 井 光 興	建 設 課 長	時 見 和 久
会 計 管 理 者 西 高 和 義	農委事務局長	川 畑 定 浩
総 務 課 長 上 橋 孝 幸	水 道 課 長	高 田 利 郎
企 画 調 整 課 長 中 野 伸 一	教 委 管 理 課 長	上 野 明 仁
住 民 環 境 課 長 小 野 厚 生	社 会 教 育 課 長	今 吉 孝 志
保 健 福 祉 課 長 相 星 永 悟	税 務 課 長	本 松 健 一 郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長 本 高 秀 俊
次 長 兼 調 査 係 長 宮 本 修 一
次 長 兼 議 事 係 長 垣 内 吉 郎
庶 務 係 主 幹 西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本昭一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、上原正一君、及び11番、諸木悦朗君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第6号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第2、議案第6号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第6号、大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月4日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この条例は、介護保険事業の健全かつ適正な運営を図るための新しい大崎町介護保険事業計画が、令和3年4月から実施されることに伴い、65歳以上の被保険者に係る介護保険料率を改正するものでありますが、内容については3月3日の本会議において説明がありましたので、委員会での主な質疑について報告いたします。

委員から、介護保険の算定基準の段階の第1段階から第9段階まで、すべてが値上げになっている。生活保護を受給していない人でも苦しい生活を送っている方にとっては、月額数百円の値上げが負担に感じると思うが、どうかとの問いに対し、3年前の改正では、基準額の月額5,700円が6,500円で、800円の値上げであった。今回は、繰越金の増額と介護保険事業所の需要を見込んで積算した結果、基準額は月額200円の増、第1段階では100円、第9段階では340円の増となったところである。向こう3年間は、この保険料でお願いしたいと考えているとの答弁。

さらに、委員から、また3年後、保険料を上げないといけないことが予測できるか。そうしたときに、介護予防の事業として、いきいきサロンやころぼん体操などいろいろな事業に取り組んでいる。その中で、どれくらいの参加人数があって、どのような効果が出ているか検証したことがあるかとの問いに対し、介護予防教室については、実施した事業内容の報告はいただいている。症状が改善して元気になっ

た方はおられると思うが、個々において追跡調査は実施していないのが現状であるとの答弁。

さらに、委員から、様々な事業に取り組んでいることは認識してよいと思っているが、ただ、継続して事業を実施するだけでなく、介護予防事業を通じて、いかに保険料の抑制に努めるかが必要である。コロナ禍において、住民の方々はいろいろな場面で負担を強いられている。このような状況を考慮すると、今回の値上げは少額ではあるが、少額が積み重なれば住民の方々も、より負担感が大きくなるため、次の3年後、保険料を見直す時期においては、値上げをしなくて済むような状況をつくっていかないといけないと思うがとの問いに対して、介護予防教室やその他の教室には、その分野にたけた講師がいるので、今の御指摘の部分については、検討課題として今後いろいろと研究していきたいと思うとの答弁。

また、委員から、国民健康保険税を納付している方の中では、健康を維持されて、病院を受診していない方や介護の保険給付を受けていない方がいると思う。そういう方々に、町から表彰をする取組はできないかとの問いに対して、元気で病院に行かず、介護も受けてない方がいることは把握している。以前は、ふれあいフェスタでいろいろな健康部門の表彰を行っていたが、今のところは、いろいろなことを考慮すると実施は難しいのではないかと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第6号、大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第6号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第6号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」、委員

長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第7号 大崎町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第3、議案第7号「大崎町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第7号、大崎町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月4日に委員会を開催し、担当課長及び関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この条例は、大崎町老人福祉センター浴場設備の老朽化に伴い、浴場業務の廃止を提案するものでありますが、内容については3月3日の本会議において説明がありましたので、委員会での主な質疑について報告いたします。

委員から、浴場を廃止する提案であるが、改修した場合の費用は見積もり等も取られていると思うが、幾らかかる予測かとの問いに対して、更新をした場合の試算であるが、ボイラーから浴場までの8本の配管の取替費用が1本80万円で、地下に埋設してある配管の掘越費用と工事に係る諸経費等、全部含めて、おおむね1,000万円ぐらいを想定しているとの答弁。

さらに、委員から、概算で1,000万円ということではなくて、正式に見積もりを取った結果の金額で説明されたほうが理解しやすいと思う。また、老人福祉センターの浴場を週3回程度利用している方の中には、家にお風呂がない高齢者の方がいる。公共の福祉という観点から、規模を縮小した入浴場は考えられなかったかとの問いに対して、まず、お風呂が家庭にない方については、休止の期間、そのような問い合わせもなかったことから、何かしら用は足りているところである。また、入浴場の規模の縮小については、廃止か存続かで考えていたことから、規模縮小は考えていなかったとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第7号、大崎町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

の制定については、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第7号「大崎町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第7号「大崎町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号「大崎町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第19号 大崎町くいの松原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第4、議案第19号「大崎町くいの松原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第19号、大崎町くいの松原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月4日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この条例は、現在、くのにの松原キャンプ場の常設テントサイトに整備中の4人用バンガローを、令和3年4月1日から供用開始することに伴い、使用料のうち、常設テント部分を削除し、新たに4人用バンガローを追加する改正であります。内容については3月3日の本会議において説明がありましたので、委員会での主な質疑について報告いたします。

委員から、常設テントの使用料が削除されているが、常設テントすべて撤去されるのかとの問いに対して、常設テントについては経年劣化により使用に耐えない状況であるため、4コーナーに6張りずつある常設テントすべてを撤去して、その跡に、現在建設中である同規模のバンガローを1棟ずつ建設する予定であるとの答弁。

さらに、委員から、常設テントゾーンは1棟建設していて、常設テントのサイトはほかにもあるが、その全部を取って、今後バンガローに増設していく予定かとの問いに対して、今のところは各常設テントゾーンが4箇所あって、それぞれに1つずつ、今後、合計で4棟建てていく計画であるとの答弁。

また、委員から、今からバンガローを4棟建てるということは、町外から来られるバンガローの利用者の状況を見て、今後検討していくのかとの問いに対して、当然ニーズがあるということで4棟増設するものであるが、これは平成29年に開かれた在り方検討会の提案の中に、「施設については利用者のニーズを把握し、古い常設テントの撤去やバンガローの増設を」という文言があるため、その提案に従って年次的に整備をしていけばと考えているとの答弁。

また、委員から、バンガローの増設という考え方もあると思うが、バンガローと常設テントでは管理の難易度にも違いがあることから、今後は委託料の問題や費用対効果の部分も考えるべきではないかとの問いに対して、指定管理者との打ち合わせに担当課の管理者自らも入っていき、費用対効果や施設管理の在り方、地域経済への波及効果などを見て、その結果を今後の指定管理委託料の検討材料にしていきたいと思っているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第19号、大崎町くのにの松原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第19号「大崎町くのにの松原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の委員長報告に対して、何か質疑はありません

か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第19号「大崎町くいの松原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号「大崎町くいの松原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第8号 令和3年度大崎町一般会計予算

○議長（宮本昭一君） 日程第5、議案第8号「令和3年度大崎町一般会計予算」を議題といたします。

本案について、令和3年度大崎町一般会計予算審査特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（諸木悦朗君） ただいま議題となりました議案第8号「令和3年度大崎町一般会計予算」について、審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、3月3日の本会議において、本特別委員会に付託されたもので、3月5日及び8日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

それでは、委員会の中での主な質疑について報告いたします。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ103億7,770万2,000円と定めるもので、前年度と比較し20億5,271万5,000円の増であります。

内容については、3月3日の本会議において説明がありましたので割愛させていただきます。なお、委員会での主な質疑の報告についても、全委員出席の特別委員

会であることから今回は割愛させていただきますが、委員会での審査に支障を来す事態がありましたので報告いたします。

令和3年度一般会計予算の中で、数年前から継続的に取り組んでいる事業についての質疑があり、当該事業に関しては、これまでの委員会における審議の中でも何回か、委員からの質疑に対し担当職員の質疑に対する答弁及び資料提出等が行われておりますが、執行部側の答弁の真意と答弁に対する委員の受け取り方の相違等により意見に若干食い違いが生じたものです。双方に要因は考えられますが、町執行部には、今まで以上により一層丁寧な説明を求めることを要望いたします。

また、審査の過程で、担当課に詳細な説明を求めたときに、後もって報告したいとの申し出がありましたが、審議の上でどうしても必要なことから資料の提出を求め、暫時休憩を取りながら審議を行った次第であります。このようなことから、委員会での審議においても、資料作成など十分な事前準備を心がけた上で審査に臨まれるよう要望するものです。

討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第8号、令和3年度大崎町一般会計予算については原案のとおり可決すべきものと、全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、令和3年度大崎町一般会計予算審査特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第8号「令和3年度大崎町一般会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

議案第8号「令和3年度大崎町一般会計予算」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（宮本昭一君） 起立多数。

よって、議案第8号「令和3年度大崎町一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第9号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（宮本昭一君） 日程第6、議案第9号「令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第9号、令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月9日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億8,653万9,000円とするものであります。

内容については、3月3日の本会議において説明がされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

委員から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、通常病院へ通院する高齢者の方が、病院受診を控えたことで病気の状況が悪化したという状況があったと思うが、どうかとの問いに対し、特定健診においても新型コロナウイルス感染症の影響で受診者が少なく、受診率が芳しくなかったことは事実である。医療関係においても、感染のリスクを懸念して受診控えをした結果、基礎疾患の持病のある方が重症化するとともに、治療期間も長期化して医療費も高騰することなどが懸念される。国や県もこの事実は把握していたことから、町においては広報紙を活用して、持病のある方については、病院においても感染予防の対策は取っているので治療を続けていただくよう啓発を行ったところであるとの答弁でありました。

また、委員から、今回提出のあった説明資料の中で、入院に係る医療費が、ここ数年増加傾向にあるが、この要因は何かとの問いに対して、国保連合会からのデータから、増加した疾病名で申し上げますと、精神的な病気の統合失調症、狭心症、肺がんに関しての入院が増えている状況であるとの答弁でありました。

次に、歳出の款2、項6、目1傷病手当金、節18負担金、補助及び交付金の傷病手当金92万7,000円について、委員から、これは新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して、給与等の支払いを受けている方が治療のため仕事を休んだ場合に、その所得補償として傷病手当金を支給するものであるとの説明であったが、92万7,000円の算定根拠の説明を求めたところ、算定式は、期間

は15日間とし、3万887円掛ける2人掛ける15日間である。3万887円の根拠については、国民健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高額の139万円をもとに、基準の30分の1と2分の1をそれぞれ乗じた数字である。また、人数については、被保険者数3,548人に0.05%を乗じた2人を積算根拠としているとの答弁。

さらに、委員から、この手当は申請方式ということであるが、国民健康保険の被保険者の方々には手当の事業内容をお知らせするためにどのような周知方法を取っているかとの問いに対して、本町において、令和2年度中は、まだ一人の申請もない状況である。周知の方法については、昨年、関係条例の審議後に広報紙に1回掲載したとの答弁。

さらに、委員から、この制度について、国保の自営業者、特に経営者の場合、どういった対応となるのかとの問いに対して、今回の傷病手当については従業員の方だけで、事業者は適用されないとの答弁。

さらに、委員から、そうすれば、その辺の内容をもっと詳しく、住民の方々が理解できるように周知の方策を取っていただくよう要望した。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第9号、令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第9号「令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第9号「令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（宮本昭一君） 起立多数。

したがって、議案第9号「令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第10号 令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（宮本昭一君） 日程第7、議案第10号「令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第10号、令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月9日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,326万6,000円とするものであります。

内容については、3月3日の本会議での説明のとおり、歳入は徴収した保険料、保険料軽減分の負担金、一般会計からの繰入金が主なもので、歳出については、鹿児島県後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであります。

質疑に入りましたが、特記すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第10号、令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第10号「令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第10号「令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」を採決

します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（宮本昭一君） 起立多数。

したがって、議案第10号「令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第11号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計予算

○議長（宮本昭一君） 日程第8、議案第11号「令和3年度大崎町介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第11号、令和3年度大崎町介護保険事業特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月9日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,043万3,000円とするものであります。

内容については、3月3日の本会議において説明がされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

委員から、介護保険のサービスを受けている方で、ケアプランを作成する際に支援者の方々の意向があまりプランに組み入れてもらえなかったという話を聞いたことがあるが、ケアマネジャーの関係する事業所側に立ったケアプランが作成されているのではないかとの問いに対し、ケアマネジャーがケアプランを作成するときは公平な立場で作成することが求められている。町としても、そのようなことがないように、居宅支援事業所の実施指導等を通じて確認していきたいと思っているとの答弁。

さらに、委員から、提出のあった当初予算説明資料の中の介護保険の状況において、令和2年度の認定者数の記載はあるが、申請者数及び認定数についてはどの程度だったかとの問いに対し、平成30年度の数字であるが、新規申請者が237件、新規認定者数は40人であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第11号、令和3年度大崎町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきもの

と出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第11号「令和3年度大崎町介護保険事業特別会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第11号「令和3年度大崎町介護保険事業特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（宮本昭一君） 起立多数。

したがって、議案第11号「令和3年度大崎町介護保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第12号 令和3年度大崎町水道事業会計予算

○議長（宮本昭一君） 日程第9、議案第12号「令和3年度大崎町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（富重幸博君） ただいま議題となりました議案第12号、令和3年度大崎町水道事業会計予算について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月3日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月4日に全委員出席のもと委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

予算書の1ページ、業務予定量は、給水戸数6,620戸、年間総給水量150万9,000立方メートル、1日平均給水量4,130立方メートルであります。主な建設改良事業は、中山第二水源地調整槽築造工事であります。予算第3条の収益

的収入及び支出の予定額は、収入が第1款水道事業収益2億2,395万8,000円で、支出は第1款水道事業費用1億9,882万5,000円であります。

予算書の2ページ、予算第4条の資本的収入及び支出の予定額は、第1款資本的収入が582万4,000円で、第1款資本的支出が1億8,810万8,000円であります。資本的収入額が支出額に対して不足する額1億8,228万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金7,443万9,000円、減債積立金457万6,000円、建設改良積立金3,817万6,000円で補てんするものであります。

本予算の提案理由、内容等につきましては、本会議において担当課長より説明がございましたので、省略させていただきます。

それでは、委員会での質疑の主なものにつきまして報告いたします。

水道施設の老朽化や今後予想される人口減少に伴う給水戸数の減少を考慮した中期計画等は整備されているのかとの問いに対し、現在のところ、具体的にどの水道施設を何年度に改良や更新を行うといった計画は整備されていないが、国や県の指導をもとにして水道ビジョンを作成している。この内容については、水質の検査計画であったり、施設の現在の状況や老朽度についてまとめたものであるため、水道施設の現在の状況等については把握できている状況であるとの答弁でありました。

さらに、委員から、東日本大震災が発生して今年で10年が経過するが、このような大災害を想定した場合に、水道や電気などライフラインの重要性を再認識するところである。先ほどの答弁の中で、耐震性のある配管への布設替え工事も実施しているとのことであるが、どの程度の地震に耐えることができると想定しているのかとの質問に対し、耐震性のある配管に布設替えした管路が耐えうる地震の規模としては、レベル2地震時ということで、東日本大震災、阪神・淡路大震災に耐える配管となっている。なお、令和3年度施工予定の中山第二水源地調整槽築造工事で整備する、耐震性を備えたステンレスタンクについては、永吉の配水池や現在稼働量が一番多い鳥越配水池と直結されるタンクとなる。また、耐震性を備えた配管の敷設状況としては、中山第二水源地から県道大崎輝北線を南下して国道220号線までの区間の口径の大きな管線の管路については布設されている状況であるため、仮に大地震が発生した場合でも、非常時の災害拠点となることが想定される役場周辺までは確実に送水できるものと考えているとの答弁でありました。

その後、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第12号、令和3年度大崎町水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について、報告を終わり

ます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第12号「令和3年度大崎町水道事業会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第12号「令和3年度大崎町水道事業会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（宮本昭一君） 起立多数。

したがって、議案第12号「令和3年度大崎町水道事業会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第13号 令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計予算

○議長（宮本昭一君） 日程第10、議案第13号「令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（富重幸博君） ただいま議題となりました議案第13号、令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計予算について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月3日の本会議において、当委員会に付託されたもので、3月4日に全委員出席のもと委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出予算それぞれ1億9,630万6,000円とするものであります。

本予算の提案理由、内容等につきましては、本会議において担当課長より説明が

ございましたので省略させていただきます。

それでは、委員会での質疑の主なものにつきまして報告いたします。

目3 下水道整備費、節1 2 委託料の公共下水道事業地方公営企業法適用支援業務委託料について、令和5年度までに地方公営企業法の適用を受けるための委託料であるが、現在の移行業務の状況について説明を求めたところ、令和2年度は移行業務の1年目であるため、まず、今後の業務の打ち合わせを行ったところであるが、現段階では公共下水道事業の資産の整理に取り組んでいる状況である。具体的には、これまでに施工した工事の設計書等の関係書類を委託業者にすべて渡してあり、それをもとに整理をしている段階である。新型コロナの影響で、対面での打ち合わせ等については難しい面もあるが、電話等での確認を随時行っており、おおむね計画どおり進捗していると認識しているとの答弁でありました。

さらに、委員から、公共下水道の使用料について、令和3年度から令和6年度にかけて段階的に値上げされている状況を踏まえ、その周知方法や啓発活動の取組状況について説明を求めたところ、公共下水道の使用料に関する周知については、令和2年度は広報紙に関連記事を3回掲載しており、大崎町のホームページには常時掲載し、周知を図っている状況であるとの答弁でありました。

当委員会として、令和3年度から数年にかけて公共下水道の使用料が値上げされる状況について、公共下水道を利用している方々に理解してもらいながら協力を得る必要があると考えることから、さらなる周知を図りながら、丁寧な啓発活動を行っていただくよう要望するものであります。

その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第13号、令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第13号「令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第13号「令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（宮本昭一君） 起立多数。

したがって、議案第13号「令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第21号 令和2年度大崎町一般会計補正予算（第8号）

○議長（宮本昭一君） 日程第11、議案第21号「令和2年度大崎町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,011万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を146億7,837万6,000円にするものでございます。

歳出は、新型コロナウイルスワクチン接種を進めるための体制確保に係る事業費の増でございます。歳入は、国庫支出金の増でございます。

よろしく審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を進めるための体制確保事業費でございますが、国からの交付限度額の見直しにより増額するものでございます。まず、歳出から御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

款4衛生費、目10新型コロナウイルス感染症対策事業費は、合計で2,011万1,000円の増でございます。節3職員手当等1,506万円は、集団接種会場での支援など、ワクチン接種業務に携わる職員の時間外勤務手当でございます。節11役務費52万8,000円は、ワクチンを各医療機関に配送するための通信運搬費でございます。節12委託料254万1,000円は、コールセンター業務を強化するために人員を増員するために補正をお願いするものでございます。節13

使用料及び賃借料132万円は、ワクチン接種の予約を携帯電話などのウェブ環境で行えるようにするための予約システム使用料でございます。節17備品購入費66万2,000円は、ワクチンを保管いたします冷凍庫や蓄電池等を備えるための備品購入費でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。次に歳入について説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、目3衛生費国庫補助金2,011万1,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種の体制確保に関する補助金でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。次に4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費の補正でございます。(1)変更でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業の補正でございます。事業費の増額に伴いまして、補正後の3,873万9,000円に増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

- 議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。
- 8番（中山美幸君） 若干質問、もしくは要望等を申し上げておきます。まず、1点目、今、担当者の説明の中で、委託料のコールセンターの業務委託料、この中で人数の増加ということをおっしゃいましたけれども、人数の増加もそうでしょうけども、コールセンターで受けられる方の質の問題ですね。業者委託ですので、多分そこら辺は十分に勉強された方々が入って来られると思いますけれども、内容がわからなかったり、じゃあ、どこ、どこにつないでみますねというようなことで回されたりしないような、ちゃんとした対応ができるような人材確保ということで申し上げます。それは要望です。
- それともう1点はですね、給与明細書の中の会計年度任用職員70人ということなのですが、このことについて、この70というのは延べ人数なのか、それは個数なのか、このことについてお示しをいただきたいと思っております。
- 町長（東 靖弘君） ただいまの御説明に関しましては、担当課長の答弁とさせていただきます。
- 総務課長（上橋孝幸君） 人数につきましては、実人員ということになります。
- 8番（中山美幸君） 実員ということであると、70の雇用。総括の中では79となっているようですが、多分、9名については、現在、任用職員の方かなんかと思ったりもしているんですが。再度、この人員の確保ということは確実にできるということでしょうか。
- 総務課長（上橋孝幸君） 人員については、御質問のとおり、9名の誤差があります。それについては、再任用職員が9名ということで、そのほか会計年度任用職員

が70名というところでございます。

それから、人数が確実に確保できるのかということですが、現在、ワクチン接種業務体制を整えるために会計年度任用職員の募集をかけております。看護師、それから事務職含めて募集をしている段階でございます。今、実際応募は来ている段階でございます。あとは今後面接をして、適正であれば雇用するというような形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（宮本昭一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第21号「令和2年度大崎町一般会計補正予算（第8号）」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号「令和2年度大崎町一般会計補正予算（第8号）」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第22号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第1号）

○議長（宮本昭一君） 日程第12、議案第22号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,030万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を104億9,800万4,000円にするものでございます。

歳出の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策事業費並びに新型コロナウイルスワクチン接種事業費の補正でございます。歳入は、国庫支出金の増減でございます。

よろしく審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、国の第3次補正予算に伴うもので、新型コロナウイルス感染症に対応した地方創生臨時交付金関連経費及び新型コロナウイルスワクチンに係る経費でございます。まず、歳出から御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

款2総務費300万円は、企業の紹介動画を作成することにより就職希望者への情報提供の機会をつくり、雇用維持を図ることを目的とした動画作成委託料でございます。

款3民生費30万円は、子ども食堂の活動を支援するための事業補助金でございます。

款4衛生費は、合計で955万3,000円の減でございます。これは、国の指針によりワクチン接種対象者の年齢が16歳以上に変更になったことと、当初、接種業務については曾於医師会に委託し、集団接種で実施する予定でございましたが、医師会との協議により、接種については個別接種と集団接種を併用するなど、接種体制と委託内容を見直し、事業を円滑に進めるために予算の総額を減額するとともに、予算の組み替えを行うものでございます。節7報償費750万円は、集団接種を実施する際のワクチン接種業務を行う医師や看護師などに支払う謝礼金でございます。節10需用費75万1,000円は、ワクチン接種時に必要な救急セット等の購入費でございます。節11役務費232万円は、接種業務を行う医師等に係る障害保険料22万円と、町外のかかりつけ医でワクチンを接種した場合に必要な国保連合会への事務手数料210万円でございます。節12委託料は3,007万4,000円の減でございますが、そのうち、ワクチン接種委託料3,238万4,000円の減は、接種年齢と委託内容の見直しにより減額するものでございます。次の駐車場警備業務委託料231万円は、集団接種会場の駐車場における事故等を防ぐための警備会社への委託料でございます。節13使用料及び賃借料995万円は、集団接種会場で必要な心電図モニターやストレッチャーなどの使用料2

44万2,000円と、次の8ページをお願いいたしまして、移動手段のない高齢者等を集団接種会場へ送迎するためのバス借上料750万8,000円でございます。

款5農林水産業費は合計で1,061万1,000円でございます。節12委託料276万円は、今年、新成人を迎えた方に地元産品の農畜産物詰め合わせを送るための委託料でございます。節14工事請負費65万1,000円は、大丸地区農業構造改善センターのトイレ洋式化に伴う工事費でございます。節18負担金、補助及び交付金720万円は、人手不足の農業現場において、コロナの影響により離職している方を雇用した場合に、賃金の一部を補助する求職者等農業雇用推進事業補助金でございます。

款6商工費1億44万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対策委員会への補助金でございます。内容は、コロナ禍で15%以上の減収となった第3次産業事業者に対する経営持続化支援事業費8,838万8,000円と、コロナ禍で首都圏等から地方へ移転するIT系の企業を誘致するための事業費1,205万6,000円でございます。

款9教育費、項1教育総務費150万円は、学習機会の場を創出するための学校運営協議会への補助金でございます。

9ページをお願いいたします。項2小学校費1,400万円は、菱田小学校、大崎小学校、持留小学校のトイレ洋式化に伴う工事費でございます。

これで、歳出の説明を終わります。次に歳入について説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金955万3,000円の減は、ワクチン接種に係る事業費の補正に伴う減でございます。項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金1億2,985万5,000円は、国の第3次補正予算に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○7番（吉原信雄君） 8ページの新型コロナウイルスの委員会補助金の中の8,838万8,000円、3次産業となっておりますが、この3次産業は何社あるということでしょうか、お聞きします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御説明につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○企画調整課長（中野伸一君） お答えいたします。

15%以上減収の第3次産業事業者は、440社を想定しております。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） まず、1点目です。バス借上料が計上されておりましたが、その件でどういった方法で送迎をされるのか。これ、非常に厳しい状況になろうと思えますけども、そして、前半のバスの件で、委員会でもありましたけども、どういった見積もりを取られたのかですね、非常に本町のバスの契約については高価だという御意見も同僚議員のほうから出ていまして、私も同感だなというふうに理解しております。そういった中で、どういった見積もりを取られて、どういったことでこの金額になったのか、その点について、まず1点です。

もう1点は子ども食堂の助成。現状でどれぐらいの利用率があるのか、そして、コロナに対して、なぜ、この助成が必要なのか、そのことについて、まずお示しをいただきたいなというふうに思います。

○町長（東 靖弘君） 1点目の送迎方法、また、どのような見積もりを取ったかということでございますので、担当課長の答弁とさせていただきますことと、子ども食堂の利用についてということございましたので、そちらも担当課の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（相星永悟君） お答えいたします。

まず、バスのルート是件でございますけども、3路線を想定しております。菱田、中沖、それから大丸、永吉、それから持留、野方から各々の大崎の接種会場、野方の接種会場に向かうルートを設定しておりますけども、今のところ、個人宅の木戸口までは回れませんので、予約を取る際に、こちらから最寄りのバス停といえますか、乗り合いの場所を設けるつもりでございますので、そちらのほうに来ていただいて乗っていただくということを考えております。

それから、バスの単価でございますが、令和2年度の本町のバスの借上料が6万円で契約しておるようでしたので、一応積算としては6万5,000円の3路線を、月に7回運行の5か月間というので750万8,000円という金額でございますけども、こちらは入札で、また単価が変わってくるかと思っておりますので、一応1割弱上げた計算で積算をしております。

それから、子ども食堂の件でございますが、大丸地区に1つ、それから野方地区に1つ、本町では2箇所開設してございます。大丸が名前で見ますと「子ども食堂いちごちゃん」というところですが、昨年1月1日から、月1回、土曜日に開催されておりました、昨年1月1日から今年2月までですけれども、休止をされたのが3月と4月、それから7月、3か月は休止をされておられるようでございます。ともに緊急事態宣言が出たのと、7月は大隅半島でコロナが出た関係が関係しているだろうと思えます。野方が「野方子ども食堂」ということで、昨年の8月から開催されて

おりまして、こちらは毎月1回、土曜日に開催されているようでございます。

まず、大丸の「いちごちゃん」につきましては、子どもの方がトータルで申し上げますが384名の利用があります。大人が349名、ボランティアスタッフ、加勢をされる方でしょうけれども、こちらが69名いらっしやって、開設当初から2月までで802名の利用があったということでございます。「野方子ども食堂」につきましては、子どもさんが158名、大人はカウントしていないということでございました。ボランティアが48名で、合計で233名の利用がございました。

この子ども食堂自体の運営については、もう全く個人の自主運営ということで、企業とか地域、あるいはフードバンクからの食材の提供を受けて、身銭を切って運営していらっしゃるようでございますが、このコロナにつきましては、大丸の「いちごちゃん」については、感染予防対策ということでドライブスルー方式というのを採択されて、簡易テントを買われて、食材を載せる台とか備品的なものを購入されて対応しておられるということでしたので、そのことからしましたら、やはりコロナによる影響があるということを勘案しまして計上した次第でございます。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） 送迎のバスのことからですけれども、非常に私は高いのかなというふうに私も思います。多分、同僚議員もそう思っているんじゃないかなというふうに理解しておりますが。それよりもですね各個人でタクシーを利用する、タクシー券みたいなのを発行するという方法が、交通弱者といわれる方々、どうしても自分の家の車で行けない、家族が送迎できない、そういった状況の方々については、その助成金を出した方がかなり手厚い送迎方法になるんじゃないかなというふうに思いますし、また、バスであれば密ということもありますよね。そういったことを加味すると、やはりタクシー業者の方々と契約をされて、何らかの、運送法の関係もあるでしょうけれども、そういったことを加味しながら低額で何とかできないのかと、何とか割引できないのかというようなことを交渉されて、車の借上料で計上していくという方法が私は一番妥当じゃないのかなというふうに理解しているんですが、この点についてのさらに検討されることが私は住民サービスの一環として、福祉の関係から考えると、じゃあ、このバス停まで来てくださいということが非常に厳しい状況、会場まで行けないからバスの送迎をお願いするということがありますと、自宅からバス停まで行くこと自体が厳しい状況にあるんじゃないですか。そこを考えてあげることが、私は福祉の一つのことじゃないのかなと、サービスじゃないのかなというふうに考えております。

それから、子ども食堂については、スタッフの延べ人数じゃないのかなというふうに私は勝手に解釈いたしました。まず、ドライブスルーでやっていらっしゃる

ということなんですけれども、非常にいいことはいいと思うんですが、密になる可能性も私は出てきているんじゃないかなというふうに思います。そしてまた、変異ウイルス等々の関係が出てきますと、今度は感染の拡大ということも非常に懸念されるわけですよ。年齢層の低い方々、小中学生にもうつるということをいろんな放送等でも流されていますので、予算化することは異論は申しませんが、そこら辺の対応をですね担当課としてはちゃんとやっていただくことを条件にお話をさせていただきたいなど。そうでないとですね、そこが今度はクラスター発生源のもとになる可能性も出てきます。飲食店でも、現在かなり気を使いながらやっていますので、同じ飲食を提供している場として、本当にどうなのかなというのも疑問がありますので、そこらは十分注意するように担当課のほうで指導といいますか援助をしていただくことを要望しておきます。

以上です。

○議長（宮本昭一君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（児玉孝徳君） 教育費ですけど、学校運営協議会活動補助金ですね、これの150万円、学校運営協議会が主となり、コロナ禍でも学習機会の場を創出するための学習拠点づくり事業ということですが、学習の機会の場というのは具体的にどのようなものを考えていらっしゃるのか。また、学校運営協議会は町内7箇所ありますかね、この全部の運営協議会に均等に割り振りするのか、それとも1箇所ですべての予算なのか、その辺をお聞かせください。

○教育長（藤井光興君） 今の質問にお答えします。

常々から保護者の方や運営協議会のほうに、大崎の子どもたちは家庭での学習が足りないということを話しておりましたが、今回、運営協議会のほうから中学生が中心ですけども、子どもたちに学習の場をどこか提供できないだろうかということで、この補助金を使ってできるんじゃないかということでこの問題が出てきたところです。会場については、公民館とかいい場所があれば、そこを借りて、また、詳しくについては運営協議会のほうで考えてもらうことになりましたが、大分考えていらっしゃるようですけど、その線で進むのかなと思っています。会場については、大崎と菱田と野方方面かなと。その3つについて、できるかどうか、会場を借りるかどうか。ただ、教えるというよりは一緒に学びの場ということで、友達と一緒に勉強する場を設置しよう。そこに誰か講師がつくとか、そこまではまだ考えてないかと思いますが、その関係の予算です。

○議長（宮本昭一君） ほかにありませんか。

○1番（平田慎一君） 数点ございますが、まず、新型コロナウイルスワクチンに関する御質問をします。医師会と、接種対象者の見直しを行われたわけですが、町外の

かかりつけ医療機関、これも今度から入っていると思いますが、本町における町外のかかりつけ医の接種に行かれる割合ですよね、どれぐらいの把握されているのかというのが1点。

それと、あと、医療機関については5つの医療機関、御説明されて、会議も多分されているとは思いますが、アナフィラキシーショックに対応する医療機関、特に気管挿管等ができる医療機関というのは限られてきていると思いますが、その辺の認識と広報、その辺を含めて、あと、もう1つは、医療機関との話し合いの中でどのような意見があって、どのような対応をされるのかということをお聞きすると、あとは商工費においてIT企業関係の予算1,200万円組んでありますけれども、これは実際どのような事業をされる予定なのかということをお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきまして、医師会との協議も入っておりますので、担当課長のほうの答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（相星永悟君） お答えいたします。町外のかかりつけ医の件につきましての件数は把握はしておりません。

それから、医療機関における副反応、アナフィラキシー対応につきましては、それに対する薬剤とかあるというのは聞いておりますので、先ほどの医師会とのどのような話が出たかということでも重複しますが、そういう話もございました。ですので、気管挿管ができるお医者さんはいらっしゃると思います、ドクターですから。それに対応する薬剤等の購入も、こちらで準備をして届けるという段取りになっております。今まで、町内の医師会の医師の先生方と話をしたところですけども、やはりワクチンの供給のやり方ですね、各クリニックで独自でできないところもありますので、そちらにつきましては役場のほうで保管しますから、そこから専門の業者を使ってお届けするというところで、一応話し合いの結果、役割分担といたしますか、結論が出た次第でございます。

以上でございます。

○企画調整課長（中野伸一君） IT系企業の誘致についての御質問でございましたけれども、二とおりのパターンを考えております。まず、今、テレワークといわれるものでパソコン1つでどこでもということ、首都圏からこちらに2拠点といえますか、仕事をされる方も多いんですが、いわゆるフリーランスといえますか、個人でされる方ですので、その方々は特に場所を選ばないといえますか、机が1つ、椅子が1つあればいいというような状況でありまして、それにつきましては、その方々が借りるであろう場所の、旧相信さんの2階の場所とかにWi-Fiとか通信機器等も整備してございますので、そういうところを借りる場合の家賃補助的な部

分が一つ、そういうことで誘致を図っていければどうだろうかというのが一つ。

もう一つは、企業、法人と言いますか、複数の事業者と同じ場所で仕事をするには守秘義務であるとか、同じ室内ではちょっと仕事ができないという場合で間仕切りが必要な場合とかありますので、そこにつきましては、今、空き店舗と言いますか、空き家と言いますか、そういうところに交渉中でございまして、その整備の補助金でございまして。

以上でございまして。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。先に、IT系のほうについては、もう1点聞きますけれども、現状として、誘致で話し合いをするというところはあるのかどうかという部分ですね。

あと、ワクチンについてですけれども、それについては医療系、先ほど気管挿管ができる医療機関というのは、多分5つの医療機関のうち、限られていると思うんですよ。だから、そういう緊急の対応、救急車がないといけないという場合になった場合ですよ、その前に手を打てる医療機関というのは限られていますので、その辺の情報提供は把握されて、ちゃんと言われるべきかなというのと、あと、かかりつけ医療機関、町外の医療機関ですね、把握されていないということでしたが、今回、いい機会でもあると思います。できれば、やっぱり本町の医療機関ですね、本町の方々は医療を受けていただきたいというのが多分本筋だと思いますが、その辺の数の把握というのもですね、今回いい機会ですので、重ねて把握、きっちりできるようにしていただきたいと思います。

以上、2点です。

○企画調整課長（中野伸一君） IT系企業の話のほうでいきますと、今、法人のほうにつきましてはお声かけをいただいているところです。物件について、その整備についての準備を進めていると、予算が通ってからの話なりますけれども、準備を進めているところでございまして。1社来ております。

それともう1つ、個人のほうは、一般質問でしたか、特別委員会でしたかわかりませんが、お声かけが来ているという話もありましたけれども、それから、私どもの企画調整課のほうにもフリーランスの方、ウェブデザイナーというんでしょうか、その方からのお話とかもいただいておりますので、そういう方々が、また、知り合いとか、呼んでいくような形で輪を広げていければなというふうに考えてございまして、その誘致に全力を尽くしたいと思っておりますのでございまして。

○保健福祉課長（相星永悟君） お答えいたします。かかりつけ医の件ですけれども、これは後もって、また国保連合会から、どこの医療機関で接種をしたかというのがわかりますので、言われますように、この機会ですからデータを集められれば集め

たいと思っております。

それから、副反応の件ですけれども、医療機関で行っていただく際に、緊急的なことはクリニックの中で対応ができるかと思っておりますけれども、最終的に、やはり救急搬送とか考えられますので、その際は所轄の消防とか、この機関から接種が始まったとか、その辺の連携はとっていかうかと思っております。

以上でございます。

○議長（宮本昭一君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（富重幸博君） 8ページの新成人の農畜産物詰め合わせの予定人数と、それから、1人どれぐらいの詰め合わせで積算されているのか、説明をお願いします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御説明に対しましても、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○農林振興課長（中村富士夫君） 対象者は、一応112名を予定しております。中身につきましては、ウナギとか牛肉とかそういうもので、1人当たり約2万円ということ想定をしております。

○議長（宮本昭一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第22号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」は原案

のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 発委第1号 大崎町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について

○議長（宮本昭一君） 日程第13、発委第1号「大崎町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について」を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

○7番（吉原信雄君） ただいま議題となりました発委第1号、大崎町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について説明いたします。

発委第1号、大崎町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について。大崎町議会議長、宮本昭一殿。提出者、議会運営委員会委員長、吉原信雄。令和3年3月17日提出。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに大崎町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出の理由につきましては、議員活動と家庭生活を両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっては諸要因に配慮するため、育児、介護など、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

附則として、この規則は、公布の日から施行するものです。

よろしく審議の上、御可決くださるようお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発委第1号「大崎町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、発委第1号「大崎町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（宮本昭一君） 日程第14、同意第1号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、大崎町教育委員会委員であります林さつき氏が、令和3年3月31日で任期満了となりますことから、その後任に吉田博文氏を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるところでございます。なお、任期は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間でございます。

氏の住所は、大崎町野方6091番地中村1区集落で、昭和46年9月17日生まれの49歳であります。

氏は、鹿児島市出身であり、平成26年に大崎町野方地区の中村1区に転入し、住居を構え、現在は山重郵便局長として勤務されています。平成2年3月に鹿児島市立鹿児島商業高等学校を御卒業後、東京輸送郵便局第一輸送課に入省され、宮崎県高岡郵便局、山重郵便局、有明郵便局を経て、平成19年4月から山重郵便局で勤務され、現在に至っております。氏は、豊かな発想と識見を持ち、穏健、中立な人物として高く評価されており、教育委員会委員として適任であると思われまので、よろしく御審議賜り御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第1号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（宮本昭一君） ただいまの出席議員数は10人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、児玉孝徳君、4番、稲留光晴君、5番、神崎文男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

[投票用紙配付]

○議長（宮本昭一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（宮本昭一君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（本高秀俊君） それでは、議席番号、氏名の順で読み上げます。

1番、平田慎一君、2番、富重幸博君、3番、児玉孝徳君、4番、稲留光晴君、5番、神崎文男君、6番、中倉広文君、7番、吉原信雄君、8番、中山美幸君、9番、上原正一君、11番、諸木悦朗君。

[投票]

○議長（宮本昭一君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。3番、児玉孝徳君、4番、稲留光晴君、5番、神崎文男君、立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（宮本昭一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、10票、反対、0票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

-----○-----

日程第15 議員派遣の件

○議長（宮本昭一君） 日程第15、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（宮本昭一君） 日程第16「閉会中継続審査・調査申出書」についてを議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申し出があります。

お諮りいたします。

4委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、4委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は決定いたしました。

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本定例会の全日程を終了いたしましたので、令和3年度第1回大崎町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午前11時45分